

令和2・3年度

社会教育活動の実態に関する基本調査事業

人口減少時代における
生涯学習推進センター等の
新たな役割に関する
調査研究報告書



文部科学省
国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

はじめに

「生涯学習推進センター等」を対象とした本調査研究については、平成2年に出された中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」において、自ら主催講座等の事業を行うとともに、各種の学習・教育機関との連携を図るため、地域の生涯学習の中心機関となる「生涯学習推進センター」の設置が提言されたことに端を発します。しかしながら、公民館や図書館、博物館等と異なり、生涯学習推進センターは、現在にあっても法令上の位置付けがなく、各自治体の条例に依拠しているのが現状です。

上記、中央教育審議会では「地域における生涯学習をより一層推進していくためには、学習機会を提供するだけでなく、人々が学習機会を選択したり、自主的な学習活動を進めたりすることについて援助を行ったりすることも大切である」として、生涯学習推進センターには次の六つの機能が求められていることが示されています。(1) 生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実、(2) 学習需要の把握及び学習プログラムの研究・企画、(3) 関係機関との連携・協力及び事業の委託、(4) 生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修、(5) 生涯学習の成果に対する評価、(6) 地域の実情に応じ、必要な講座を主催することです。

なお、社会教育実践研究センターにおいては、平成21年度に調査研究事業「生涯学習推進センター等の新たな役割に関する調査研究」を実施しました。本調査の結果からは、近年の国の答申等で述べられてきた「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」、「ネットワーク型行政の実質化」、「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」等は本来生涯学習推進センター等が持ち得る機能として備わっていることが明らかになりました。そして、生涯学習推進センター等の本来的機能を発揮することで、地域課題解決に資する活動も可能であり、期待も備わっていることが示されました。また、このような調査結果とともに、生涯学習推進センター等の運営方式が多様化してきていることや、「調査・研究事業」が重点事業になっていないことが課題として挙げられました。

本調査研究は、平成21年度の調査から約10年を経て、社会を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、生涯学習推進センター等の最新の状況を質問紙調査等によって把握するとともに、生涯学習推進センター等の新たな役割・可能性について明らかにし、地域の生涯学習推進を図るための施設像（あるいは現代に即した新たな「機能」）について提言させていただくことを目的に実施いたしました。

質問紙調査及びヒアリング調査の結果から、地域の学習と活動の拠点として求められる生涯学習推進センター等の役割や機能、「地域課題解決学習」を推進する上での生涯学習推進センター等の役割や、強化すべき機能、生涯学習推進センター等が新たな役割を担っていく上での方向性や課題等が明らかになりました。

本調査研究報告書が、全国の生涯学習推進センター等の活性化、さらには地方公共団体における生涯学習推進施策の充実の一助になれば幸いです。

結びに、本調査研究の実施に当たりまして、ご指導を賜りました山本和人委員長をはじめ、委員各位、ならびに本調査にご協力いただきました各地域の生涯学習推進センターの方々に改めて感謝申し上げます。

令和4年3月

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター長 上田 浩士

目 次

はじめに

第1章 調査研究の概要

- 1 調査研究の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 調査研究の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 調査研究の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 調査研究の主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 生涯学習推進センター等が地域課題の解決に取り組む必要性

- 1 地域における生涯学習推進の中心機関としての誕生・・・・・・・・・・ 3
- 2 生涯学習推進センターの役割変化とその予想・・・・・・・・・・ 4
- 3 地域課題解決とそのため学習の重要性、必要性・・・・・・・・・・ 5

第3章 生涯学習推進センター等が担う役割・機能の実態及び

課題把握に関する質問紙調査

- 1 質問紙調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 都道府県の生涯学習センター等の集計結果・・・・・・・・・・ 8
- 3 指定都市の生涯学習センター等の集計結果・・・・・・・・・・ 32
- 4 質問紙調査のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第4章 ヒアリングによる事例調査

- 1 秋田県生涯学習センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 2 茨城県水戸生涯学習センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 3 新潟県立生涯学習推進センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 4 兵庫県立嬉野台生涯教育センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
- 5 鳥取県立生涯学習センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 6 島根県立西部社会教育研修センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 7 広島県立生涯学習センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
- 8 千葉市生涯学習センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- 9 大阪市立総合生涯学習センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

第5章 まとめ

生涯学習推進センター等に求められる新たな役割・機能について

- 1 生涯学習推進センター等の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
- 2 期待される新たな役割・機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・94

参 考

- 資料1 質問紙調査票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・98
- 資料2 業務改善シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110

第 1 章

調査研究の概要

第1章 調査研究の概要

1 調査研究の目的

生涯学習推進センター等を取り巻く最新の状況を質問紙調査等によって把握するとともに、人口減少時代における生涯学習推進センター等の新たな役割・可能性について調査研究を実施し地域の生涯学習推進を図るための施設像（あるいは現代に即した新たな「機能」）を考察する。

2 調査研究の対象

(1) 質問紙調査

全国生涯学習・社会教育センター等協議会に加盟する施設・機関を対象とした。

(2) ヒアリング調査

調査票による調査で回答があった施設のうち、先駆的・特徴的な事業を実施している機関を対象とした。

- 1 秋田県生涯学習センター
- 2 茨城県水戸生涯学習センター
- 3 新潟県立生涯学習推進センター
- 4 兵庫県立嬉野台生涯教育センター
- 5 鳥取県立生涯学習センター
- 6 島根県立西部社会教育研修センター
- 7 広島県立生涯学習センター
- 8 千葉市生涯学習センター
- 9 大阪市立総合生涯学習センター

3 調査研究の方法等

(1) 質問紙調査

ア 調査票の配布

社会教育実践研究センターから、全国生涯学習・社会教育センター等協議会に加盟する施設・機関に電子メールで配布した。

イ 調査票の回収：社会教育実践研究センター宛てに返信を依頼した。

ウ 調査の実施時期：令和2年10月1日現在の状況の回答を依頼した。

エ 調査の期間：令和2年11月17日～令和2年12月14日

オ 実施主体：社会教育実践研究センター

カ 調査の回収状況

【表1 対象別調査票の回収状況】

調査対象別	対象数	回収数	回収率 (%)
都道府県のセンター等	48	48	100
指定都市のセンター等	7	7	100

※複数のセンターが設置されている都道府県の集計上の扱いについて

- ・各センターが独立しており、取り組む機能や役割に差が見られるセンター等は、センターごとに集計した。(茨城県5館、埼玉県2館、福井県2館、島根県2館)
- ・富山県については、地区センターが独立した機能を有していないため、本部1館の回答のみを集計した。

(2) ヒアリング調査

調査票による調査で回答があった施設の中から、先駆的・特徴的な役割を担っている事業を実施している施設を調査研究委員会にて選出し、調査研究委員と事務局で訪問及びウェブ会議による調査を実施した。

(3) 業務改善シートについて

質問紙調査及び、ヒアリング調査の結果を受け、生涯学習推進センター等の業務を改善するためのシートを作成した。

4 調査研究の主体

「人口減少時代における生涯学習推進センター等の新たな役割に関する調査研究報告書」は、調査研究委員会を組織して実施した。委員は次のとおりである。

岡田正彦	大分大学教育マネジメント機構基盤教育センター教授
加藤浩司	公益財団法人広島県教育事業団事務局長
水谷修	東北学院大学教養学部長・教授
湊一徳	岩手県一関市立新沼小学校副校長
○山本和人	東京家政大学人文学部教授・大学院人間生活学総合研究科教授

(以上 50 音順、○は委員長、所属等は令和4年3月現在)

〈事務局〉

上田浩士	社会教育実践研究センター長
筒井公章	社会教育実践研究センター企画課長
石津峰	社会教育実践研究センター社会教育調査官
忰田伸一	社会教育実践研究センター専門調査員
山岸峻也	社会教育実践研究センター社会教育特別調査員
赤山みほ	社会教育実践研究センター研究補助者

(令和2年度)

松本由希子	社会教育実践研究センター企画課長
山田智章	社会教育実践研究センター社会教育調査官
白井淳子	社会教育実践研究センター専門調査員
武田総	社会教育実践研究センター社会教育特別調査員

第2章

生涯学習推進センター等が
地域課題の解決に取り組む必要性

第2章

生涯学習推進センター等が地域課題の解決に取り組む必要性

1 地域における生涯学習推進の中心機関としての誕生

国による「生涯学習推進センター」設置の推進は平成2年1月30日に出された中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備」に始まる。答申では生涯学習の時代に向けて、大学・短大等に設置される生涯学習センターと、都道府県に設置される生涯学習推進センターとに分けて検討の上、提案された。どちらも地域における生涯学習の中心機関となることが期待されていた。中でも都道府県に設置される生涯学習推進センターは、地域の人々の生涯学習を支援する体制整備が求められ、推進機関として位置付けられたのである。期待された機能の充実と生涯学習推進センターが整備を図っていくことが望まれる事項としては、今回の調査項目でも取り上げた6機能・項目が掲げられていた。

「生涯学習推進センター」が提案された当時は、大学・短大等においては大学拡張の延長線上である「大学開放（公開）講座」の実施が、高等教育段階の「学習機会提供」として始まっていた時期で、また、地域における生涯学習とその取組はどちらかといえば社会教育の延長線上に、地域の人々の生涯学習支援は社会教育（活動）の支援として進められていた。生涯学習社会への入り口にあった当時、日本社会における生涯学習支援システムづくりとその推進が期待された。また、平成18年の教育基本法改正によって明文化され明らかになった「生涯学習の理念」は、生涯学習として学んだその成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指すものであり、学習成果を生かすことは我が国が生涯学習社会への転換を目指した当初から志向されていたものであった。

生涯学習社会を牽引してきた社会教育では、地域社会の社会教育の場で学んだことを地域社会に還元すること、人々を組織化・グループ化し、学びを継続させ、社会教育活動を活発にすることが大切にされ、期待されてきた。そして、参加者一人ひとりの人格を築き生活を豊かにするだけでなく、地域のまとまりや絆を創り上げてきている。それは同時に、社会変動・社会変化によって生じてきた「新たな地域コミュニティの形成」という課題を解決しなければならなくなり、全国的に、社会教育や生涯学習の活動はまちづくりへの貢献・地域課題解決がますます求められてきたのである。同時に、地域社会が抱える課題解決への貢献・取組は社会教育関係者が一人努力・孤軍奮闘しても困難なこともあり、他行政等との連携・協力関係も求められていた。

その中で提案された生涯学習推進センターは幅広い学習情報や学習機会を提供するだけでなく、社会教育の世界をある意味拡大し、より多くの人々に生涯学習としての学びを提供するだけでなく、その成果を生かすことへの貢献が期待された。生涯学習の概念は、学校教育・社会教育・家庭教育における各領域の学び・学習を包括するものであり、その意味で、生涯学習推進センター等に期待される役割・機能の整備項目は正に生涯学習支援の仕組み（システム）を作る上で必要なことが掲げられていたのである。

人々が生涯学習情報を入手し、求める生涯学習機会の選択を援助・支援するため、「生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実」が求められた。それらを含む生涯学習推進センター等の様々な機能発揮の基礎となる「学習需要の把握及び学習プログラムの研究・

企画」を行うことや、新たな学習機会を創出し提供していく等々のためには、「関係機関との連携・協力及び事業の委託」が求められた。ネットワーク行政を実質化するためには様々な組織・機関との連携が不可欠である。また、従来からの社会教育分野における人材養成や研修に限定されない、「生涯学習のための指導者・助言者の養成・研修」を行う必要性もあった。こうして、一人ひとりが生涯学習による学びの成果を社会的に活用していく上で重要な「生涯学習の成果に対する評価に関すること」が取り上げられたと考えられる。

2 生涯学習推進センターの役割変化とその予想

大学・短大等の生涯学習への取組については、高等教育機関自体が生涯学習支援の仕組みを作り上げてきた。生涯学習センターはその後名称を変えつつも社会連携・産学連携を進める教育・研究部門として重要な役割を果たし機能している。高等教育行政は生涯学習センターを有する大学のみならず、在学生に対する教育とともに社会人教育を行える様々な仕組みを提案してきた。具体的には、社会人入試制度や科目履修制度、インターネットを利用した通信制大学教育制度、履修証明プログラム等を大学・短大等で整えることができるようになり、「リカレント教育」への対応を可能にした生涯学習支援を、文部科学省が中心となり関係省庁とともに広く行ってきている。

これに対し、都道府県の生涯学習推進センターは当初提案され期待された機能を果たすようになったのだろうか。平成2年に中央教育審議会によって提案された後、文部科学省では政策・施策の課題として補助金も用意し、10年をかけて「生涯学習推進センター」が新設されたり、あるいは、社会教育センター、教育研究所等から改組されたりして、全国に体制が整えられてきた。各都道府県では市区町村との連携体制も整えられた。この間、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターでは、平成21年度に生涯学習推進センター等の役割と機能についての調査研究を行っている。そこでの課題は、①当初求められた役割・機能がどのように果たされてきたのか、②（当時の）現時点でどのような役割・機能を果たしているのか、更に、③今後どのような方向を目指そうとしているのか、等を明らかにすることであった。

その調査報告書では、果たしている「推進機能」の現状と今後の重点事業がまとめられ、期待を含めた今後の活動課題、問題を指摘している。①連携・協力先の組織・機関が限定されていること、②センターの新たな事業展開が進められつつも、「問題解決への貢献や先駆的な事業を実施する際」の関わりを深める必要があること、③学習成果の活用・評価への貢献の必要性、④生涯学習の推進に貢献すること、がそれである。

それから更に十数年が過ぎた現在、各地の生涯学習推進センターでは何が課題になっているのか。都道府県の生涯学習推進センターにおいて当初提案された六つの機能を十全に果たしているのかどうか。また、それらの機能を見直す必要はないのか。大学・短大等の生涯学習センターと都道府県の生涯学習推進センターとの役割が分化してきている中で、今、期待される役割は何か。さらには、人口減少社会の進展は社会全体の在り方を変えることになるが、新たな時代に生じる課題解決への対応が生涯学習センターにも求められるのではないかと。順不同ながら、そのような諸問題・諸課題が予想される。

3 地域課題解決とそのため学習の重要性、必要性

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターのこれまでの調査研究やその成果物を見ていくと、日本における社会教育・生涯学習の動きや流れ、必要とされる取組として何があったか・何があるかが分かる。日本の高度経済成長が進むと婦人と高齢者が社会教育事業のメイン・ターゲットになったが、情報社会の進展や、現在進行中の男女共同参画時代、そして、人生100年時代へと向かう中で、職業を持つ女性が増加し、技術革新等に合わせた働く人々の生涯学習、青少年の生きる力の開発や社会参加、障害者の生涯学習などが求められるようになると、対象者の変化・拡大に応じた学習プログラムの研究・開発がなされてきた。

大変大雑把な言い方になるが、社会教育事業の「目的」も、地域の社会教育事業への成人参加そのものを中心にしてきた時代から、生涯学習の推進、地域づくり・コミュニティづくりへの活動参加を誘うものに変化し、現在は、ボランティアや地域課題解決への活動参加の促進・主体形成へと変わってきている。これから始まる人口減少社会はともすれば人材不足社会である。その意味では、個人の家庭生活、職業生活の充実に加え、地域社会の住民による地域づくり・地域社会貢献は不可欠になると考えられる。ゆえに地域課題解決に関わる住民や指導者としての人材の養成が大きな課題とならざるを得ないであろう。それは、高等教育機関など学校教育との連携も必要であるが、むしろ、従来はインフォーマルエデュケーションの中で行われてきたものであり、また、地域によって課題等が異なる側面を持つこともあり、社会教育や生涯学習の中で学ぶことがふさわしいように考えられる。

生涯学習は人々の自発的意思に基づき様々な目的で行われるが、それは一人ひとりが持つ、自身にとっての「課題解決方法」でもある。生涯学習で学び、身につけ、開発した知識や技術、能力等を、自身の家庭生活、職業生活、地域社会生活等に生かすことができることによって、生涯学習は社会的に大きな意味を持つことができる。

急激に進展する高度情報社会・デジタル社会は、Society 5.0の時代となっても人や物の移動を考慮すれば、学びやその成果を生かす場は広がるものの、実際の活動は身近なコミュニティが中心となるであろう。遠隔地とのコミュニケーションがより高度になり一般的になれば、人々による遠隔地からの課題解決への貢献も現実化してくる。課題は常に身近なものとなり、全国各地の諸課題はすなわち人々にとっての地域課題となる。生涯学習推進センターは蓄積してきた様々な知識・技術・経験やノウハウ等を活用することができる。

今後の社会については確かなことはいえないが、人口減少社会における「未来予想」の検討結果は、地域課題解決には地域の人々自らが取り組む必要があることを指摘している。地域社会は地域の人々がつくり上げるというのが基本であろう。地域社会に暮らす人々の生活スタイルや住民の思考・行動様式等を熟知しているのはその地域に暮らす人々である。それらの捉え直しをすることや、意見や考え方を整理し、さらには人材や能力等をはじめとする様々な地域資源を投入して作り上げていく配慮も必要であろう。地域社会が抱え、今後生じる課題解決に貢献できる人材の養成と、それをリードする人材の育成・研修が必要であり、それに資する方法、手掛かりとなる事業の開発等も期待される。

更に、平成30年に出された中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向

けた社会教育の振興方策」でも、社会教育に対する期待として、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」における「学びと活動の循環」を作り上げ、「個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割」を持っていると述べている。また、「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」や「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」を期待している。

かつてローマ・クラブはその『第6レポート 限界なき学習』（1979）で指摘したように、人類は学習（ローマ・クラブはその必要な学習を革新型学習と呼んでいるが）によってどのような課題も解決し乗り越えてきた。社会の変化・変動によって次々と出現し、明らかになる地域や社会における課題は、グローバルな課題群も含め、人々の学習から始まりその学習成果が創造的に活用されることによって、解決が期待される。実践的な課題解決学習を行いその成果を試行錯誤しつつも生かしていく、そのような人々の地域生活と結びついた参加型学習ともいえるべき活動の支援が今後必要であるといえよう。地域の人々が主体的に地域課題解決について学び、課題解決に取り組んでいく時代が近づいているといえるであろう。

（山本 和人）

第3章

生涯学習推進センター等が担う 役割・機能の実態及び 課題把握に関する質問紙調査

第3章 生涯学習推進センター等が担う役割・機能の実態及び

課題把握に関する質問紙調査

1 質問紙調査の概要

各調査票の項目概要は以下のとおり。詳細は別途、巻末「参考資料」を参照されたい。なお、回答の基準日は、設問中に断りがない限り、令和2年10月1日とした。

(1) 都道府県の生涯学習推進センター用調査票

- ・運営主体について
- ・指定管理者制度の導入について
- ・建築形態について
- ・職員について
- ・機能について
- ・学習情報提供・学習相談事業について
- ・生涯学習システムについて
- ・指導者・支援者等の養成・研修について
- ・調査研究について
- ・地域の課題解決の役割や機能を果たしていく上での課題について
- ・特色ある取組について
- ・市町村教育委員会との連携状況について

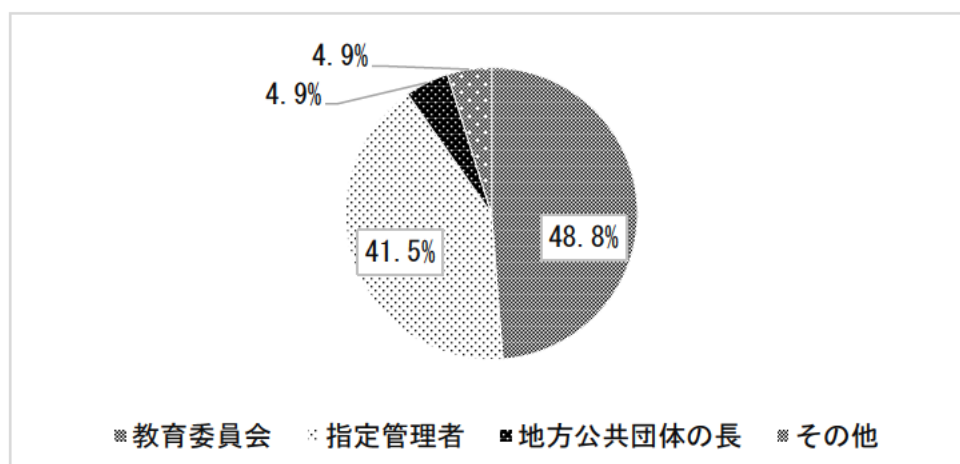
(2) 指定都市教育委員会事務局用調査票

- ・運営主体について
- ・指定管理者制度の導入について
- ・建築形態について
- ・職員について
- ・機能について
- ・学習情報提供・学習相談事業について
- ・生涯学習システムについて
- ・指導者・支援者等の養成・研修について
- ・調査研究について
- ・地域の課題解決の役割や機能を果たしていく上での課題について
- ・特色ある取組について

2 都道府県の生涯学習推進センター等の集計結果

(1) 運営主体

平成 21 年度の調査と比較すると、教育委員会が運営主体であるセンター等の実数（31→23）、割合（60.8%→47.9%）は共に減っており、運営主体が教育委員会以外に変わっている傾向がある。また教育委員会以外が運営主体の 25 館の内 17 館（全体の 35.4%）は指定管理者制度を導入しており、3分の1以上を占める。



【図 3. 1】生涯学習推進センター等の運営主体（n=41）

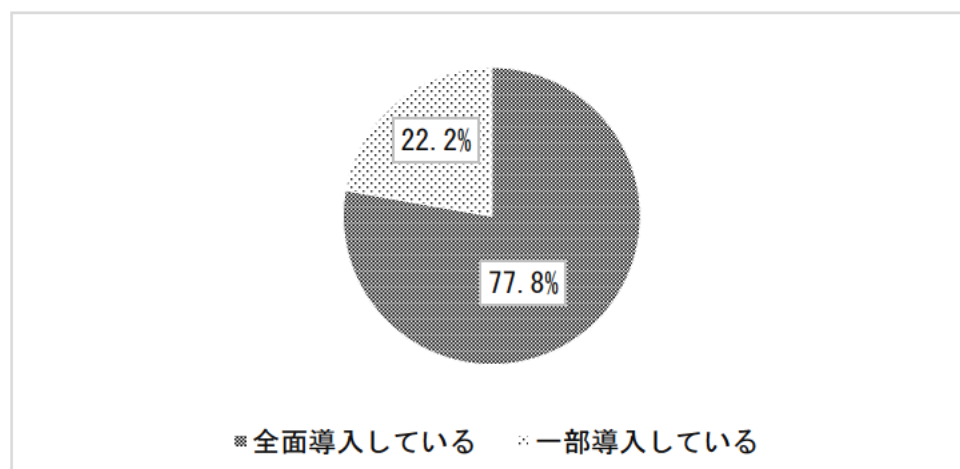
【表 3. 1】運営主体の館数及び割合の変化

《参考》H21 年度調査との比較（指定都市のセンター等を含む）

	教育委員会		教育委員会以外	
	館数	割合	館数	割合
H21 年度調査（n=51）	31	60.8%	20	39.2%
今回調査（n=48）	23	47.9%	25	52.1%

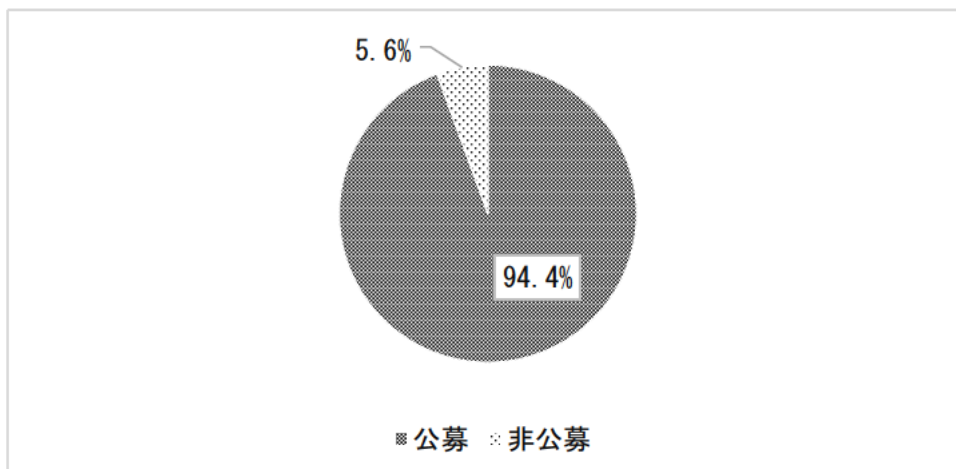
(2) 指定管理者制度

指定管理者制度を導入している施設では、全面導入している施設が 77.8%と高い。



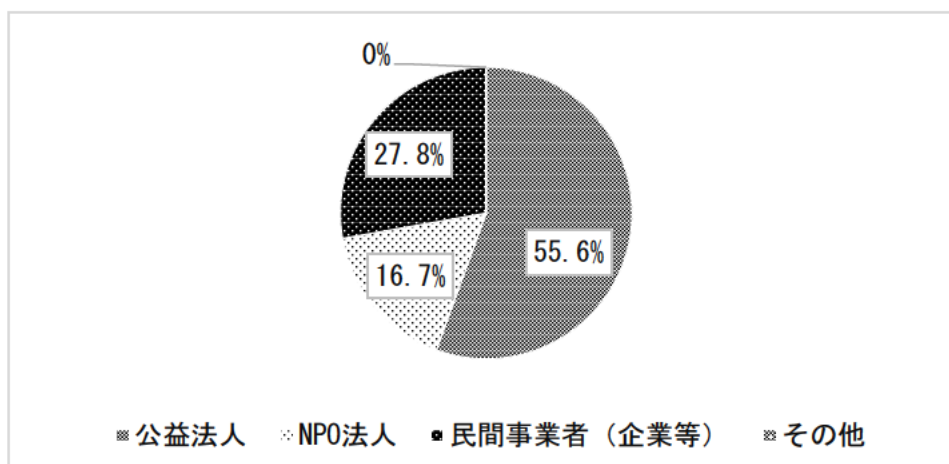
【図 3. 2】指定管理者制度を導入している施設（n=18）

指定管理者の選定方法については、公募によるものが94.4%と大多数である。



【図3. 3】指定管理者の選定方法 (n=18)

指定管理者の半数以上の55.6%が公益法人（財団、社団、社会福祉法人等）である。



【図3. 4】指定管理者制度の相手先 (n=18)

【考察】

- 指定管理者制度を導入している場合、多くが指定管理者を公募している（図3. 3）が、その過半数を占める公益法人の場合（図3. 4）には自治体の外郭団体として設立された法人が継続的に指定されている事例があると推察される。この場合、公益法人の体制がセンター運営に大きな影響を与える。他方で、NPO法人や民間に委託する場合（図3. 4）、どのくらいの数、どのような力量の団体が応募するかでセンターの運営が変わる。指定管理者制度導入の影響を検討するためにはこれらの点について考慮に入れる必要がある。

(3) 建築形態について

建築形態について、H21年度調査と比較すると、実数、割合共に「単独施設」が増え、「複合施設」が減っている。

【表3. 2】建築形態の館数及び割合の変化

《参考》H21年度調査との比較（指定都市のセンター等を含む）

	単独施設		複合施設（その他を含む）	
	館数	割合	館数	割合
H21年度調査（n=51）	12	23.5%	39	76.5%
今回調査（n=48）	16	33.3%	32	66.7%

(4) 職員について

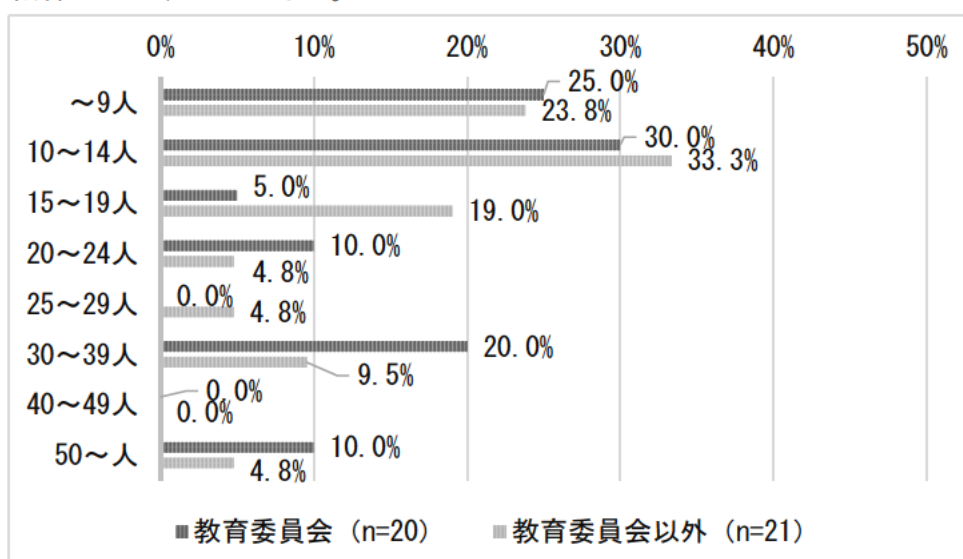
職員数が15人未満の施設の割合は、前回調査では43.1%であったが、今回は50.0%となり、センター等の職員が減少傾向にある。

【表3. 3】職員数が15人未満の施設における割合の変化

《参考》H21年度調査との比較（指定都市のセンター等も含む）

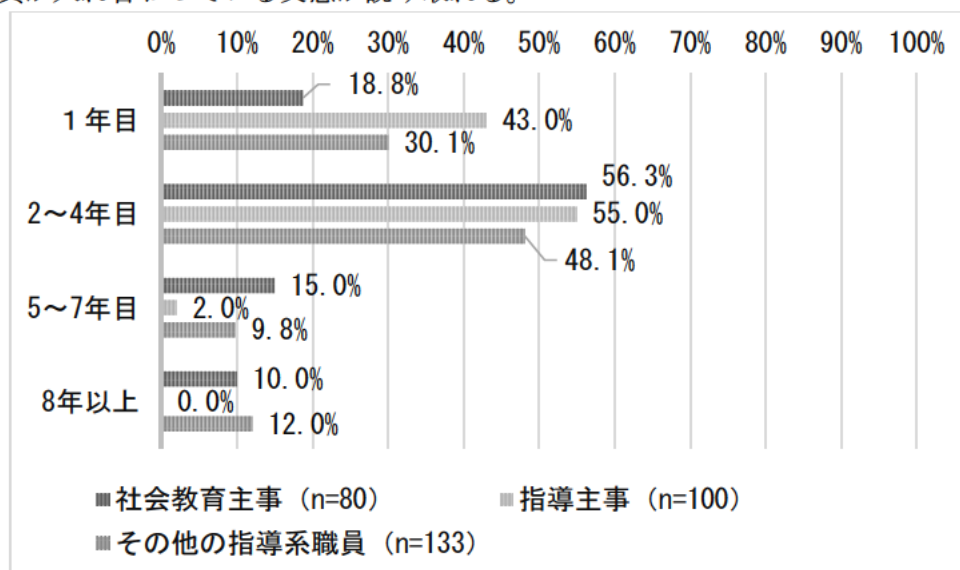
	職員数が15人未満	
	館数	割合
H21年度調査（n=51）	22	43.1%
今回調査（n=48）	24	50%

職員数を運営主体別に見ると、教育委員会が運営主体である施設の30.0%では職員数が30人以上であるが、それ以外が運営主体である施設において、職員数が30人以上の割合は14.3%でしかない。



【図3. 5】運営主体別職員数

指導系職員の在籍年数を見ると、全体の約8割が5年未満となっており、短期間で職員が入れ替わっている実態が読み取れる。



【図3.6】指導系職員の在籍年数別の職員数

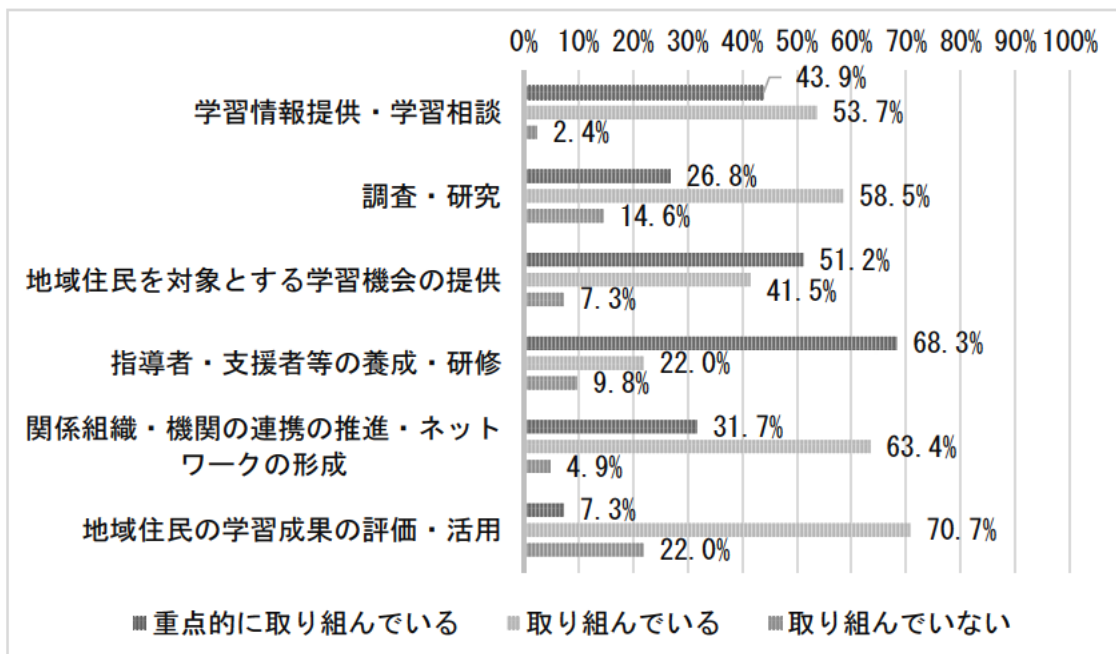
【考察】

- 生涯学習推進センター等への予算が削減されていることを背景にセンター等職員が削減されている現状にあることが推察される。職員の削減がセンター等の機能に与える影響について検討する必要がある（表3.3）。
- 指導系職員の多くが短期間（5年未満程度）で異動をすることから、職員としての専門性を向上させセンター事業において発揮することが難しい状況も生まれているのではなかろうか（図3.6）。
- 図3.5をみると、運営主体が教育委員会の場合、職員数が19人以下のセンター等が60%と過半数を占めるが、30人以上のセンター等も30.0%ある。これに対し、運営主体が教育委員会以外の場合、職員数が19人以下のセンター等が76.1%、30人以上のセンター等は14.3%と小規模なセンター等が相対的に多い傾向が見られる。センター等職員数は、実施する事業の種類や事業の質・量に影響を与えると考えられ、例えば近年課題になっているアウトリーチ型の市町村の取組支援を行うにはかなりの時間や業務量が必要となることからこのような機能を発揮する上で職員数がどのような影響を与えるか検討する必要がある。

（5）生涯学習推進センター等の機能について

重点的に取り組んでいる、取り組んでいる機能としては「学習情報の提供・学習相談」が97.6%と最も多く、次いで「関係組織・機関の連携の推進・ネットワークの形成」が95.1%、「地域住民を対象とする学習機会の提供」が92.7%、「指導者・支援者等の養成・研修」が90.2%の順に多い。最も取組が少ない機能は「地域住民の学習成果の評価・活用」であるが、78.0%の施設で取り組んでおり、全国的な取組状況としては六つの機能にバランスよく取り組んでいると言える。

最も重点的に取り組んでいる機能については、「指導者・支援者等の養成・研修」が43.9%、「地域住民を対象とする学習機会の提供」が34.1%、「学習情報提供・学習相談」が7.3%の順に多い。この順番は、前回調査と同じである。



【図3. 7】センター等の機能に関する取組状況 (n=41)

最も重点的に取り組んでいる機能について、指定都市のセンターも含めた割合で前回調査と比較してみても、大きな変化は見られない。前回の調査において、「調査・研究」を最も重点的に取り組んでいるとした施設はなかったが、今回は2施設あった。取り組んでいない機能は「地域住民の学習成果の評価・活用」、「調査・研究」の順に多いことから、今後もこの二つの機能への取組を広げていくことが課題と考えられる。

【表3. 4】センター等の機能に関する取組状況の比較

	学習情報提供・学習相談		調査・研究		地域住民を対象とする学習機会の提供		指導者・支援者等の養成・研修		連携の推進・ネットワークの形成		学習成果の評価・活用		その他	
	館数	割合	館数	割合	館数	割合	館数	割合	館数	割合	館数	割合	館数	割合
H21年度調査 (n=51)	5	9.8	0	0.0	18	35.3	21	41.2	4	7.8	0	0.0	3	5.9
今回調査 (n=48)	4	8.3	2	4.2	18	37.5	19	39.6	2	4.2	0	0.0	3	6.3

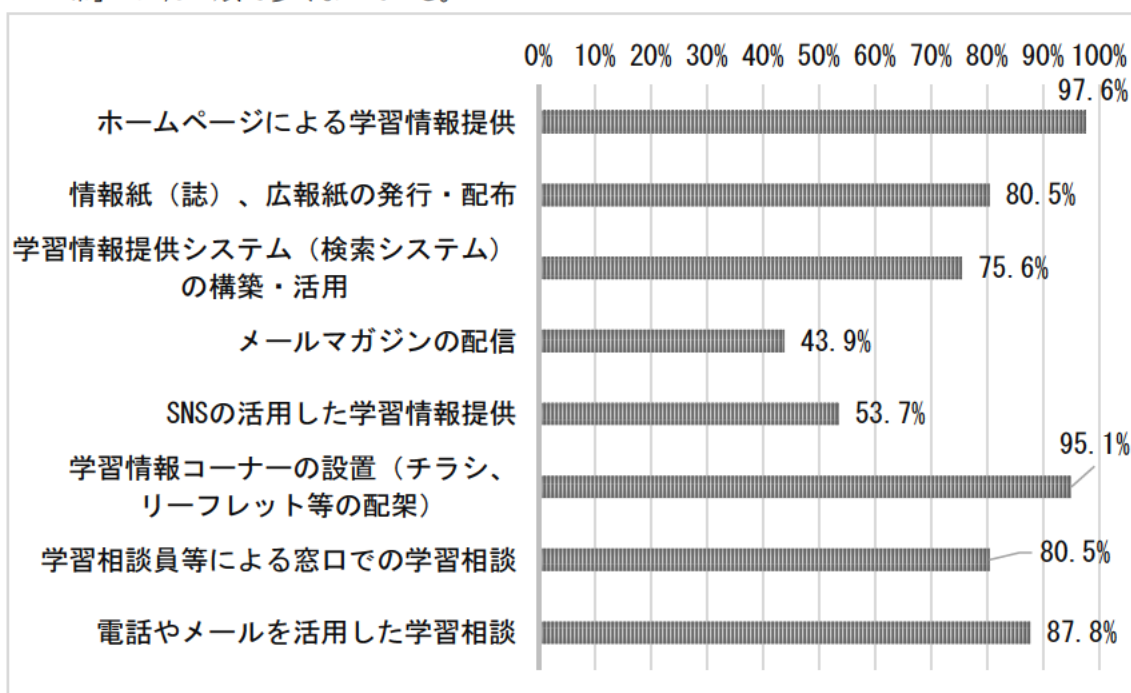
《参考》H21年度調査との比較（指定都市のセンター等も含む） ※割合の単位は%

【考察】

- 運営面において予算や人的資源が削られている現状を踏まえると、平成2年度答申で指摘された「生涯学習推進センター等の六つの機能」にバランスよく取り組んでいると言えるのではないか。
- 図3.7をみると、施設ごとに重点として取り組んでいる事業と取り組めていない事業があり、取組の違いが施設の特徴の違いとなっているのではないかと。
- 前回の調査において指摘された「調査・研究」への取組はやや広がってきているが、今後も「地域住民の学習成果の評価・活用」とともに、より取組を広げていくことが課題となっているのではないかと（表3.4）。
- 学習成果の評価・活用については市町村との連携が、調査・研究については他地域のセンターや高等教育機関との連携が必要と考えられるので、一つのセンターが単独で取り組むことに加えて機関間連携によってこのような機能を高める取組が必要と考えられる（図3.7）。
- 全体としてはバランスよく機能を整備しつつ、最も重要な機能については重点化して当該センターの特色を出しているように捉えられる（図3.7）。生涯学習推進センター単独で「六つの機能」を整備するというよりも、市町村や高等教育機関との連携によりネットワーク全体として高い機能を発揮するよう仕組みづくりを進める必要がある。

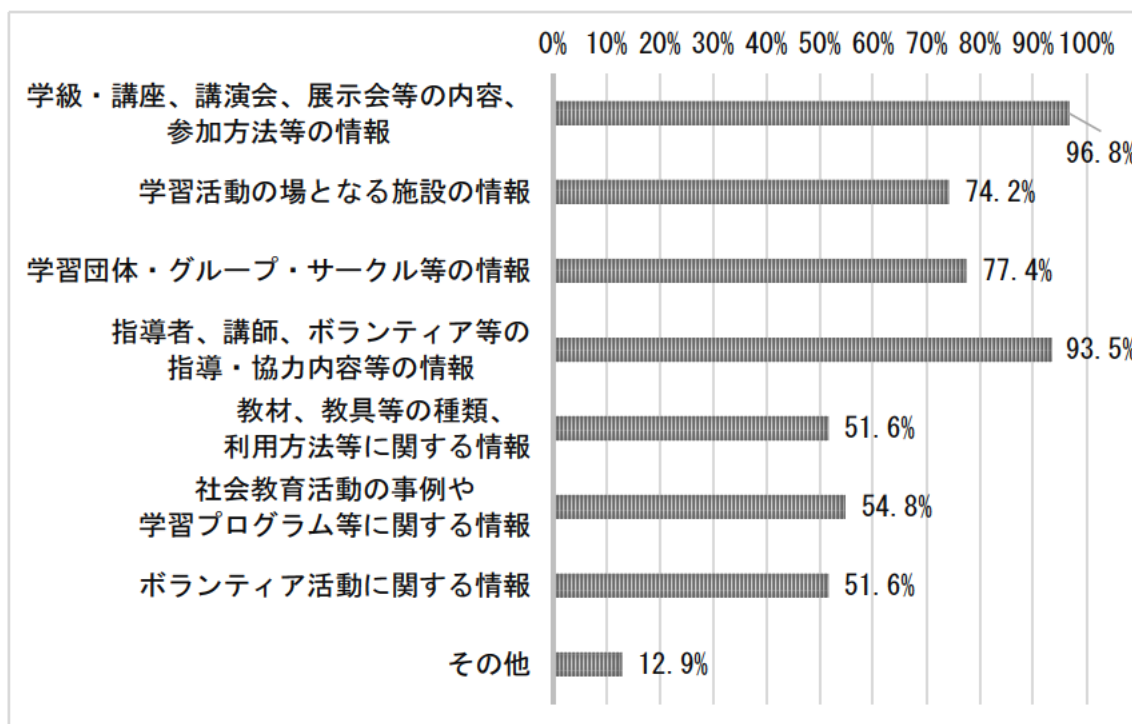
（6）学習情報提供・学習相談の取り組み状況

実施状況の割合を見ると、「ホームページによる学習情報提供」97.6%、「学習情報コーナーの設置（チラシ、リーフレット等の配架）」95.1%、「電話やメールを活用した学習相談」87.8%、「学習相談員等による窓口での学習相談」80.5%、「情報紙（誌）、広報の発行・配布」80.5%の順で多くなっている。



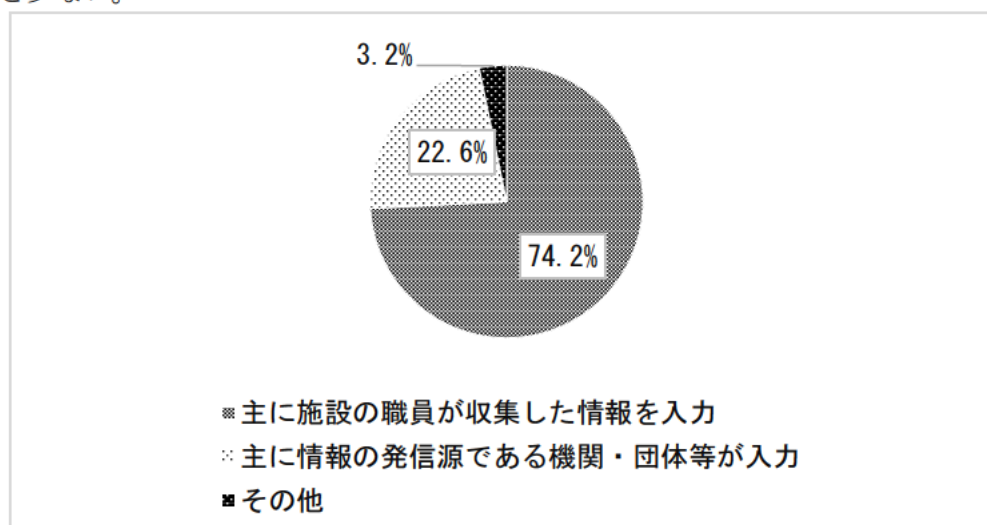
【図3.8】学習情報提供・学習相談の実施状況（複数回答）（n=41）

「学習情報提供システム（検索システム）の構築・活用」については75.6%の施設で実施している（図3. 8）。その情報提供の内容としては、「学級・講座、講演会、展示会等の内容、参加方法等の情報」、「指導者、講師、ボランティア等の指導・協力内容等の情報」、「学習団体・グループ・サークル等の情報」、「学習活動の場となる施設の情報」の順に多い。



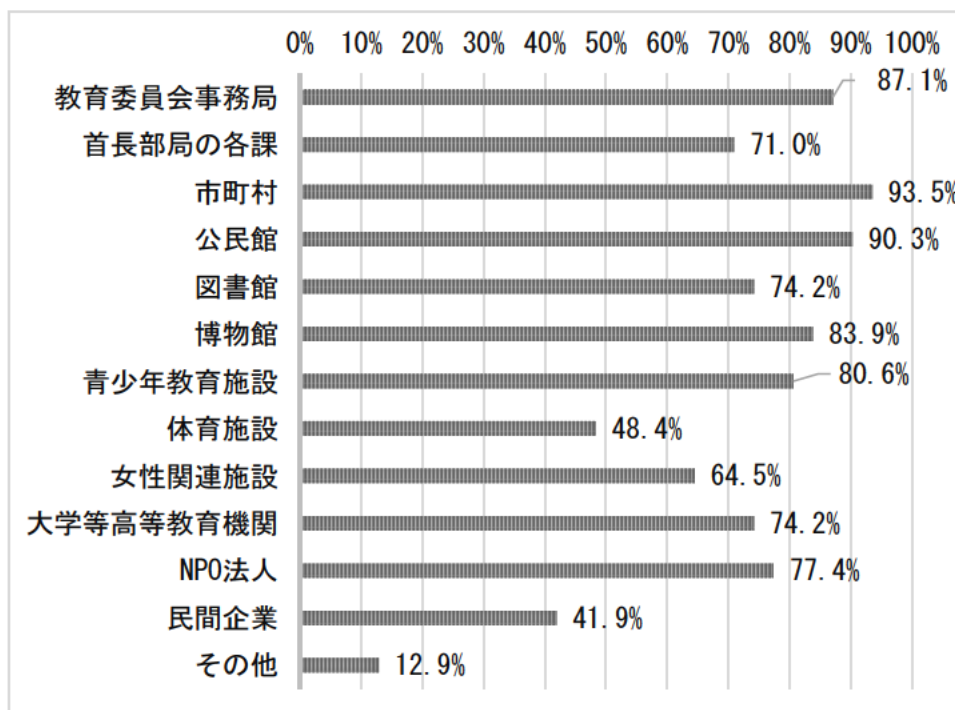
【図3. 9】学習情報提供システムを活用した情報提供内容（複数回答）（n=41）

学習情報提供システムへの情報入力の方法としては、「主に施設の職員が収集した情報を入力」が74.2%と多く、「情報の発信源である機関・団体等が入力」は22.6%と少ない。



【図3. 10】学習情報提供システムへの情報入力の方法（n=31）

学習情報システムへ情報を提供している機関・団体等としては「市町村」「教育委員会事務局」「公民館」「博物館」「青少年教育施設」など、多くの施設が情報を提供している。



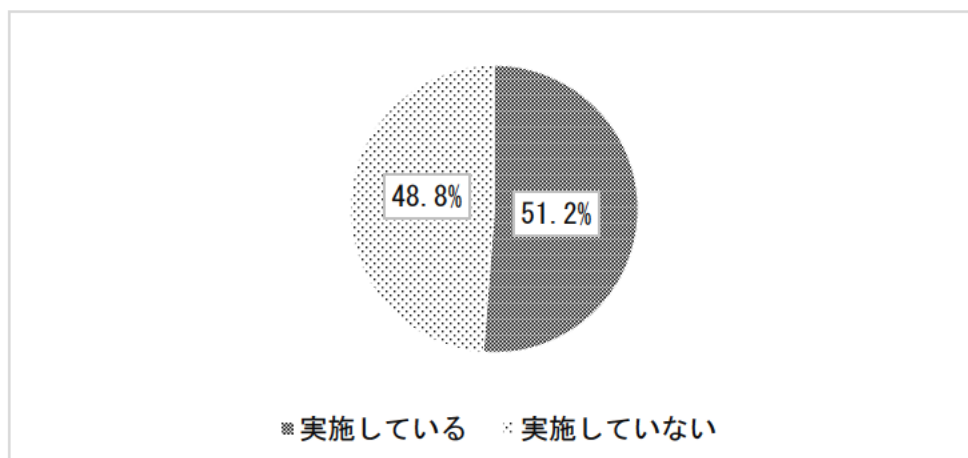
【図 3. 11】学習情報提供システムへ情報を提供している機関・団体等（複数回答）(n=31)

【考察】

- 「学習情報の提供・学習相談」に取り組んでいる施設では、「ホームページによる学習情報提供」を行っている。また、多くの施設で「学習相談」に力を入れている状況が読み取れる（図 3. 8）。
- 施設の職員が中心となって学習情報提供システムを構築しようとしている状況が見られ、情報の発信源である機関・団体等が入力することは少ないことから、学習情報提供システムの構築により、生涯学習関係者が自由に情報交流する場の提供とはなっていないのではないか（図 3. 10）。
- 図 3. 8 をみると、情報提供・相談に注力している状況は伺える。しかし、都道府県立センターの場合、カバーするエリアが広いことから単独で有効に情報提供・相談を行うことは難しく、市町村のセンターや公民館、民間事業者による情報提供と効果的に役割分担や連携を行うことが必要と考えられる（図 3. 11）。

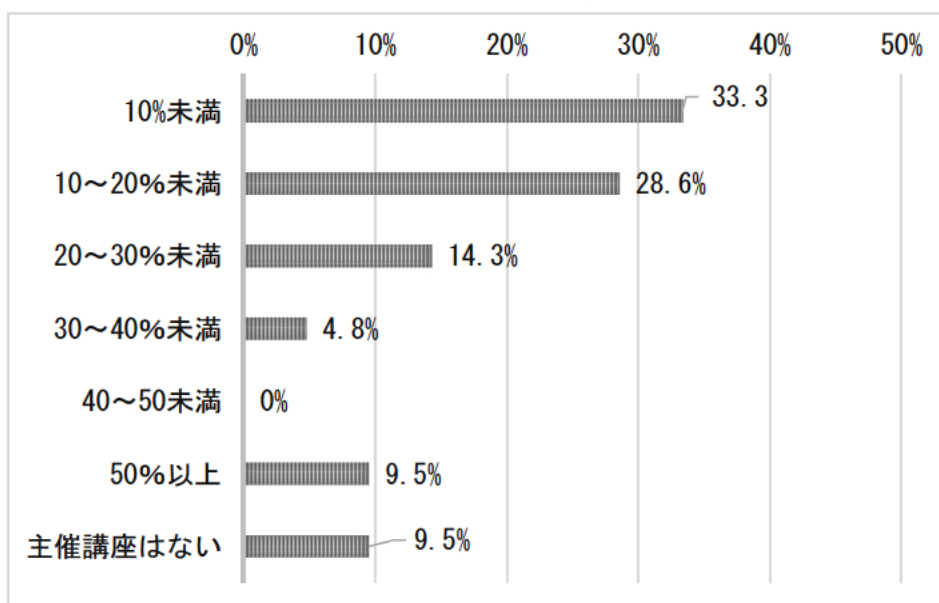
(7) 生涯大学システムの実施状況

「生涯大学システム」は51.2%の施設で実施している。



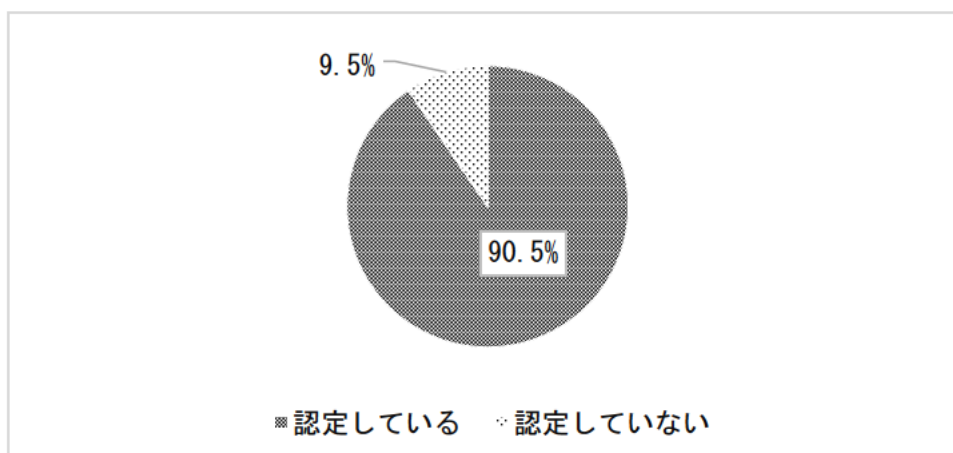
【図3.12】生涯大学システムの実施状況 (n=41)

主催講座の内、地域課題解決を主目的とした講座の割合が10%未満と10～20%未満と20～30%未満の施設の合計は76.2%である。



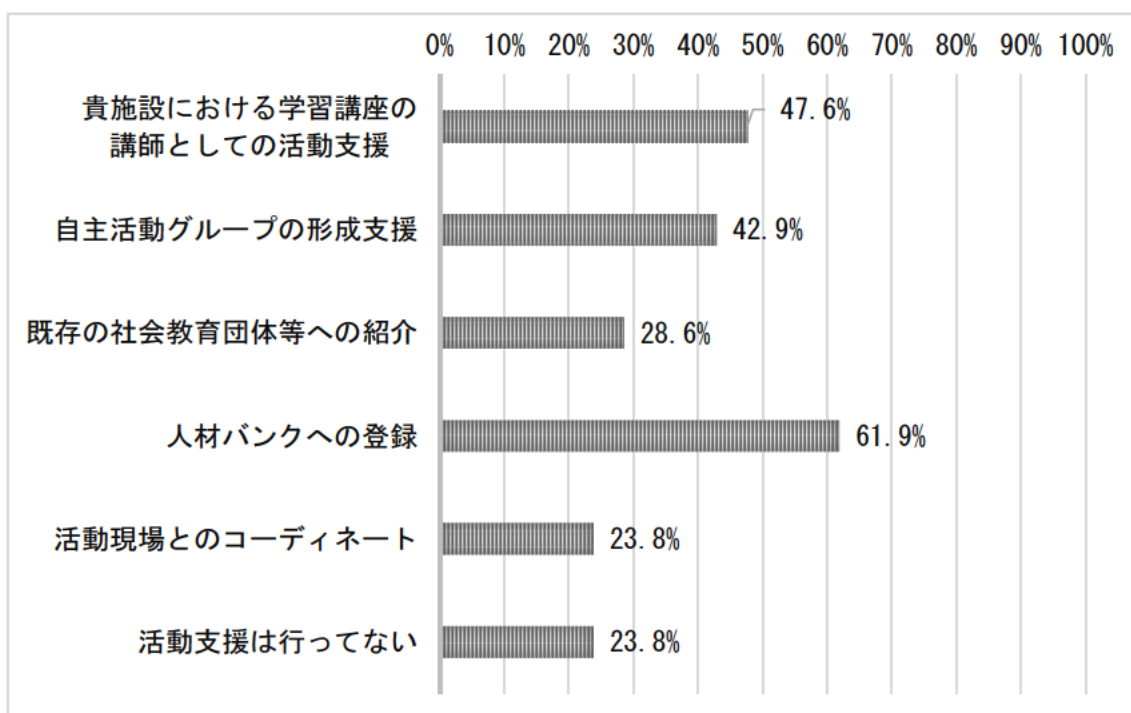
【図3.13】主催講座の内、地域の課題解決を主目的とした講座の割合 (n=21)

「生涯大学システム」を実施している施設の90.5%で単位認定を行っており評価制度は、単位認定を行っている全ての施設で行われている。



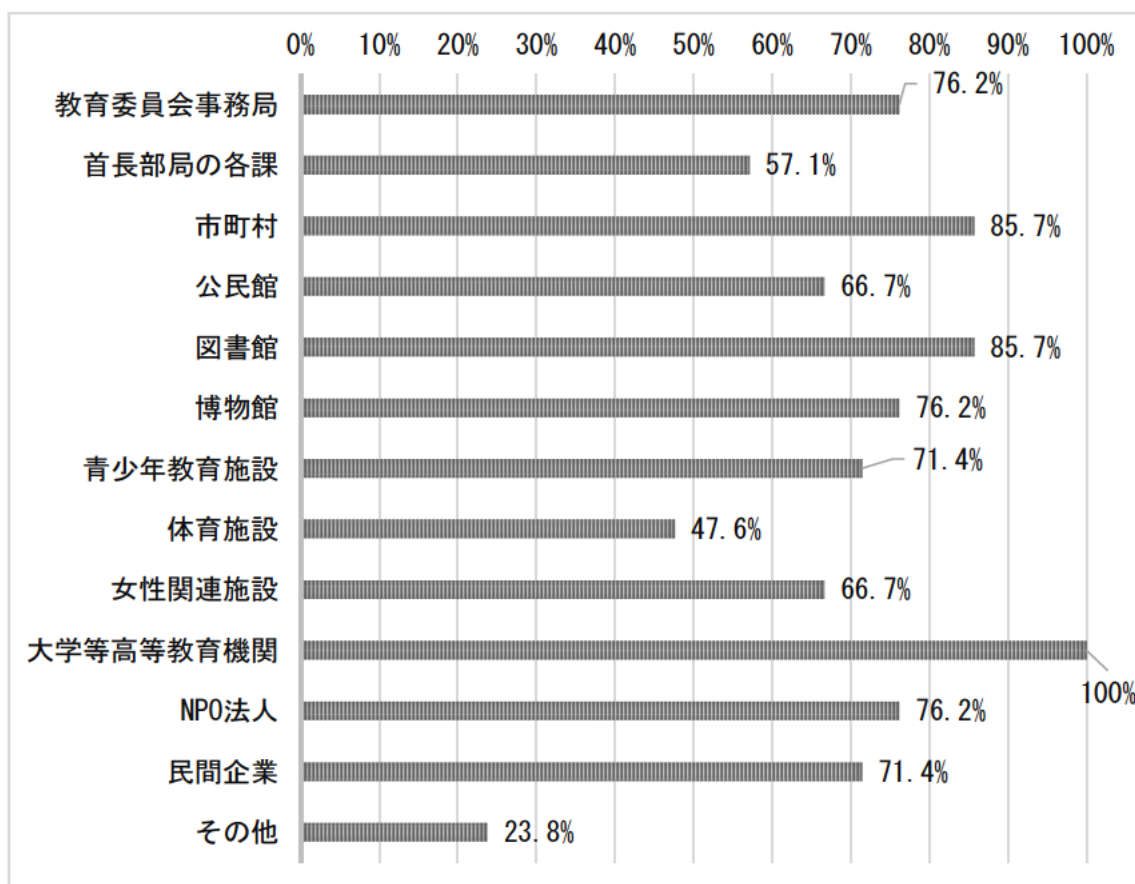
【図3. 14】生涯大学システムにおける単位の認定状況 (n=21)

学生等への活動支援は「人材バンクへの登録」が61.9%、「実施施設における学習講座の講師としての活動支援」が47.6%、「自主活動グループの形成支援」が42.9%の順に多い。



【図3. 15】生涯大学を受講する学生等への活動支援(複数回答) (n=21)

連携先としては「大学等高等教育機関」が100%であり、「市町村」と「図書館」が85.7%と高くなっている。



【図3.16】生涯大学システムにおける連携先（複数回答）（n=21）

・その他の回答：任意団体、医療機関、団体（非営利）、公益法人、カルチャーセンター、レクリエーション団体等

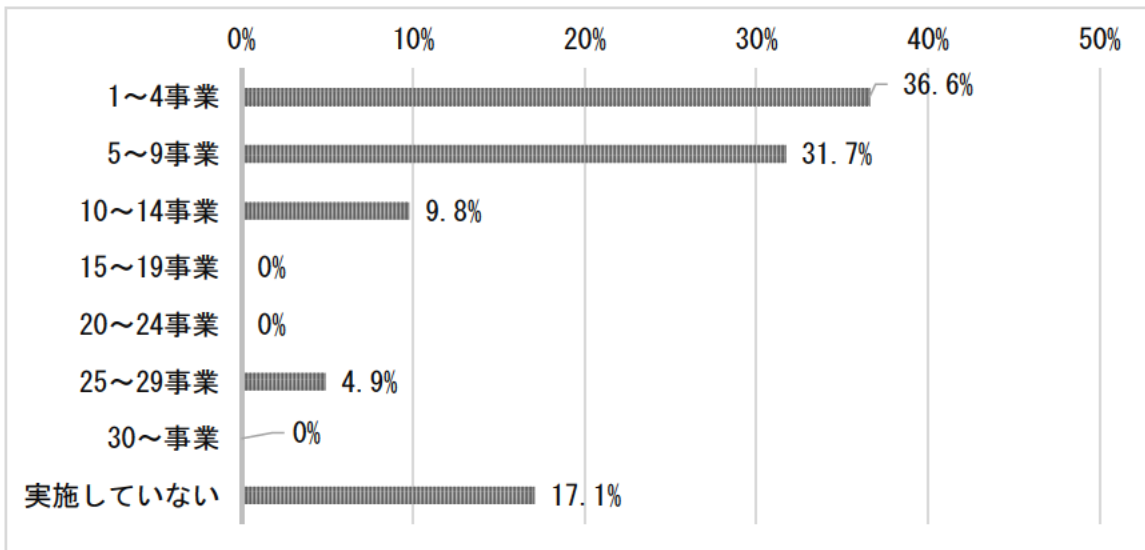
【考察】

- 地域課題の解決は「生涯大学システム」の主な内容となっていないのではないか（図3.13）。
- 「生涯大学システム」は「地域住民を対象とする学習機会の提供」や「地域住民の学習成果の評価・活用」の機能に寄与しているのではないかと。
- 「生涯大学システム」をきっかけとして「大学等高等教育機関」や「市町村」、「図書館」など、地域住民は高度で専門的な内容に触れる機会がとつくりだしているのではないかと（図3.16）。
- 「生涯大学システム」における評価・単位認定はどの程度の社会的通用性を持っているか（図3.14）、従来の学習時間の積み上げによる表彰とどの程度異なるのか、検討する必要がある。活動支援が主に学習機会提供の項目に限定されることから（図3.15）学習成果の活用には課題があると推測される。大学と連携することで称号を授与するなど社会的通用性を高める取組も期待される。

- 「生涯大学システム」が住民全般の広い生涯学習の機会を提供するものとして存続するのか、地域課題解決など公共性の高い領域での取組推進に焦点化するのか、という問題は生涯学習推進センターの今後の事業方針にも影響を与える判断となるのではないかと。

(8) 指導者・支援者等の養成・研修の取組状況

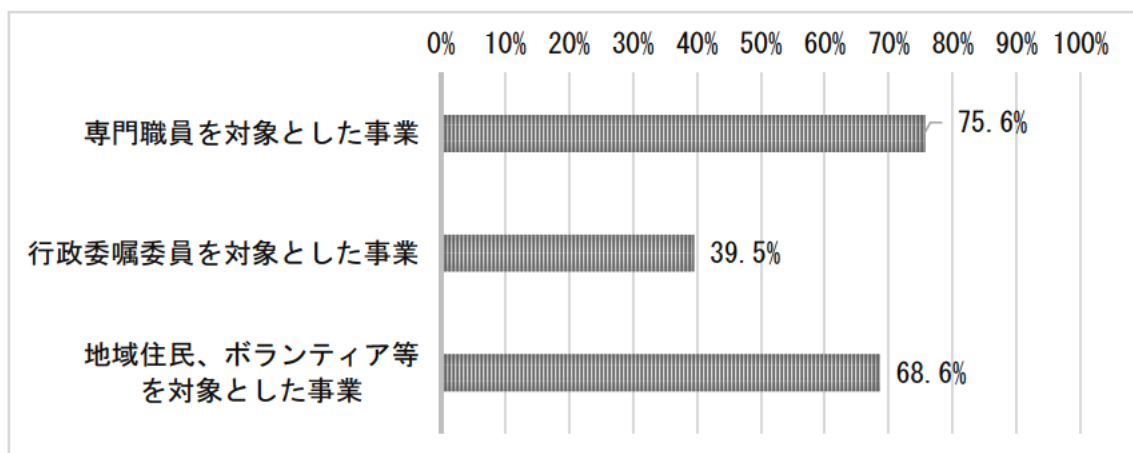
指導者・支援者等の養成・研修を「実施していない」施設が17.1%ある。指導者・支援者等の養成・研修に関する事業の実施数が1～4事業と5～9事業を合計した割合の施設は68.3%である。



【図3.17】指導者・支援者等の養成・研修に関する事業の実施数 (n=41)

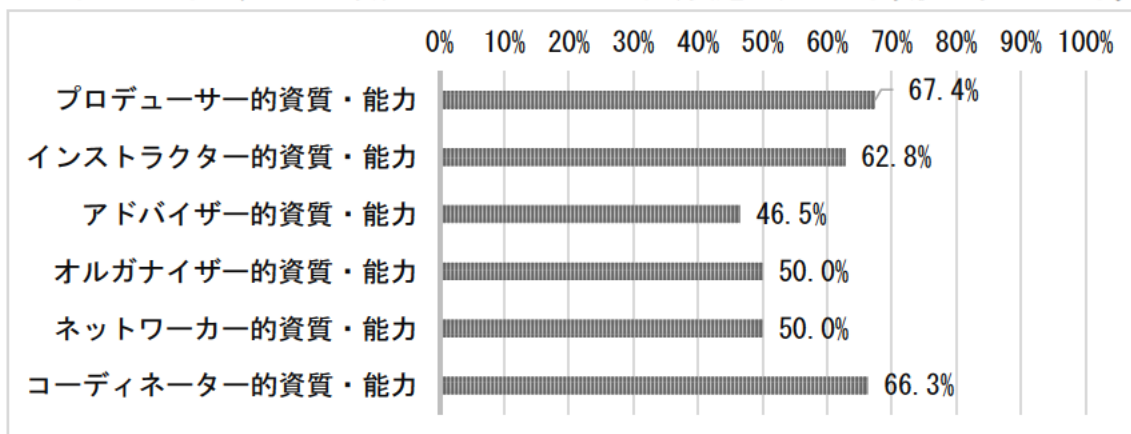
指導者・支援者等の養成・研修を実施している34施設のうち、代表的な事業のうち最大三つまでについてたずねたところ86事業について回答を得た。

事業の対象者としては「専門職員を対象とした事業」が75.6%で最も多く、「地域住民、ボランティア等を対象とした事業」が68.6%と次いで多い。



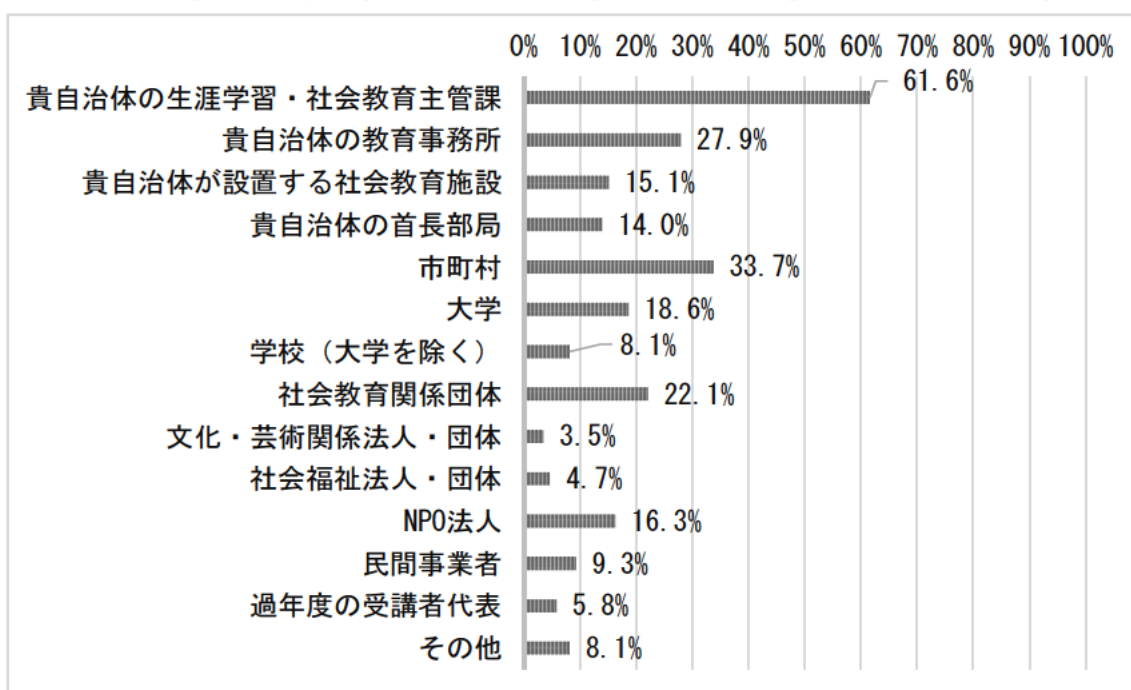
【図3.18】指導者・支援者等の養成・研修に関する事業における対象(複数回答) (n=86)

養成する能力としては「プロデューサー的資質・能力」67.4%、「コーディネーター的資質・能力」が66.3%、「インストラクター的資質・能力」が62.8%の順に多くなっているが、全ての項目についてまんべんなく実施されている状況がうかがえる。



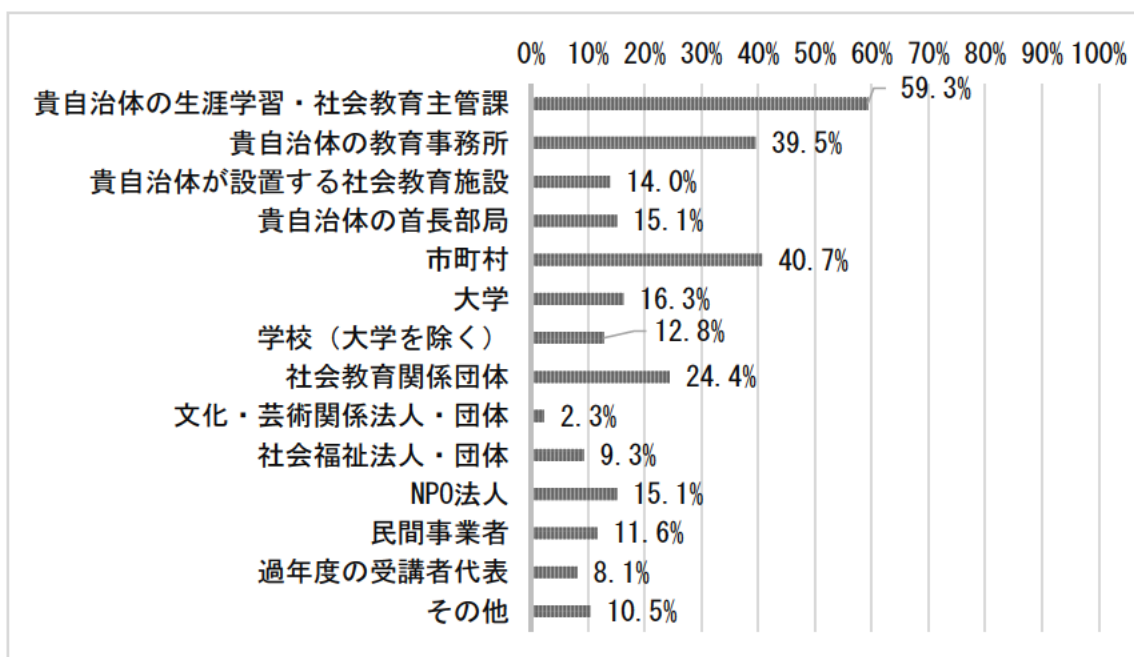
【図3.19】事業を通して養成する指導者・支援者等の資質能力（複数回答）（n=86）

連携先としては、企画・運営ともに当該自治体の「貴自治体の生涯学習・社会教育主管課」が最も多い。次いで「市町村」、「教育事務所」の順となっている。



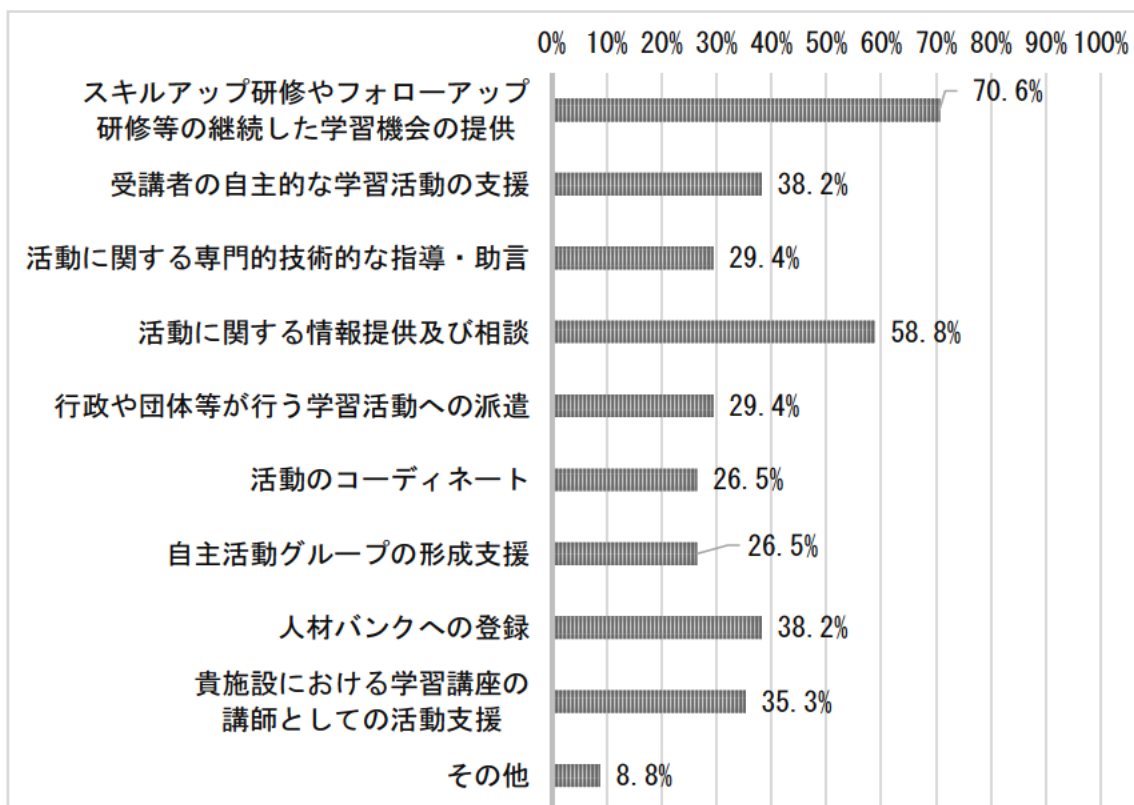
【図3.20】事業の企画における連携先（複数回答）（n=86）

- ・その他の回答：社会教育委員連絡協議会、県公民館運営協議会、過去の連携先代表、学校教育主管課、子育て支援団体、県健康福祉部、日本生涯教育学会瀬戸内支部（共催）



【図 3. 21】事業の運営における連携先（複数回答）（n=86）

修了者への活動支援としては「スキルアップ研修やフォローアップ研修等の継続した学習機会の提供」が70.6%、「活動に関する情報提供及び相談」が58.8%と多くなっている。



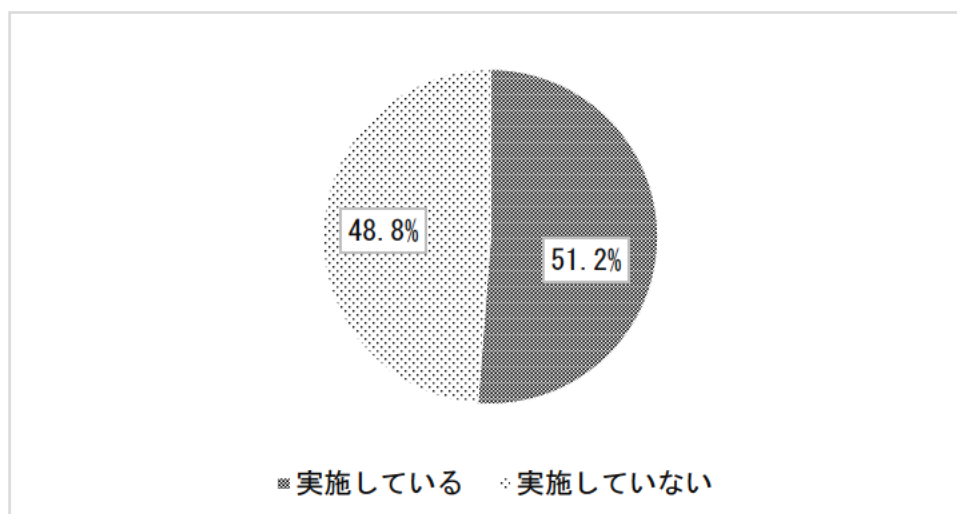
【図 3. 22】指導者・支援者等の養成・研修に関する事業の修了者への活動支援

【考察】

- 図3. 17をみると、「指導者・支援者等の養成・研修」を10事業以上行っている施設は14.7%しかなく、事業が十分に行われているとは言いにくい状況にあるのではないかと。
- 施設の職員の入れ替わりが激しい状況の中で、生涯学習・社会教育を中心となって進める「指導者・支援者」を養成し、資質を高める機能をどこが担っているのか。
- 施設が地域課題解決に資する役割を果たしていくためには、指導者・支援者等の養成・研修機能を充実させていくことが必要ではないかと。
- 生涯学習推進センターはもともと求められる機能に比べて十分な職員や予算を与えられていたわけではない。近年の職員数や予算の削減で状況は厳しさを増している。「生涯学習システム」などの直接的学習機会提供と比べ、「指導者・支援者等の養成・研修」はそこで学んだ受講者がその成果を地域に持ち帰って取組を行うことで間接的にその地域の学習を支援することができ、波及効果が期待できるという点で注力する必要があるのではないかと。
- 一方、生涯学習推進センターの職員数の減少や異動のことを考えると、自前で研修を企画するだけでなく、大学等との連携やセンター間の連携により研修の体系性や発展性を向上させる取組が必要ではないかと。

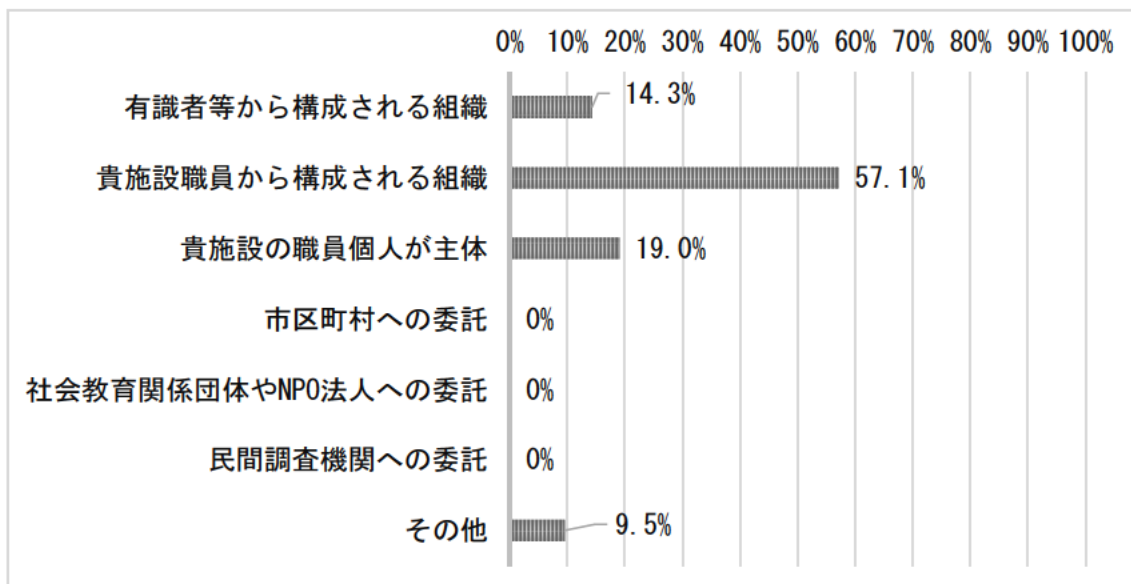
(9) 地域の課題解決に資する調査研究事業の取組状況

地域の課題解決に資する調査・研究事業は51.2%の施設が行っている。



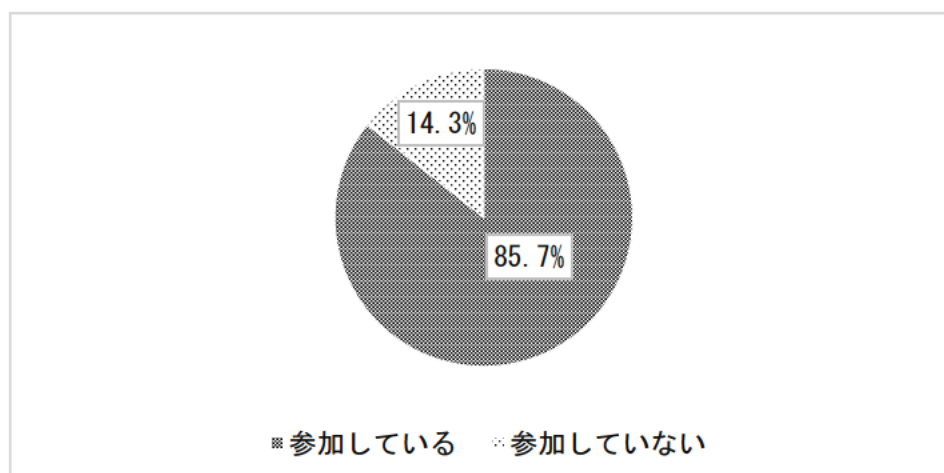
【図3. 23】地域の課題解決に資する調査・研究事業の実施 (n=41)

調査の実施主体は当該「施設職員から構成される組織」が 57.1%と最も多く、「職員個人」が 19.0%と続くなど、施設の職員による調査・研究が 76.1%を占めている。



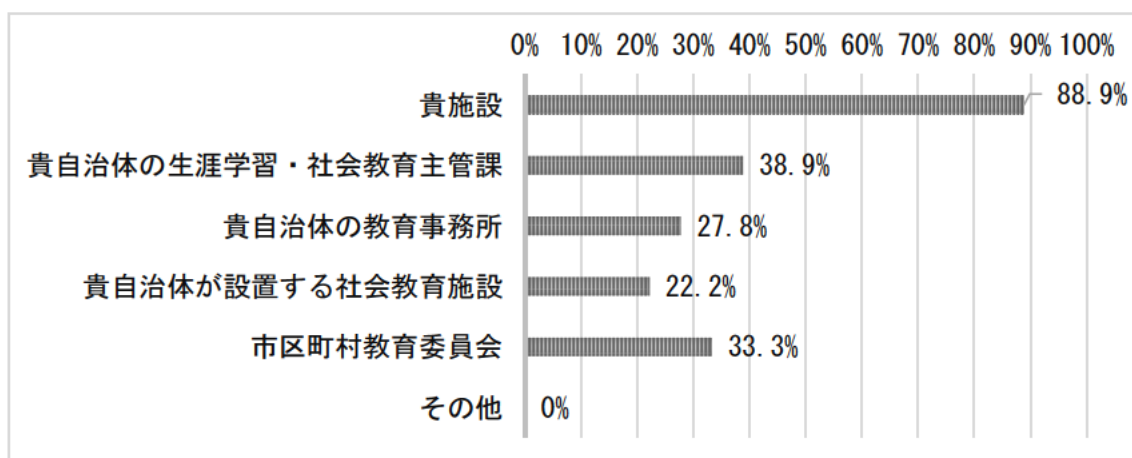
【図 3. 24】調査・研究事業の実施主体 (n=41)

調査・研究への社会教育主事の参加が 85.7%であり、専門職として関わる姿を読み取ることができる。



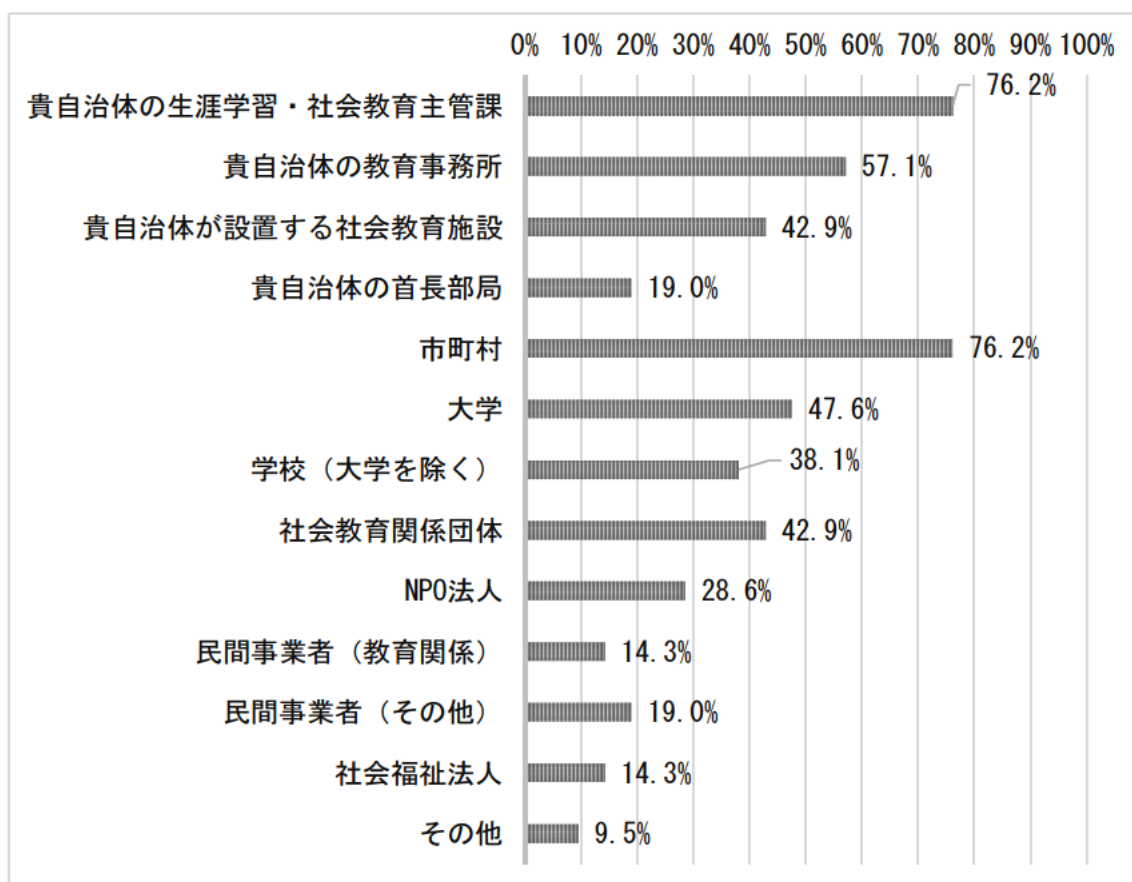
【図 3. 25】調査・研究における実施主体への社会教育主事の参加 (n=21)

また、当該施設の社会教育主事のみならず、他の社会教育機関の社会教育主事との連携によって調査・研究を進めている。



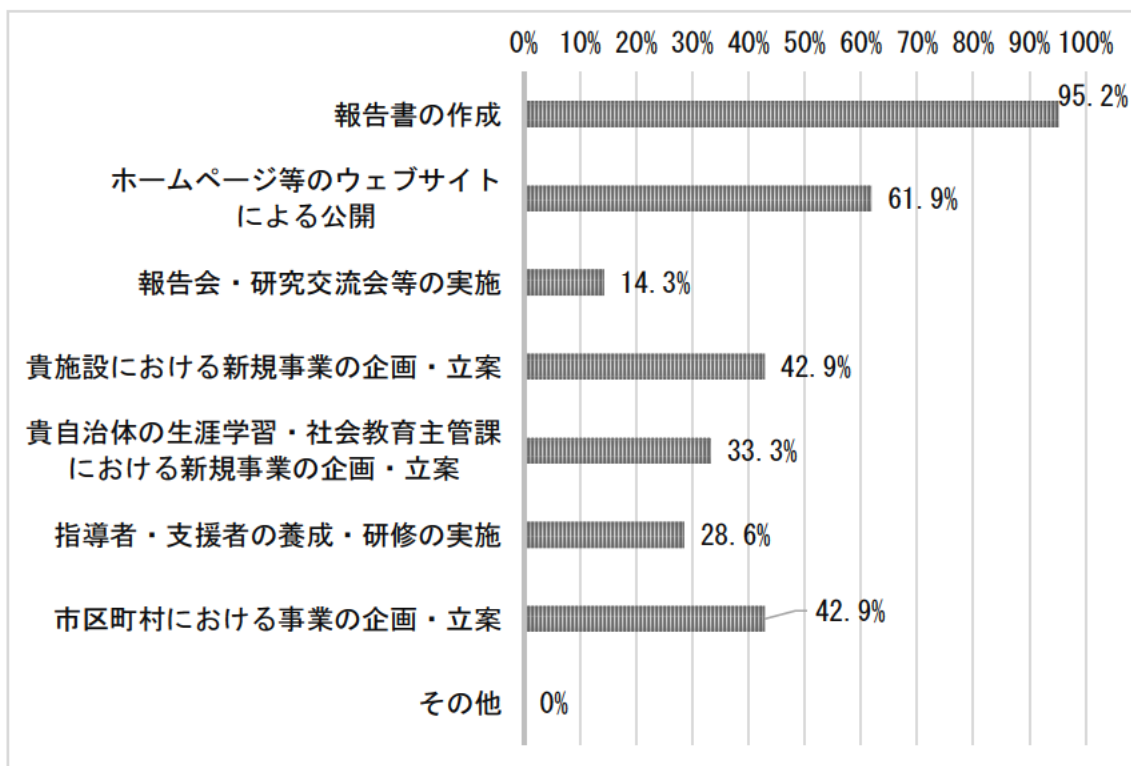
【図3. 26】調査・研究事業の実施主体へ参加している社会教育主事の所属
(複数回答) (n=18)

連携先としては、当該「貴自治体の生涯学習・社会教育主管課」と「市町村」が76.2%、「教育事務所」が57.1%と多くなっている。



【図3. 27】調査・研究事業における連携先(複数回答) (n=21)

調査・研究の成果の発信・活用方法については「報告書の作成」が95.2%、「ホームページ等のウェブサイトによる公開」61.9%と情報発信が多い。「新規事業の企画・立案」と「市町村における事業の企画・立案」に42.9%の施設が取り組むなど、調査・研究の成果を具体的な事業へと結びつける取組を行っている。



【図3.28】調査・研究事業における成果の発信・活用方法（複数回答）（n=21）

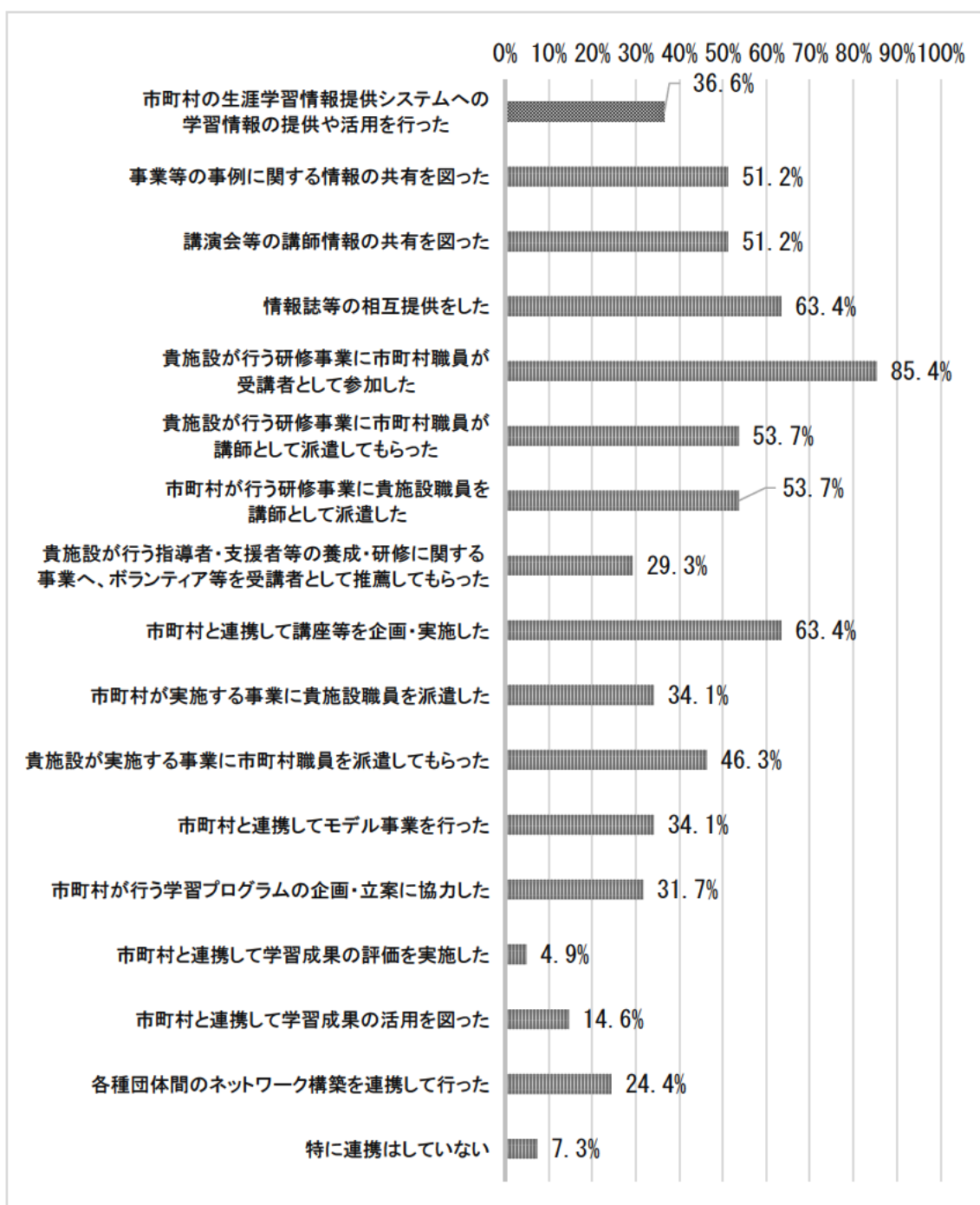
【考察】

- 調査・研究における連携先の傾向（図3.27）は、指導者・支援者等の養成・研修と同じ傾向である。このことから、都道府県の生涯学習推進センター等が、当該自治体や市町村から、「指導者・支援者等の養成・研修」や「調査・研究」の役割を担うことを期待されていると言えるのではないか。
- 調査・研究を行っている施設は、当該都道府県の実態を明らかにしてその成果を公表することで、課題意識の共有を図ろうとしているのではないか（図3.28）。
- 調査・研究をきっかけとして具体的な取組へと広げようとしている施設は半数に満たない（図3.28）。今後、広がりを見せていくことが期待されるのではないか。
- 調査・研究は生涯学習推進センターの重要な機能である。しかし、市町村などでその結果が十分活動されているとはいいにくい（図3.28）。調査・研究が一般的な意識調査に加え、事例への参与観察など具体的な取組での有効性を検証するような方法・内容で実施され、その報告書がその後のセンターの実施する研修や市町村事業などで活用されるようデザインする必要がある。

(10) 市町村教育委員会との連携状況

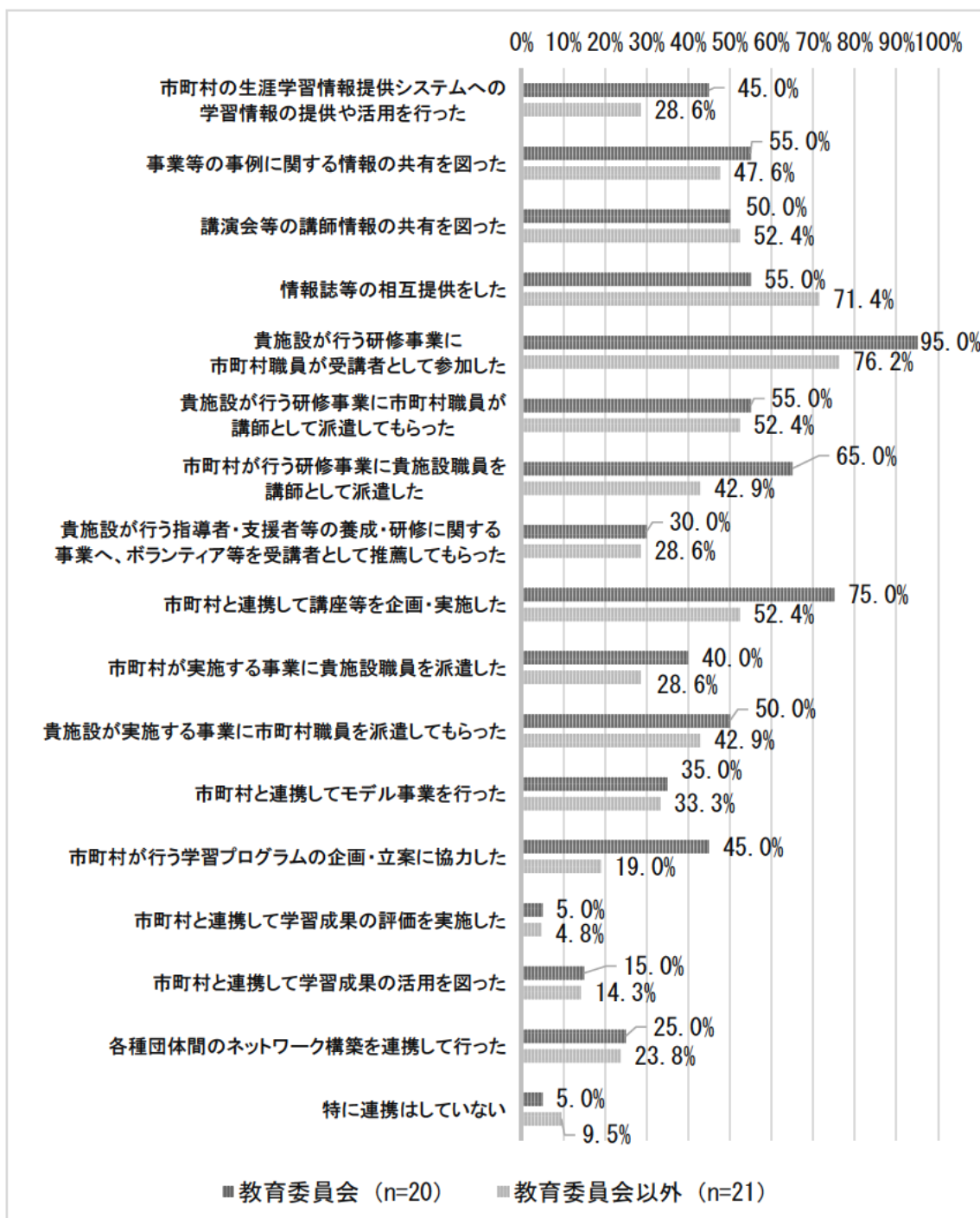
センター等が行った市町村教育委員会との連携としては、「貴施設が行う研修事業に市町村職員が参加した」が85.4%と最も多く、「情報誌の相互提供」と「市町村と連携して講座等を企画・実施した」が63.4%と続く。

「市町村と連携して学習成果の評価を実施」が4.9%、「市町村と連携して学習成果の活用を図った」が14.6%と少ない。



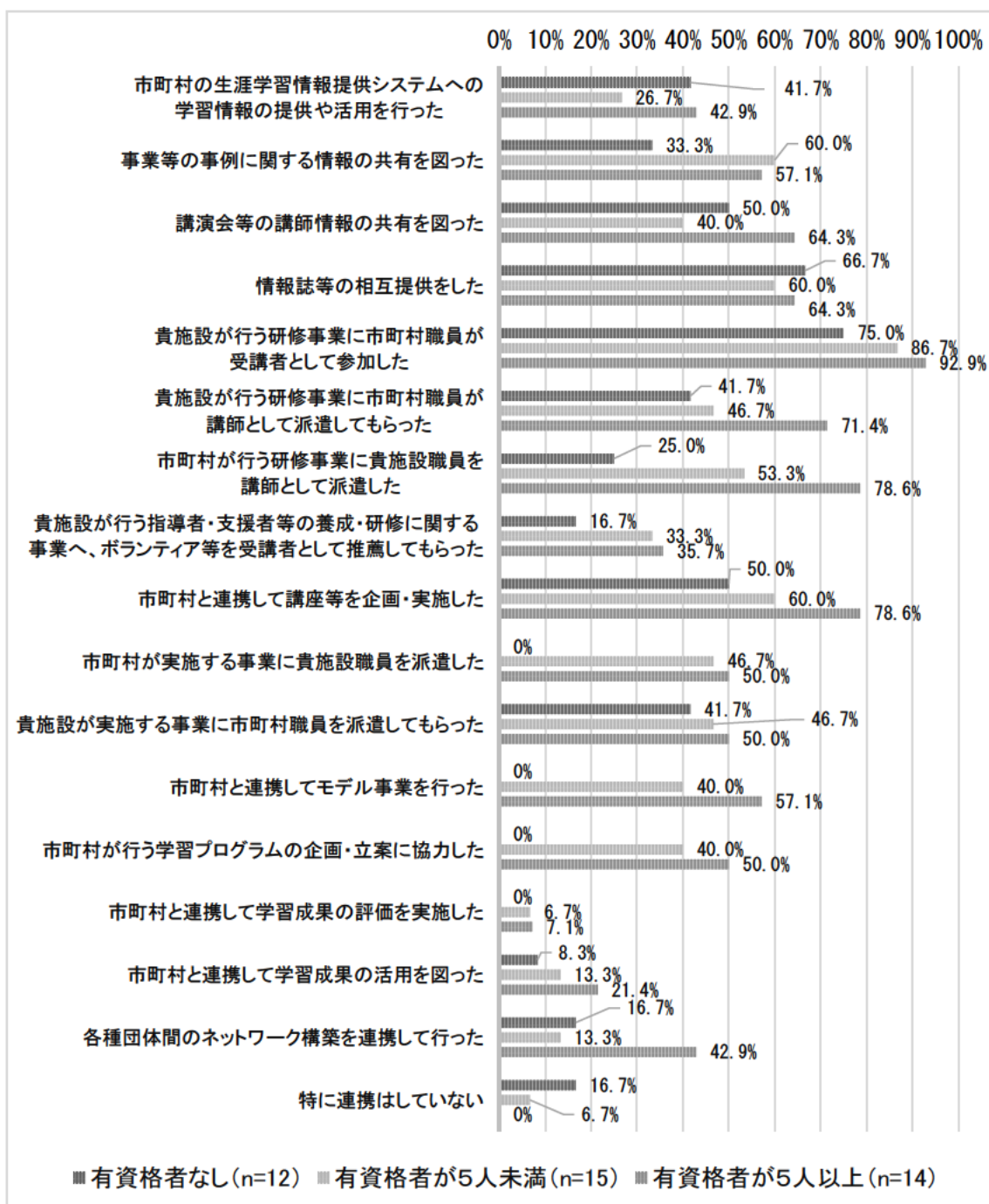
【図3.29】生涯学習推進センター等が行った市町村教育委員会との連携（複数回答）
(n=41)

運営主体別に市町村教育委員会との連携状況を見ると、教育委員会が運営主体の場合、教育委員会以外が運営主体の場合よりも連携する割合が高い項目は16項目中14項目であり、圧倒的に多い。特に、「市町村が行う学習プログラムの企画・立案に協力した」(26.0%差)、「市町村と連携して講座等を企画・実施した」(22.6%差)、「市町村が行う研修事業に貴施設職員を講師として派遣した」(22.1%差)の項目で大きな開きがあった。



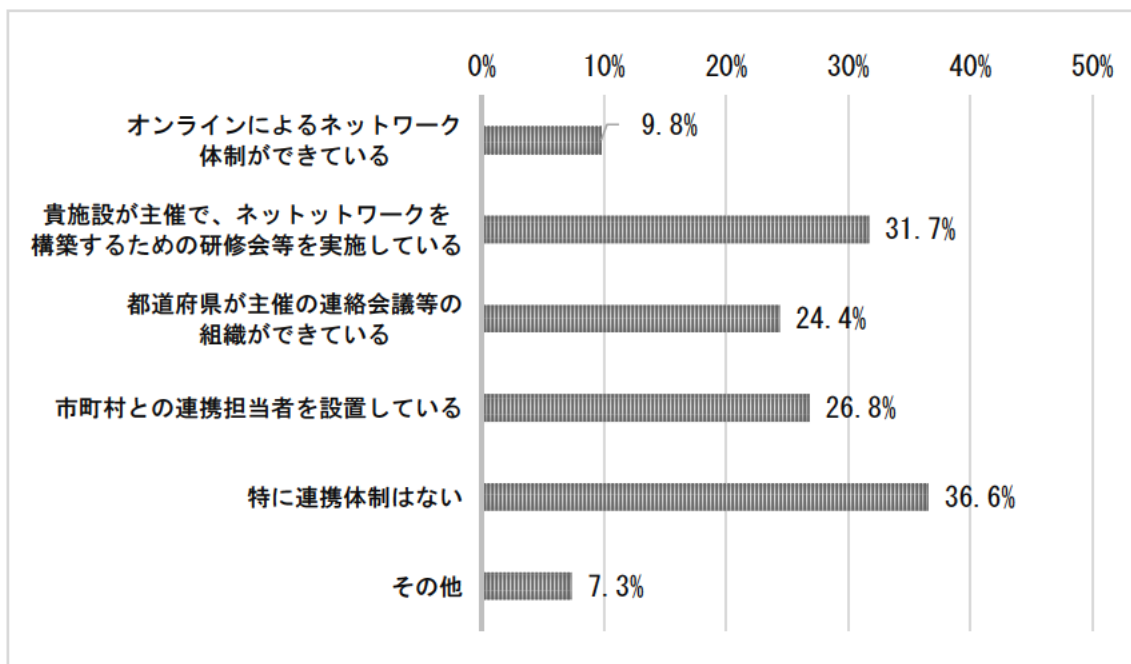
【図 3. 30】運営主体別市町村教育委員会との連携状況（複数回答）

社会教育主事有資格者の配置人数が「5人以上」の施設と「有資格者なし」、「有資格者が5人未満」の施設を比較すると、市町村教育委員会との連携において、「5人以上」の施設は16項目中14項目で最も高い割合を占めた。また、「市町村が実施する事業に貴施設職員を派遣した」、「市町村と連携してモデル事業を行った」、「市町村が行う学習プログラムの企画・立案に協力した」、「市町村と連携して学習成果の評価を実施した」の項目では、有資格者が配置されていない施設からの回答は0%であった。



【図3. 31】社会教育主事有資格者の配置人数別市町村教育委員会との連携状況

職員数別に市町村教育委員会との連携状況を見る限り、職員数と連携状況に関連性が見られない。連携体制について、「特に連携体制はない」と回答した施設が36.6%と多い。「ネットワーク構築のための研修会を実施」と答えた施設は31.7%である。一方、「オンラインによるネットワーク体制ができている」が9.8%、「都道府県が主催の連絡会議等の組織ができている」が24.4%、「市町村との連携担当者を設置している」が26.8%であり、しっかりとした組織や体制がつくられている施設が多いとは言えない状況が見られる。



【図3.32】生涯学習推進センター等と市町村との連携体制（複数回答）（n=41）

- ・その他の回答：県教委主催のネットワーク構築に資する研修会を主管している。各教育事務所務所主催の市町村担当者会議等に参加している。主催事業での連携。

【考察】

- 総合して考えると、「教育委員会が運営主体」であり、「有資格者が多い」施設ほど、市町村教育委員会との連携が取れていると言えるのではないかと推測される。
- 市町村との連携は重要である。しかし、センターの職員数や専門性を考えると、すべての市町村と多くの市町村事業において連携できる状況にはない。連携するには、特定の期間・事業に限って連携が行われることが多いと推測されるが、①その連携が継続的な効果を残すものか、②その連携が他の事例でも適用可能な汎用性を持っているか、③そのような連携の積み重ねの中で社会教育関係職員のネットワークが形成され自主的な情報共有や相互の連携が行われるか、などを考慮に入れて効果的な連携を開発する必要がある。

(11) 課題に関すること（自由記述）

- ・地域課題解決の主体は市町村であり、都道府県のセンター等は直接の主体ではない。
- ・施設の中には、研修会の実施や情報提供など、地域課題解決の側面支援しかできていない状況が見られる。
- ・地域課題は多様であり、把握が難しい。
- ・研修会や人材育成講座を行っても、それが、地域課題解決に役に立っているのか、把握ができていない。
- ・市町村の地域課題解決に関する意識に差がある。
- ・地域や施設によって、人材や財政状況にばらつきがある。(指定管理者制度も含め)
- ・オンライン研修などの実施を課題と感じている施設がある。
- ・その他、職員の資質向上、計画の確実な実施、市町村支援の継続等が課題として挙げられている。

【考察】

- 指定管理者制度も含め、地域や施設によって人材や財政状況にばらつきがあり、一律に対応を議論することは難しいが、「職員の資質向上」「計画の確実な実施」「支援の継続」「オンライン研修など新しい取組」を施設が自らの課題として捉え、地域課題解決の支援者として、できることに取り組んでいく必要があるのではないかと。
- センターの持つ資源を考えると、センターが地域課題解決の取組に多数直接関与することは難しい。モデル事業として関わりつつそれを調査・研究としてまとめ、有益なノウハウや方式を提案することがセンターの主な役割になるのではないかと。しかし、地域課題解決についても、必ずしも市町村に密着して毎回現地に赴いて関わらなくても、オンラインなども活用して効果的な支援を行うことも以前よりも容易になりつつあるように思われる。

(12) 工夫や特色のある取組に関すること（自由記述）

ア 人員配置について

- 社会教育主事の複数配置（茨城県水戸）
- ボランティアコーディネーター及び生涯学習相談員の配置（茨城県県西）
- 教員の派遣社会教育主事（茨城県鹿行）
- 教員OBを生涯学習推進員、生涯学習指導相談員として活用（茨城県鹿行）
- 本部学習専門員の原則3年以上勤務（富山県）
- 公民館支援専門員の配置（長野県）
- 「文化体験パートナーシップ活動推進事業」のための専門担当者の配置（三重県）
- 社会教育士及び社会教育主事の有資格者の複数名配置（鳥取県）
- 教員籍の社会教育主事の配置（島根県東部）
- 生涯学習推進マネージャーの配置（広島県）
- 家庭教育相談員の配置（福岡県）

イ 運営面について

- チーム体制での事業推進（岩手県、栃木県）
- 教育事務所や市町村派遣社会教育主事との連携（茨城県水戸）
- 指定管理者同士の連携による研修や合同研修の実施（茨城県県南）
- 事業計画の柔軟な運用（茨城県県北）
- 担当事業を毎年変更（栃木県）
- NPO等民間団体との連携（新潟県）
- 情報紙「まなびいあいち」の発行業務の全職員での分担（愛知県）
- 県内施設の連携による研修事業の実施（島根県東部、島根県西部）
- 調査・研究事業への合同の取組（島根県西部）

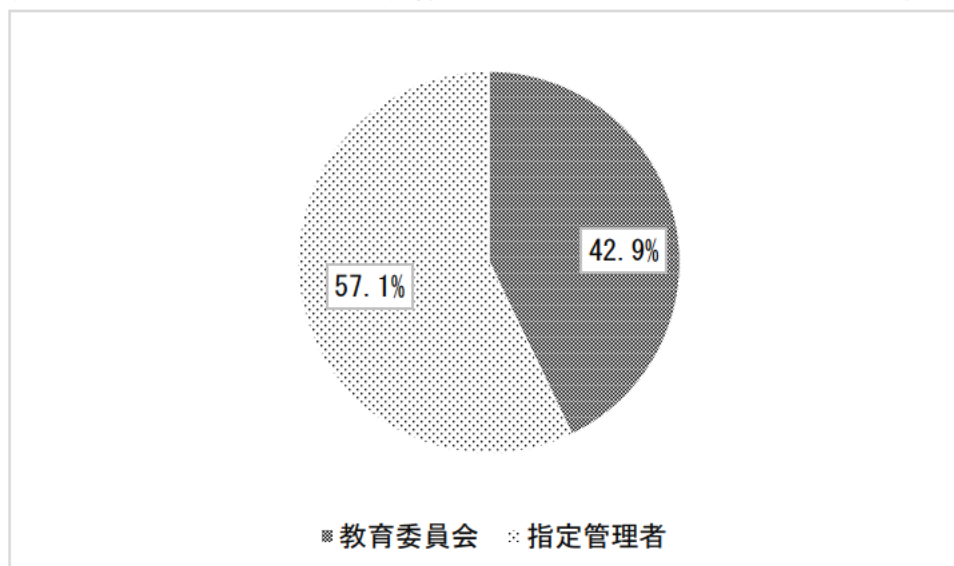
ウ 特色のある取組について

- リモートによる研修（秋田県）
- 障がい者の生涯学習（秋田県）
- 生涯学習情報システム「PLANETかながわ」（神奈川県）
- アウトリーチ事業の充実（三重県）
- 助成金制度（三重県）
- 実行委員会による生涯学習フェスティバルの開催（兵庫県）
- 地域ボランティアによる生活情報誌の編集・発行（兵庫県）
- 大学生ボランティアチーム「ワクワク学び隊」の派遣（広島県）
- 課題解決支援講座の実施（佐賀県）
- 図書館への業務移管に伴う図書館機能との連携（大分県）
- 学習情報係による情報メディア講座や視聴覚サービス（鹿児島県）

3 指定都市の生涯学習推進センター等の集計結果

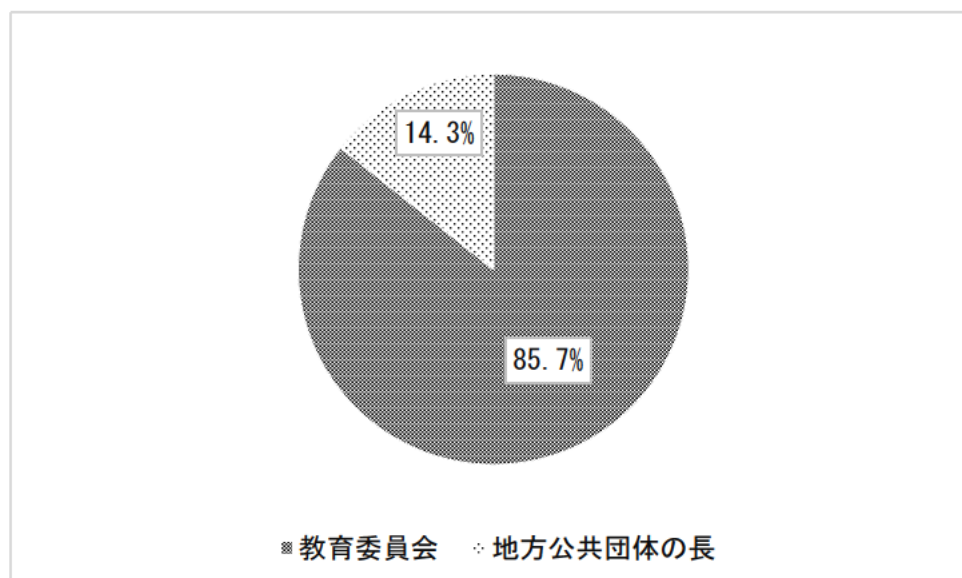
(1) 運営主体について

教育委員会が 42.9%であり、都道府県のセンター等の 48.8%と大きな差がない。指定管理者の割合は 57.1%であり、都道府県のセンター等の 41.5%よりも多い。



【図 3.33】運営主体 (n=7)

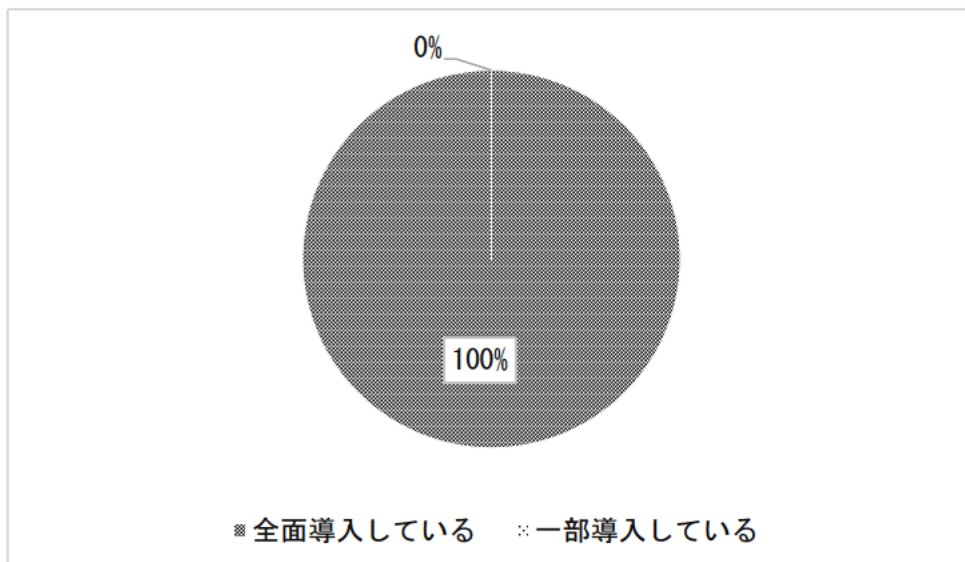
全体の 85.7%の施設を教育委員会が所管している。



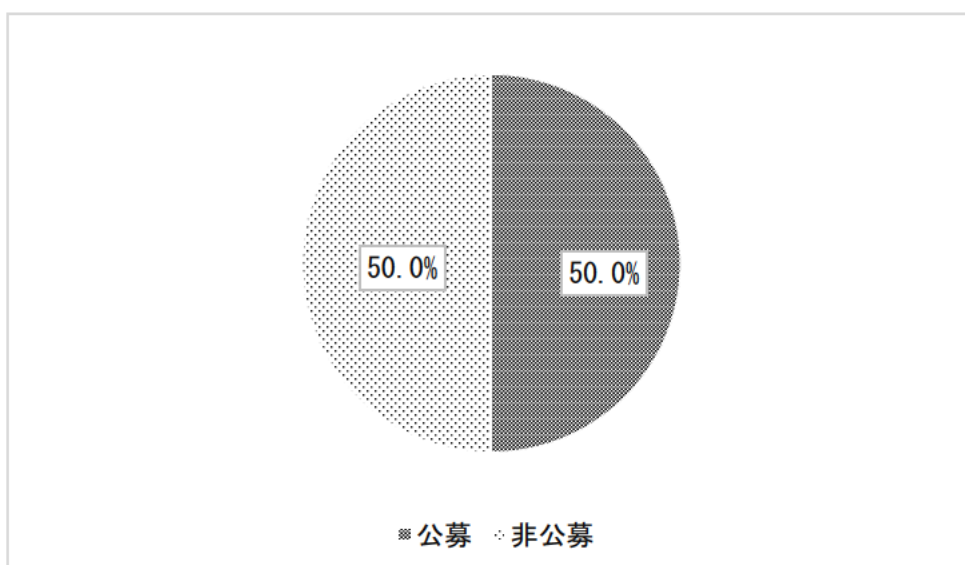
【図 3.34】所管部署 (n=7)

(2) 指定管理者制度について

指定管理者制度を導入している施設では、100%の施設が全面導入している。
また、指定管理者の選定方法については、公募と非公募が半々である。

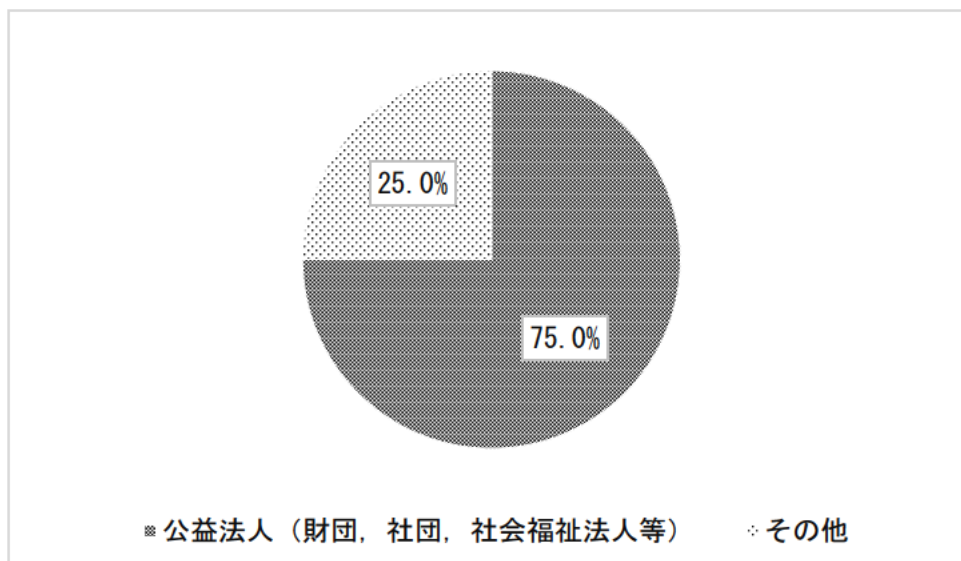


【図 3.35】 指定管理者制度の導入状況 (n=7)



【図 3.36】 指定管理者の選定方法 (n=4)

都道府県のセンター等と同様に、指定管理者の半数以上が公益法人である。

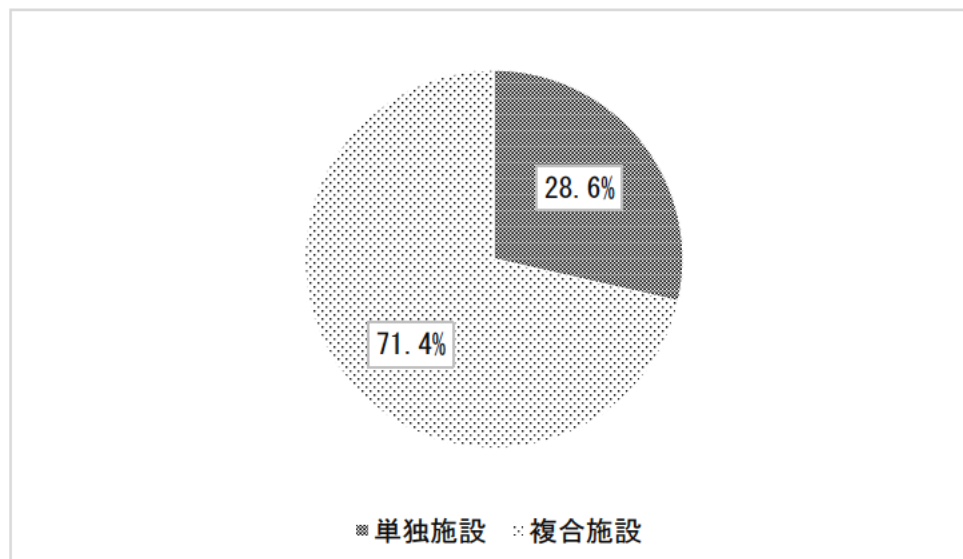


【図3.37】指定管理者の相手先 (n=4)

・その他の回答：一般財団法人と民間企業のジョイント

(3) 建築形態について

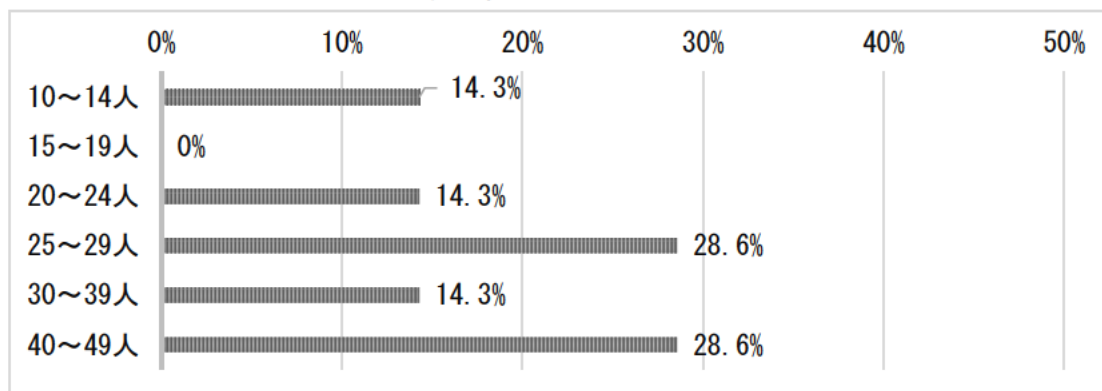
「単独施設」の割合は 28.6%であり、都道府県のセンター等の 33.3%(表3. 2)と差がない。



【図 3. 38】施設の建築形態 (n=7)

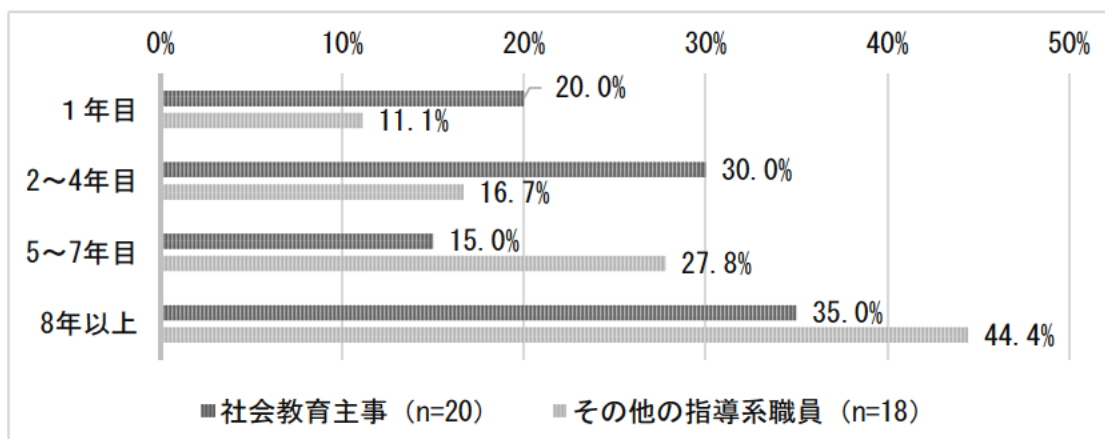
(4) 職員について

職員数が15人未満の施設が14.3%であり、都道府県のセンター等の56.1%と大きな違いがある。職員数が30人以上の施設は42.9%であり、都道府県のセンター等の22.0%よりもはるかに多い。



【図 3.39】全職員数 (n=7)

その他の指導系職員の在籍年数は5年以上が71.2%で、都道府県のセンターの21.8%に比べはるかに多く、社会教育主事の有資格者数もやや高い（全職員における有資格者の割合は18.3%、都道府県のセンター等の全職員における有資格者の割合は14.6%）。



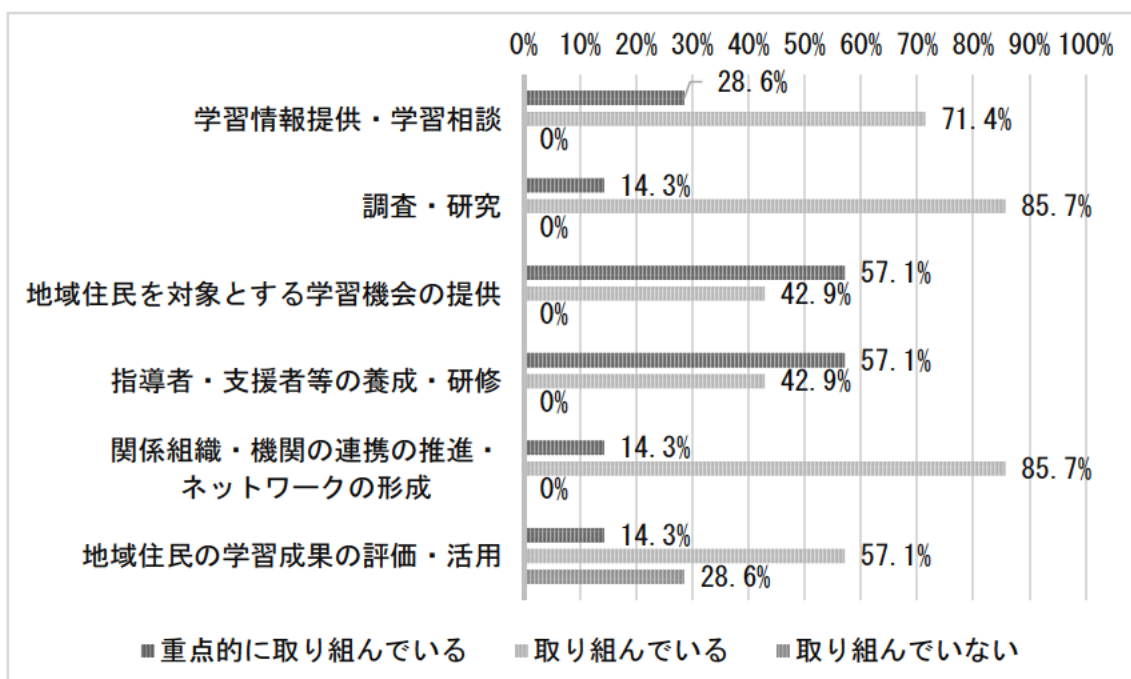
【図 3.40】指導系職員の在籍年数別職員数

【考察】

- 都道府県のセンター等に比べて、職員数が多く、長期勤務する職員が多い（図 3.39・図 3.40）。また、有資格者の割合もやや高い（図 3.40）ことから、専門性の高い職員が多くいると言えるのではないかと。
- 都道府県のセンター等同様、指定管理の中身を事例によって検討する必要がある。カバーするエリアが相対的に狭くなることから地域住民に対する学習機会提供や情報提供の重みが増しているのではないかと。そのような状況で相対的に職員数も多く、在籍年数も長い職員が多いことがどのような効果を発揮しているか、更に検討する必要がある。

(5) 生涯学習推進センター等の機能

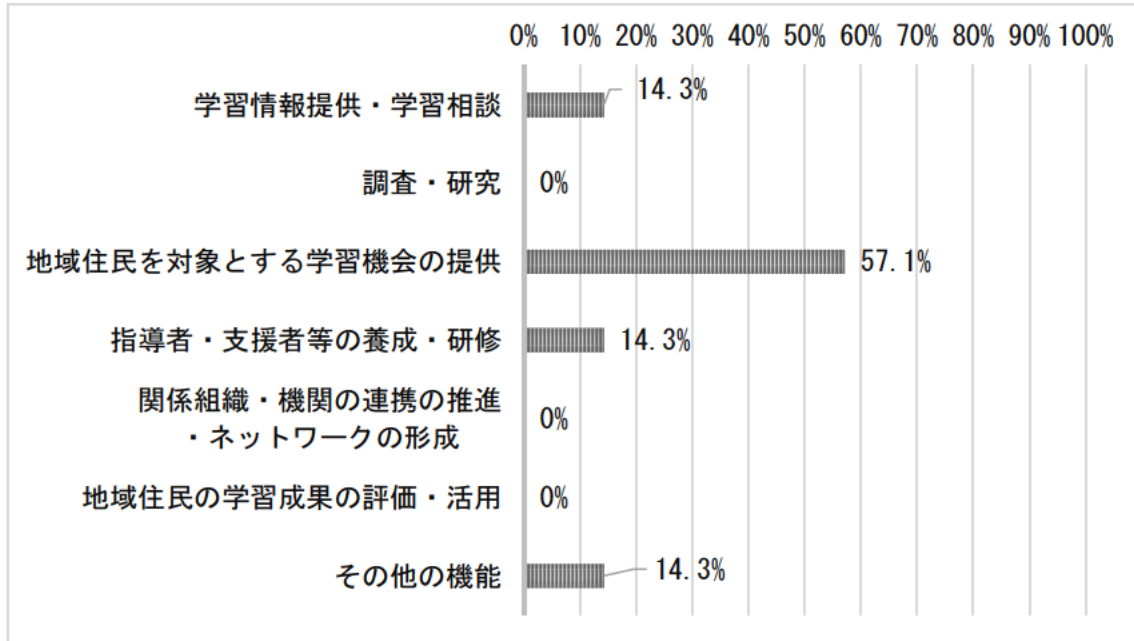
重点的に取り組んでいる・取り組んでいる機能としては、「学習情報の提供・学習相談」、「調査・研究」、「地域住民を対象とする学習機会の提供」、「指導者・視線者等の養成・研修」、「関係組織・機関の連携の推進・ネットワークの形成」の五つの機能において100%の施設が取り組んでおり、「地域住民の学習成果の評価・活用」は71.4%の施設で取り組んでいる。



【図3.41】センター等機能に関する取組状況 (n=7)

- ・具体的な内容：生涯学習関係職員研修、人権教育研修、地域住民のみならず地域住民以外への学習機会の提供

最も重点的に取り組んでいる機能は「地域住民を対象とする学習機会の提供」が57.1%と高い。最も重点的に取り組んでいる機能について、都道府県のセンター等（図3.7）においては「指導者・支援者等の養成・研修」が一番多く68.3%、「地域住民を対象とする学習機会の提供」が51.2%であった。一方、指定都市のセンターでは「地域住民を対象とする学習機会の提供」が一番多く57.1%と高くなっている。



【図3.42】最も重点的に取り組んでいる機能（n=7）

・その他の機能：地域住民のみならず地域住民以外への学習機会の提供

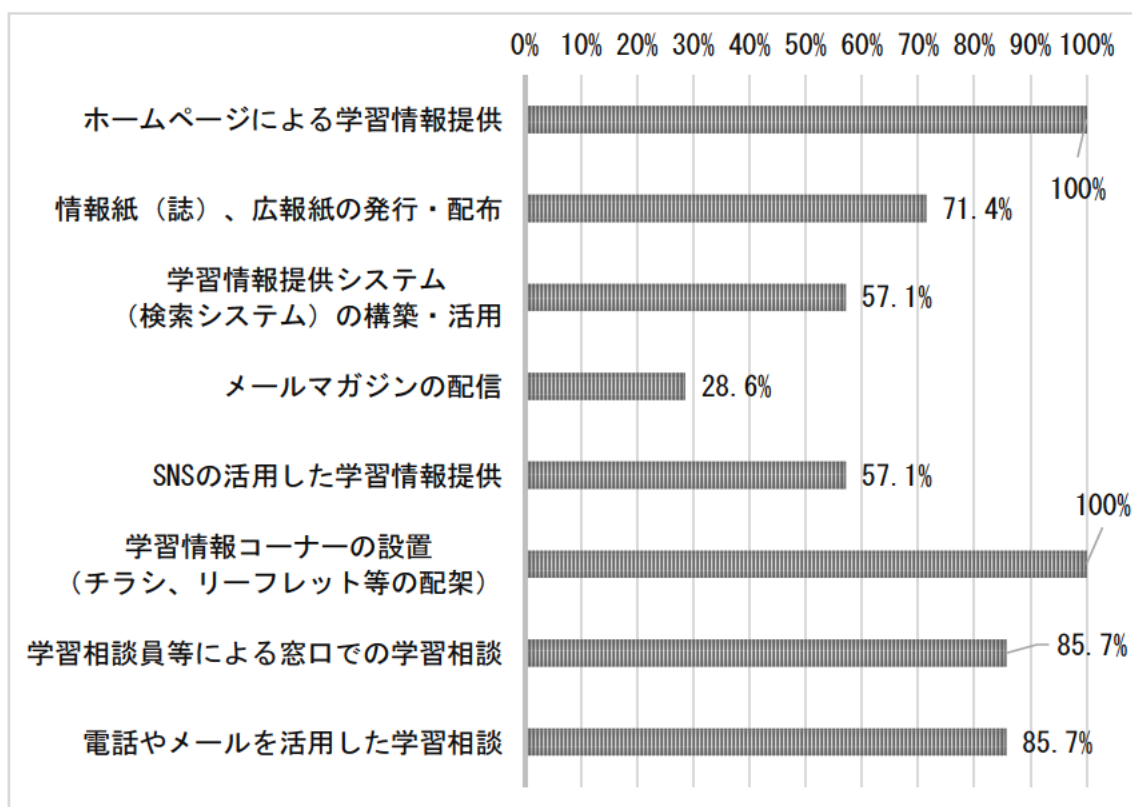
【考察】

- 指定都市のセンター等の役割として、市民の生涯学習を直接的に支援する役割があると言えるのではないか。
- 都道府県のセンター等と同様に、「地域住民の学習成果の評価・活用」への取組を広げていくことが課題ではないか。
- 学習機会提供を主たる機能とする場合、公民館の学習機会提供との役割分担や連携をどのように捉えているか（どのくらいの事例で中央公民館等を生涯学習推進センターに改組したかも含め）など地域全体の生涯学習支援においてセンターが果たす役割を明確にする必要がある。

(6) 学習情報提供・学習相談の取組状況

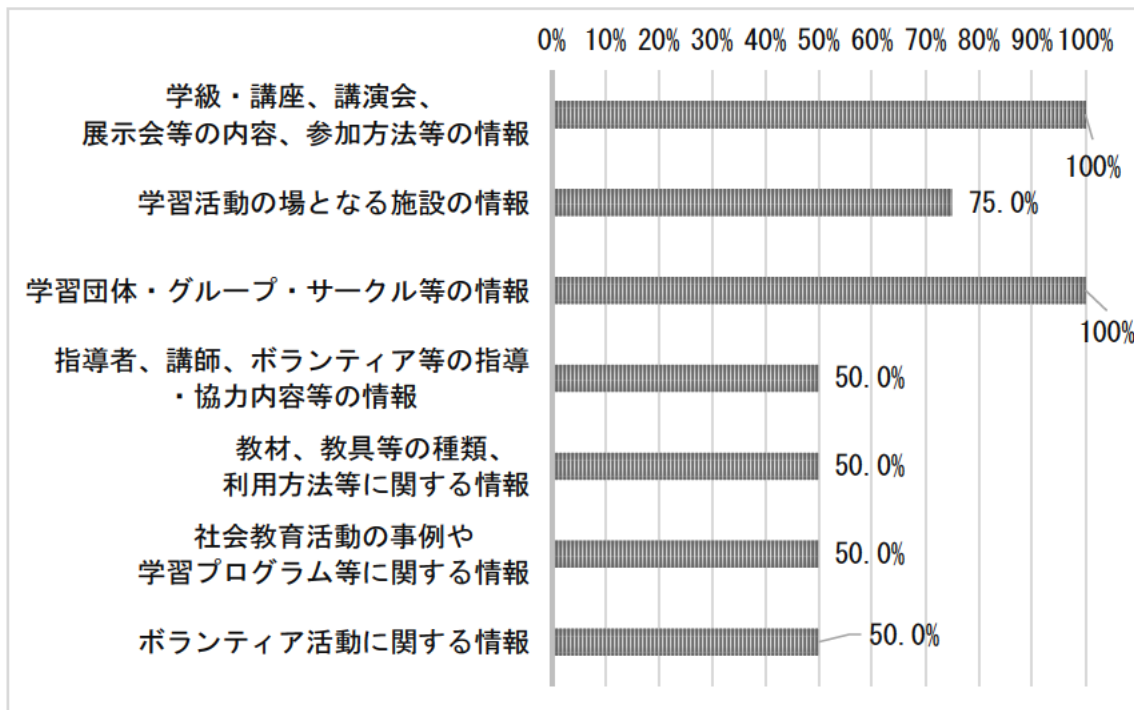
「ホームページによる学習情報提供」と「学習情報コーナーの設置（チラシ、リーフレット等の配架）」が100%、「学習相談員等による窓口での学習相談」と「電話やメールを活用した学習相談」が85.7%、「情報紙（誌）、広報の発行・配布」が71.4%の順に多くなっている。この傾向は、都道府県のセンター等（図3.8）と同じ傾向である。

「学習情報提供システム（検索システム）の構築・活用」については57.1%の施設で実施しており、これは都道府県のセンター等の割合よりも少ない。



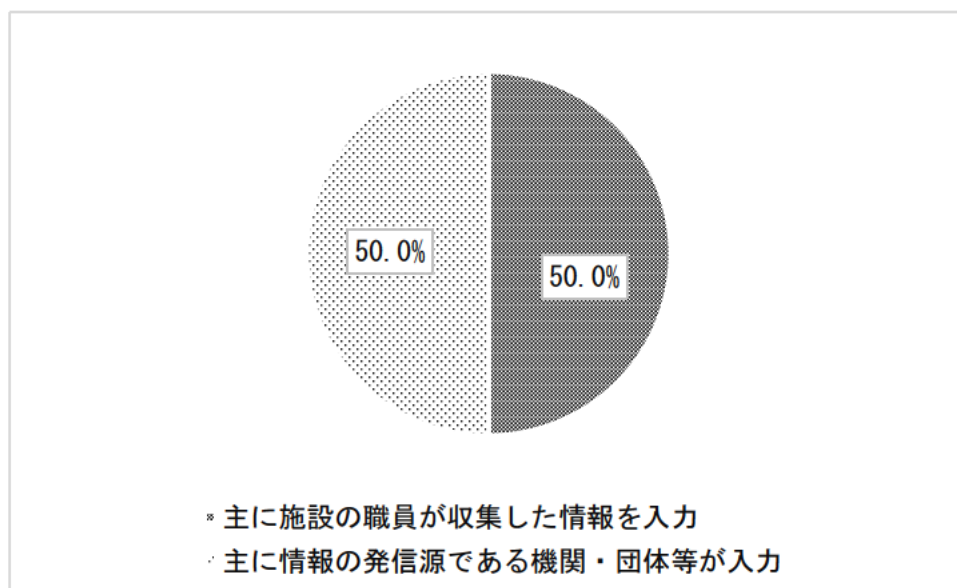
【図3.43】学習情報提供・学習相談の実施状況（n=7）

学習情報提供システムを活用した情報提供の内容は、「学級・講座、講演会、展示会等の内容、参加方法等の情報」、「学習団体・グループ・サークル等の情報」、「学習活動の場となる施設の情報」の順に多い。



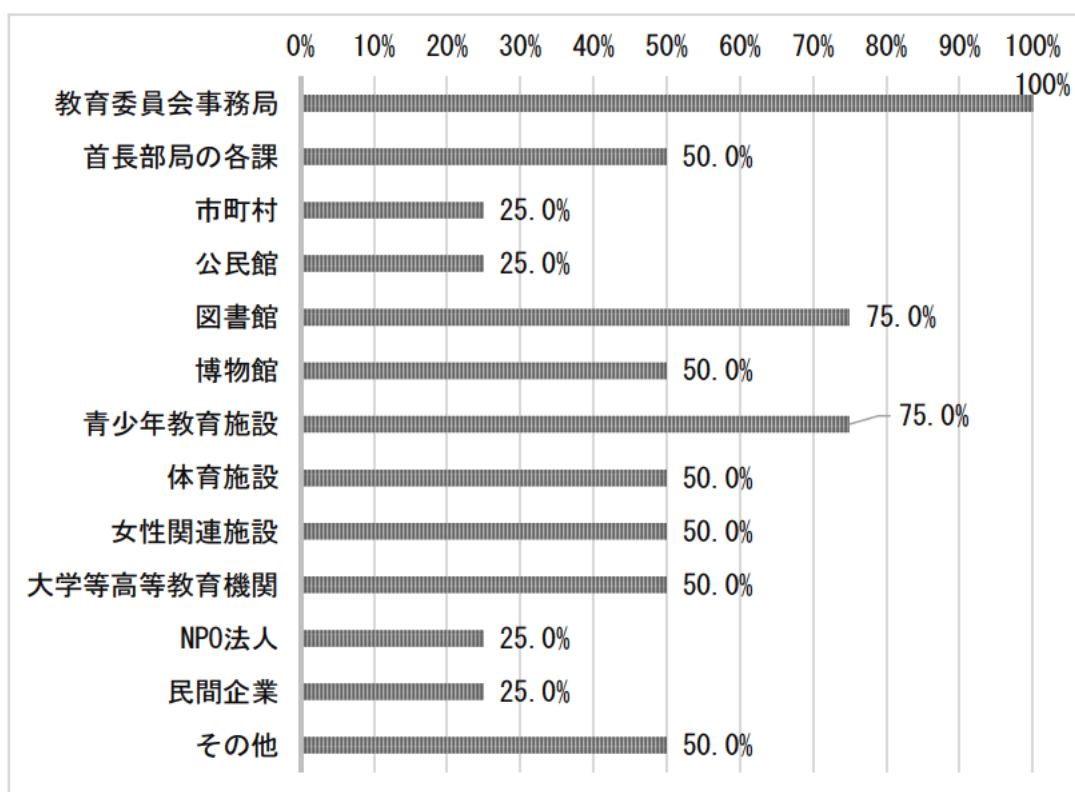
【図 3.44】 学習情報提供システムを活用した情報提供内容 (n=4)

学習情報提供システムへの情報入力の方法としては、「主に施設の職員が収集した情報を入力する」と「情報の発信源である機関・団体等が入力する」が半々である。



【図 3.45】 学習情報提供システムへの情報入力の方法 (n=4)

学習情報システムへ情報を提供している機関・団体等としては、「教育委員会事務局」を始め、多くの施設が情報提供している。



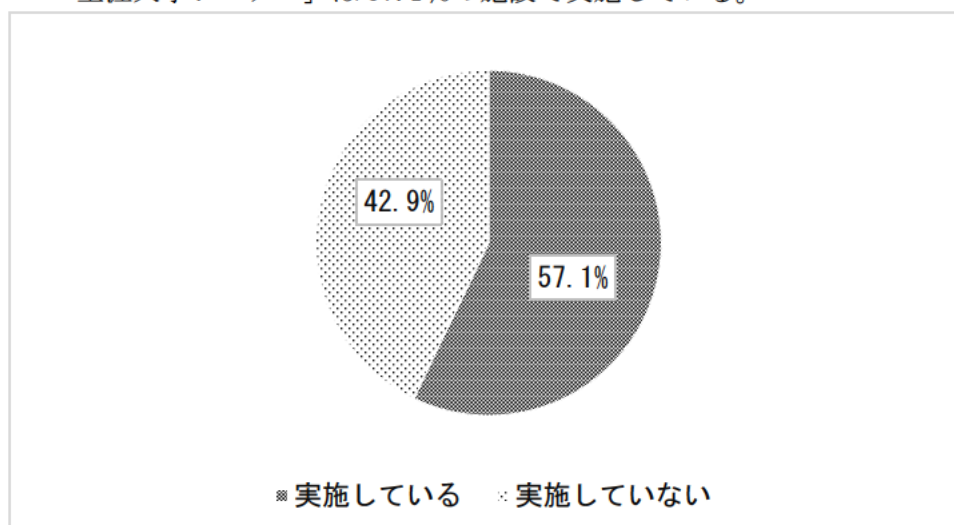
【図 3.46】学習情報提供システムへの情報入力の方法（複数回答）（n=4）

【考察】

- 指定都市のセンター等は、地域住民とより直接的に接するため、「学習情報システム」のようなシステムの必要性をあまり感じていないのではないかと考えられる。
- 指定都市の場合、市域がかなり広いケースも考えられ、市全域での学習情報提供とエリアを区切った学習情報提供を適切に組み合わせる必要があるのではないかと考えられる。また、教育資源（例えば特定の領域の講師情報）を特定の地域からやや離れた地域まで活用しやすいように推進することを考えると、情報の収集や提供の仕方でもどのような工夫をしているかを検討することが地域生涯学習支援システムの整備において重要である。

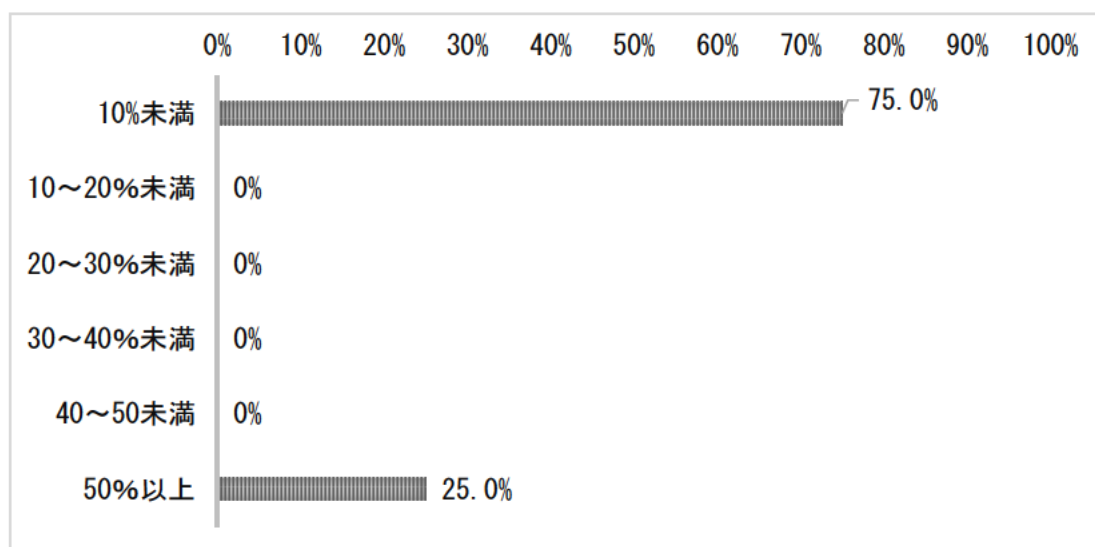
(7) 生涯大学システムの取組状況

「生涯大学システム」は57.1%の施設で実施している。



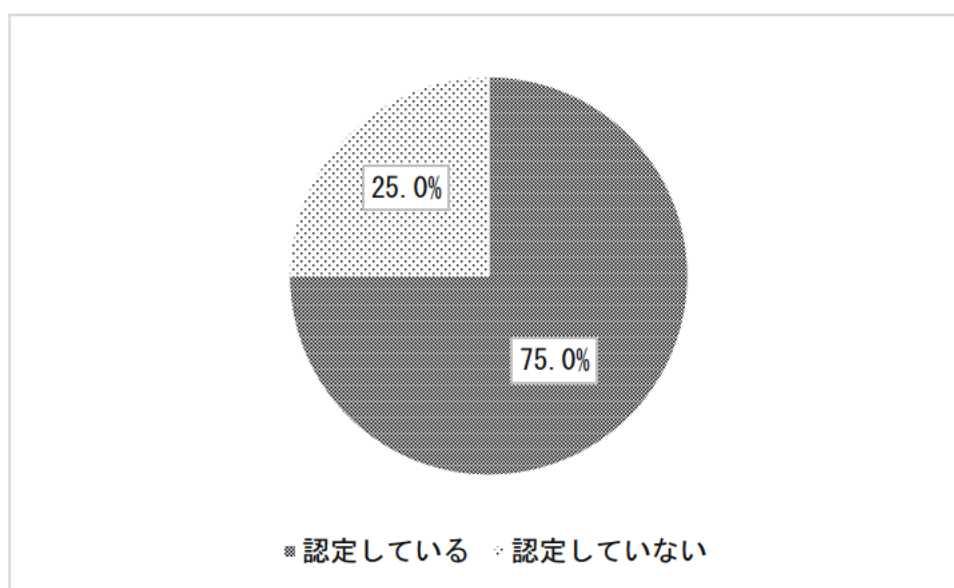
【図3.47】生涯大学システムの実施状況 (n=7)

主催講座の内、地域課題解決を主目的とした講座の割合が30%未満の施設は75.0%である。



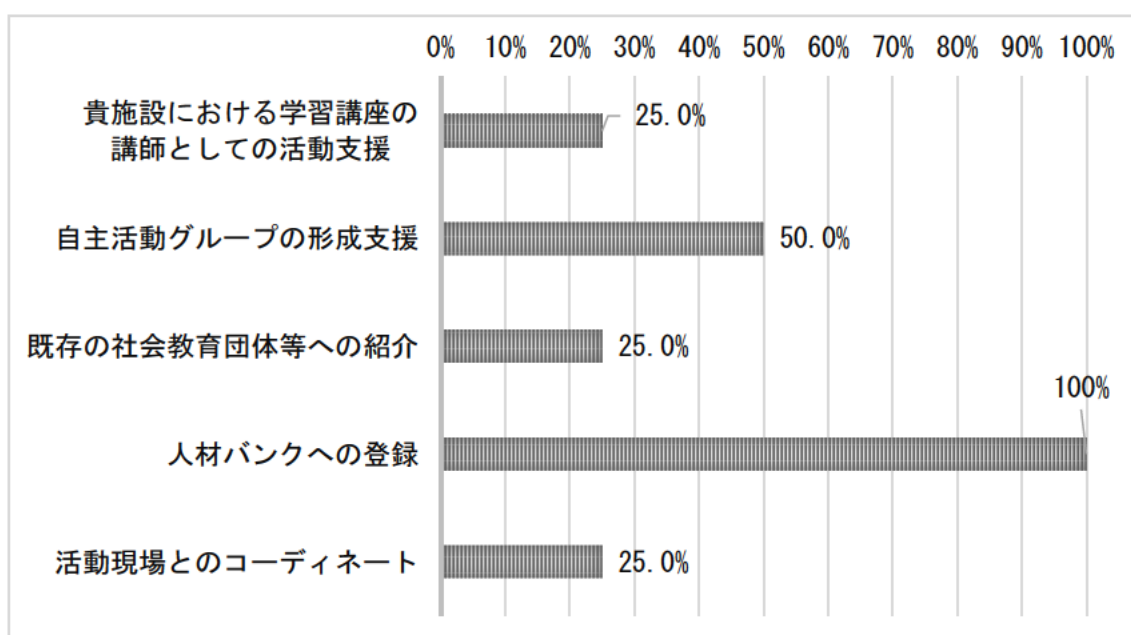
【図3.48】主催講座の内、地域課題解決を主目的とした講座の割合 (n=4)

「生涯大学システム」における単位認定は 75.0%の施設で行われており、評価制度も単位認定を行っている全ての施設で行われている。



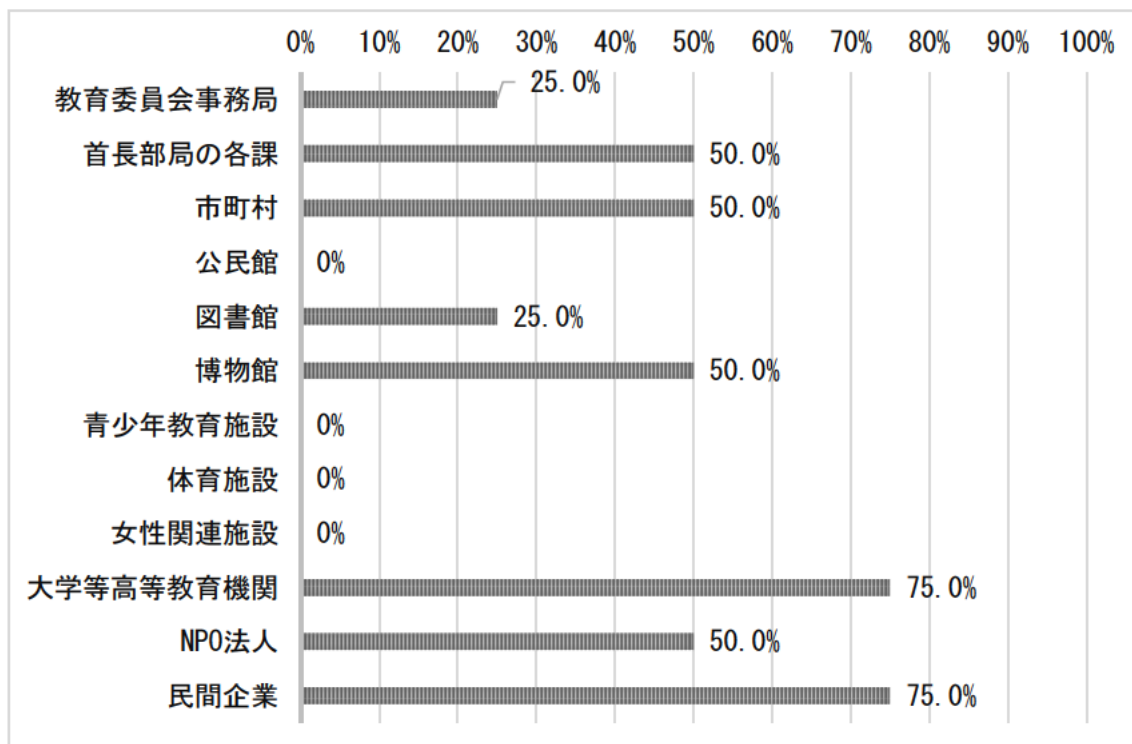
【図 3.49】生涯大学システムにおける単位の認定状況 (n=4)

受講生への活動支援としては、「人材バンクへの登録」が 100%である。



【図 3.50】生涯大学を受講する学生等への活動支援（複数回答）(n=4)

連携先として、「大学等高等教育機関」と「民間企業」が75.0%で高くなっているが、都道府県のセンターで高い「市町村」と「図書館」は50.0%とそれほど高くない。



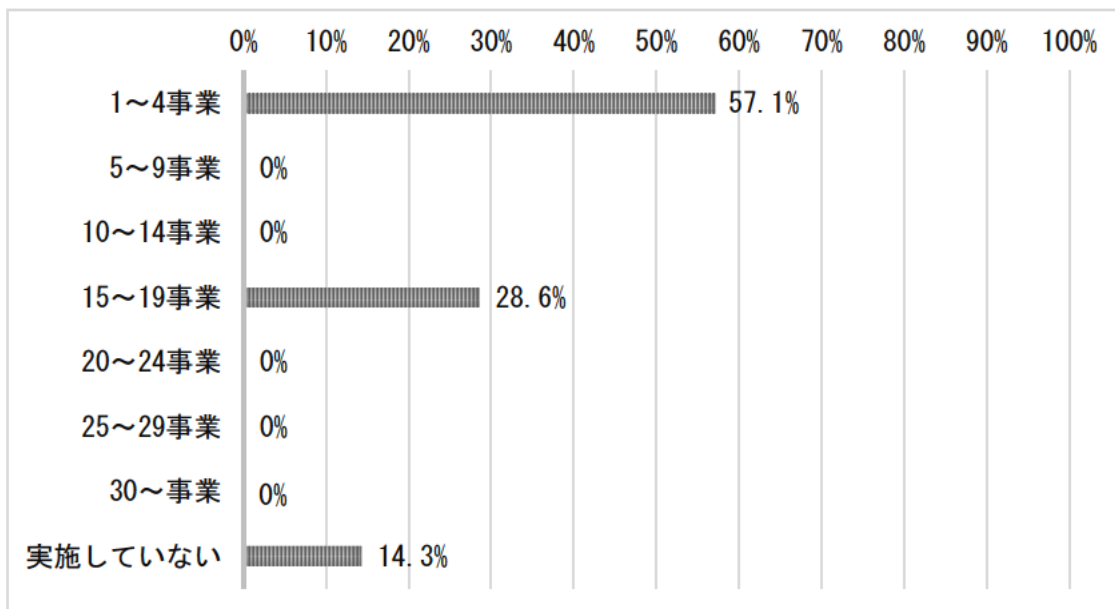
【図 3.51】生涯大学システムにおける連携先（複数回答）（n=4）

【考察】

- 地域課題の解決は「生涯大学システム」の主な内容となっていないのではないか（図 3.48）。
- 都道府県センター同様「生涯大学システム」は主として地域住民の学習機会を提供することを目的として開設され、それが地域課題解決の位置づけが弱いことに現れているのではないかと。
- 学んだ内容について講師になるという以外に地域課題解決の取組に関わるなどの活動支援も充実させる必要があると考えられる。
- 指定都市は都道府県内の中心的な自治体である。それだけに周囲の他の市町村との連携に積極的に取り組むことを期待したい。同様に、都道府県とも（例えば研修などでの連携を含め）連携が余り活発でないように思われる。連携を更に開発する必要があるのではないかと。

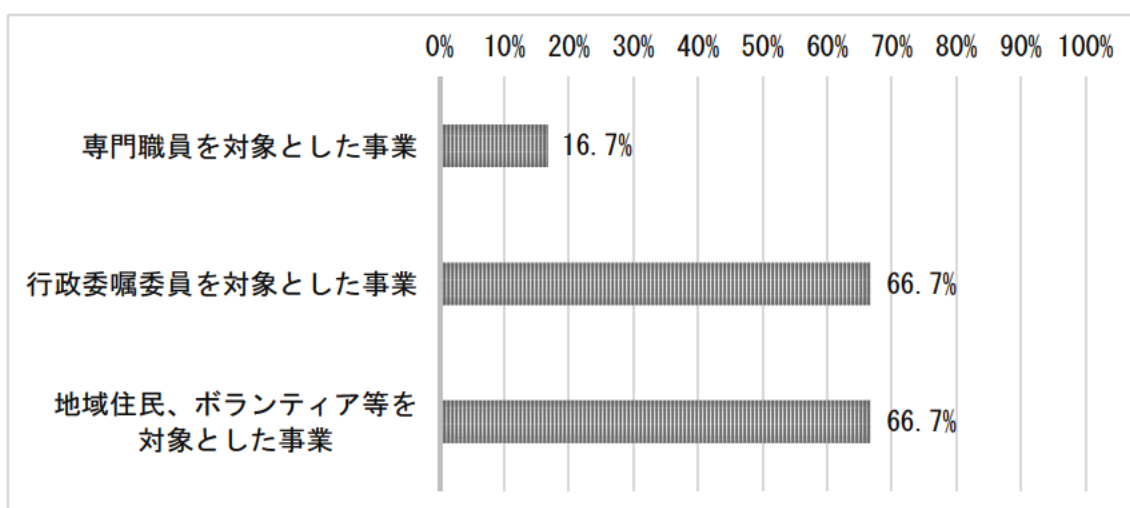
(8) 指導者・支援者等の養成・研修の取組状況

事業の実施状況を見ると「実施していない」施設が14.3%ある。実施事業数が10未満の施設は71.4%である。



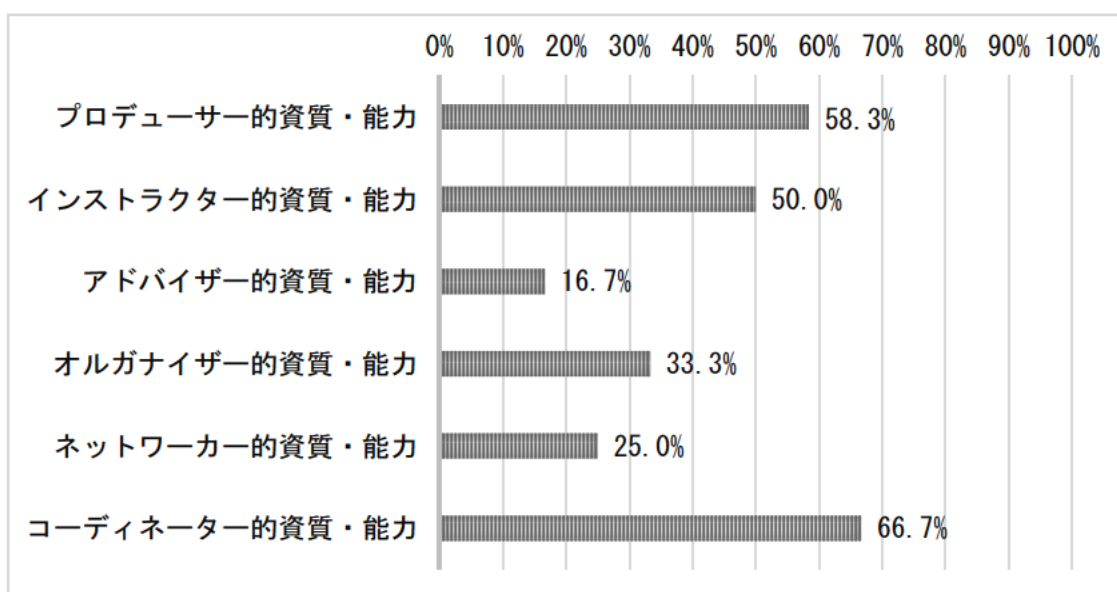
【図3.52】指導者・支援者等の養成・研修に関する事業の実施数 (n=7)

指導者・支援者等の養成・研修に関する事業における対象としては「行政委嘱委員を対象とした事業」と「地域住民、ボランティア等を対象とした事業」が66.7%と多い。都道府県のセンター等と比較すると、「行政委嘱委員」の割合が高くなっている（都道府県のセンター等：39.5%、指定都市のセンター等：66.7%）。また、「専門職員」の割合が低い（都道府県のセンター等：75.6%、指定都市のセンター等：16.7%）。



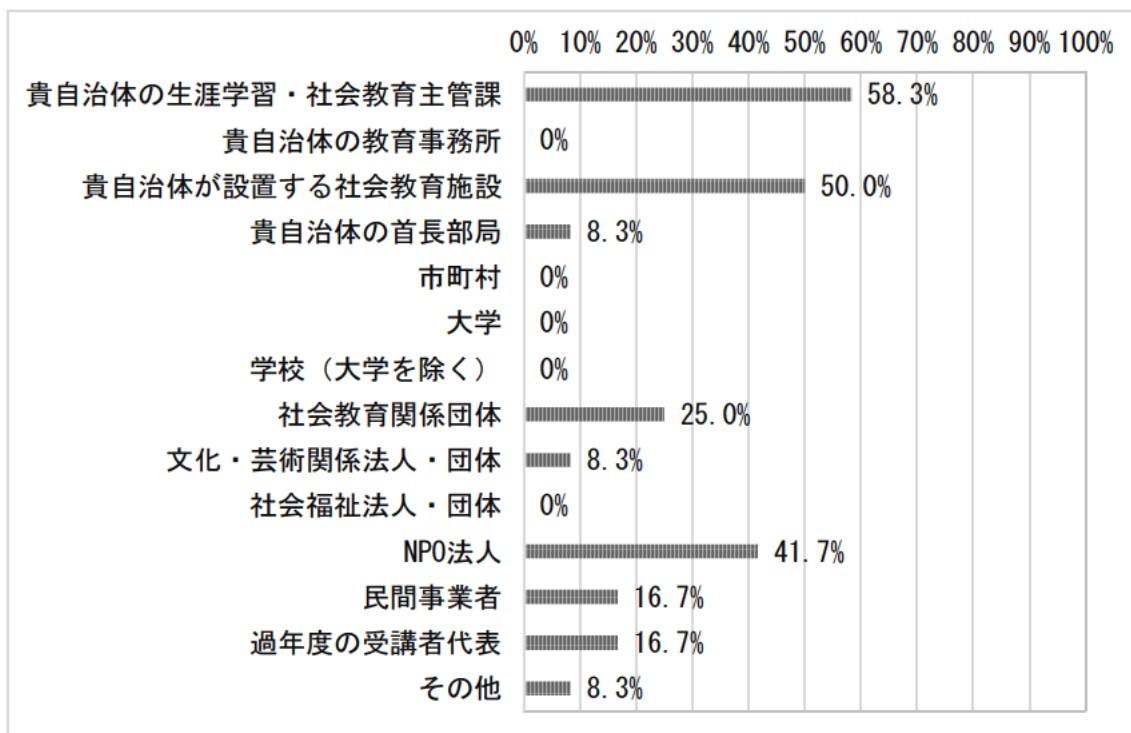
【図3.53】指導者・支援者等の養成・研修に関する事業における対象（複数回答）
(n=12)

養成する能力としては「コーディネーター的資質・能力」が 66.7%、「プロデューサー的資質・能力」58.3%、「インストラクター的資質能力」が 50.0%の順に多くなっている。都道府県のセンター等(図3. 19)と比較すると、都道府県のセンター等では「オルガナイザー的資質・能力」が 50.0%、「ネットワーカー的資質・能力」が 50.0%、「アドバイザー的資質・能力」が 46.5%となっているのに対し、指定都市のセンター等(図3. 54)は「オルガナイザー的資質・能力」が 33.3%、「ネットワーカー的資質・能力」が 25.0%、「アドバイザー的資質・能力」が 16.7%となっており、間接的な支援に必要な能力の育成が低くなっていることがわかる。

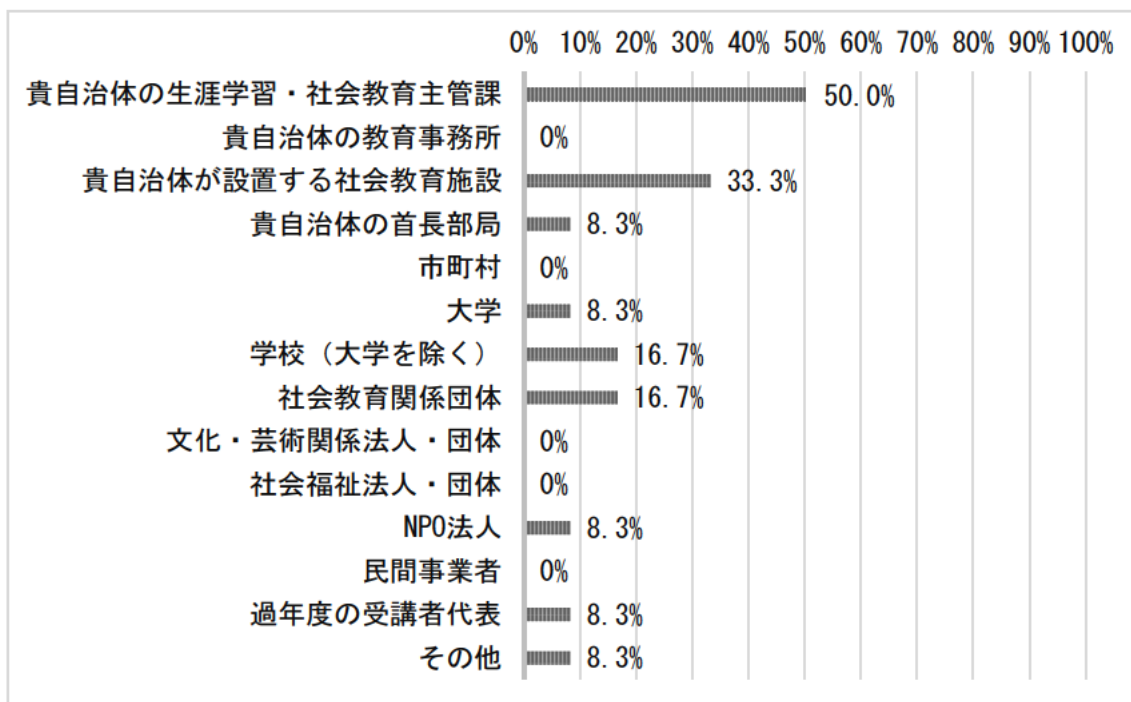


【図 3. 54】 事業を通して養成する指導者・支援者等の資質・能力（複数回答）（n=12）

連携先としては、企画・運営ともに当該「貴自治体の生涯学習・社会教育主管課」が最も多い。

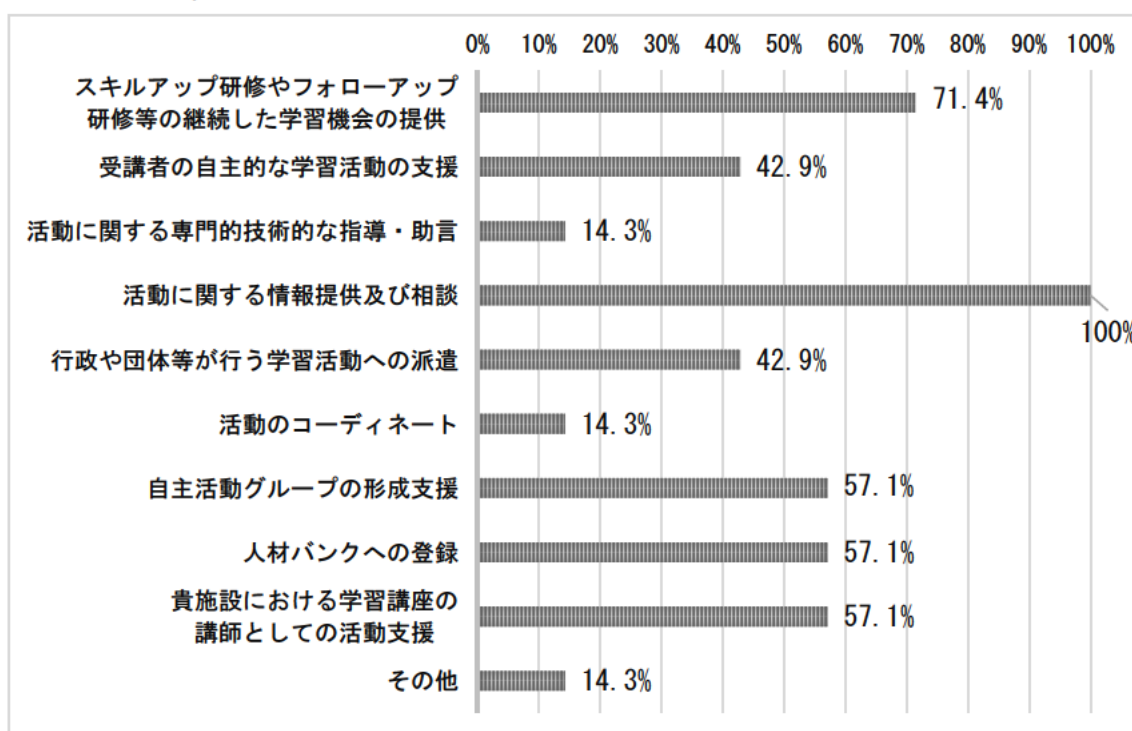


【図 3.55】事業の企画における連携先（複数回答）（n=12）



【図 3.56】事業の運営における連携先（複数回答）（n=12）

修了者への活動支援としては「活動に関する情報提供及び相談」が100%となっている。



【図 3.57】 修了者への活動支援（複数回答）（n=7）

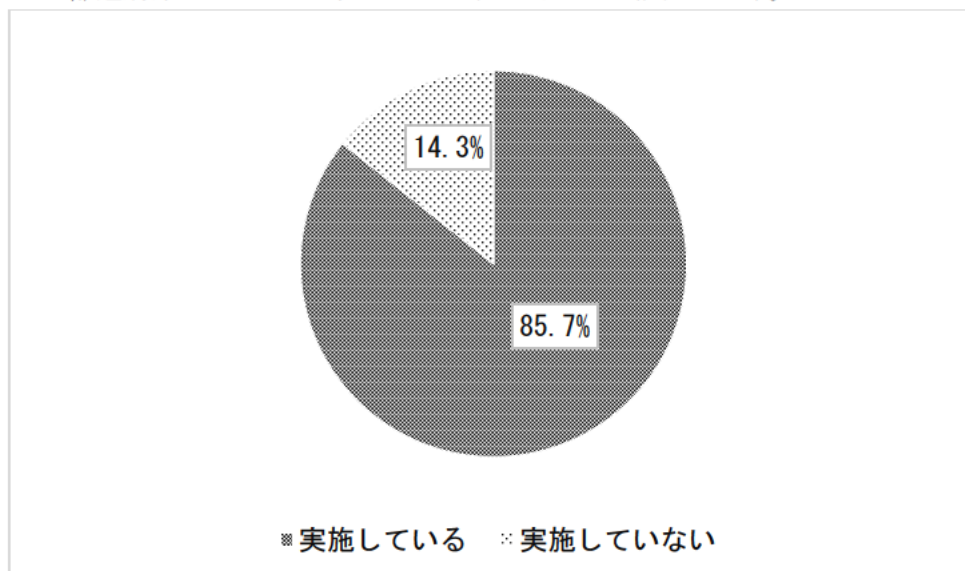
・その他の回答：生涯学習ボランティアセンター登録ボランティアの紹介

【考察】

- 指定都市のセンター等の役割として、指導者・支援者等の養成・研修において、間接的な支援に必要な能力の育成には力を入れていないと言えるのではないか。
- 指定都市では行政委嘱委員やボランティアなどを対象とした研修はある程度実施されているが、行政職員対象の研修は行っていない自治体も多い。指定都市のセンターが有する職員数や専門性を考えると、周囲の自治体との広域ネットワークを形成し連携・協働を進める中核としての役割を期待したい。

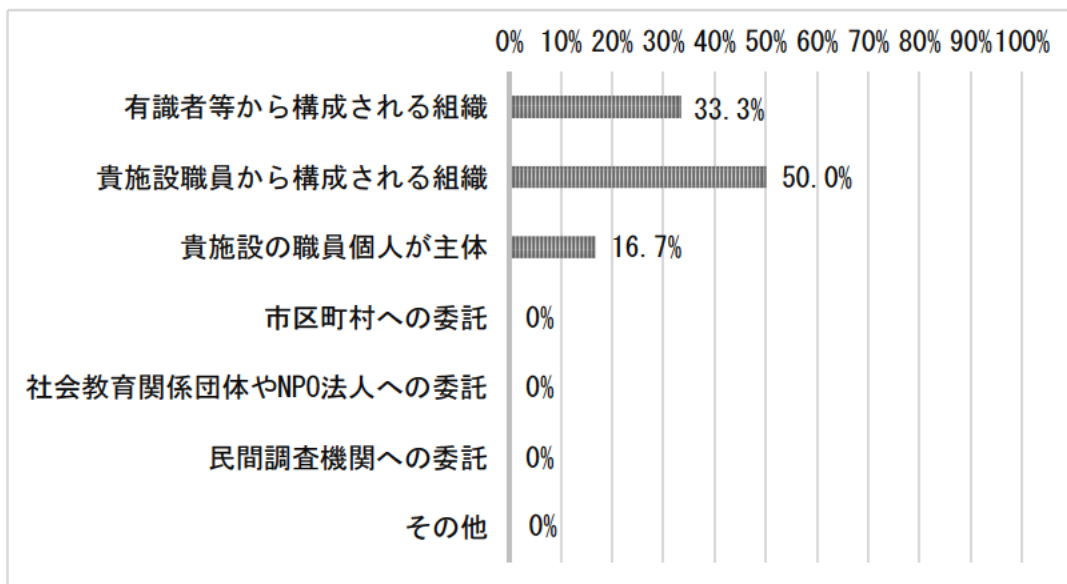
(9) 地域の課題解決に資する調査・研究事業の取組状況

地域の課題解決に資する調査・研究事業は85.7%の施設が行っている。
都道府県のセンター等では51.2%であった(図3.23)。



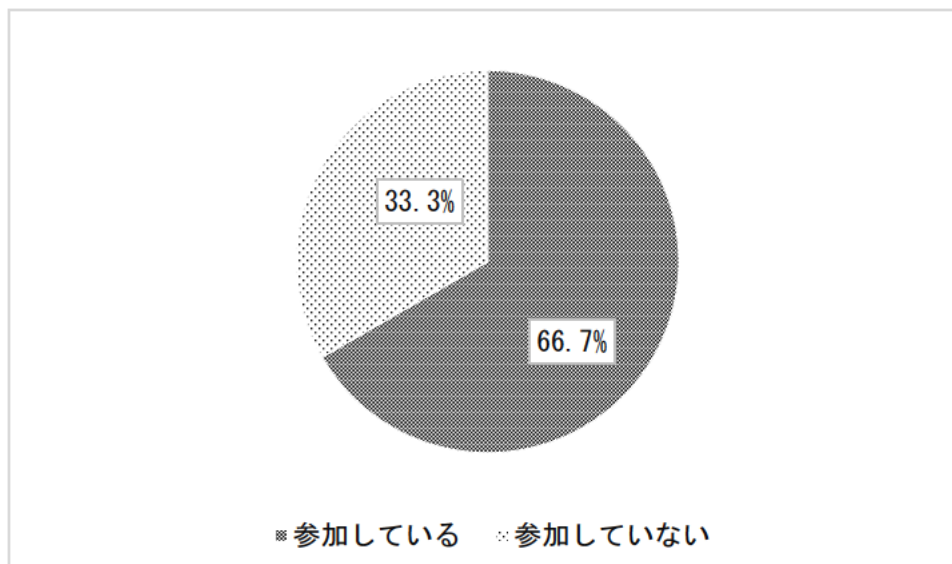
【図3.58】地域の課題解決に資する調査・研究事業の実施割合(n=7)

調査の実施主体は「その施設の職員から構成される組織」が50.0%と最も多く、次いで「有識者等から構成される組織」が33.3%と高くなっている。



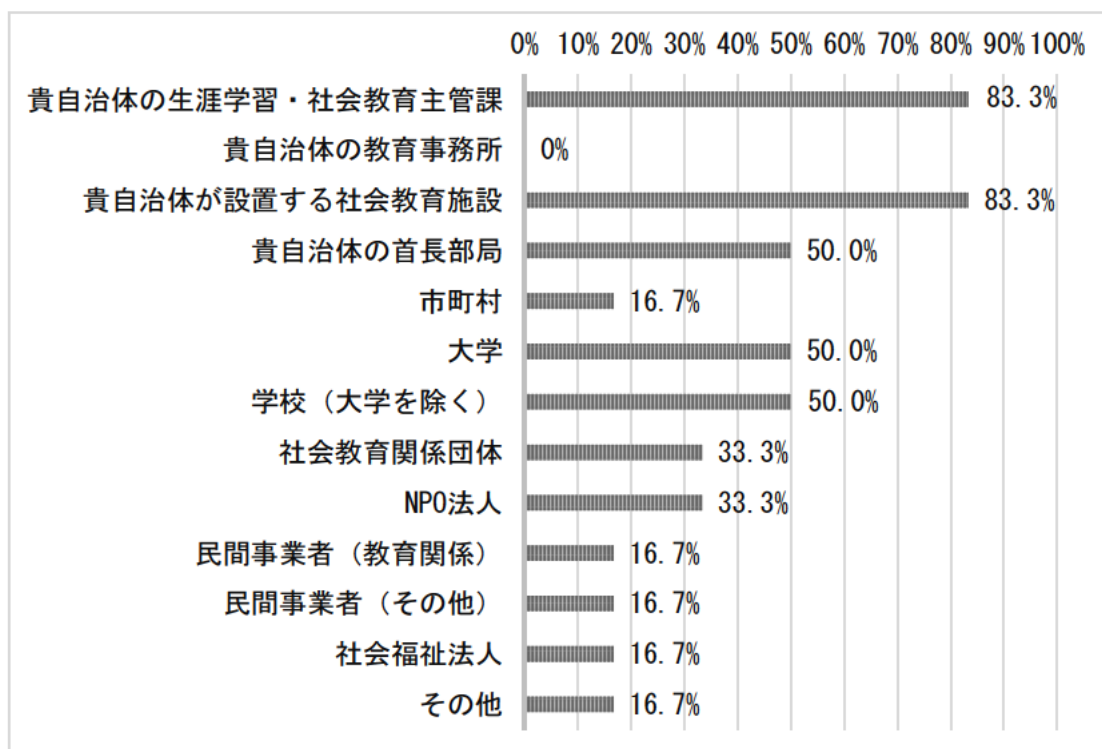
【図3.59】調査・研究事業の実施主体(n=6)

調査・研究における実施主体への社会教育主事の参加が 66.7%であり、専門職として調査・研究に関わる姿が読み取れるが、都道府県のセンター等の 85.7%と比較すると低くなっている（図 3. 25）。



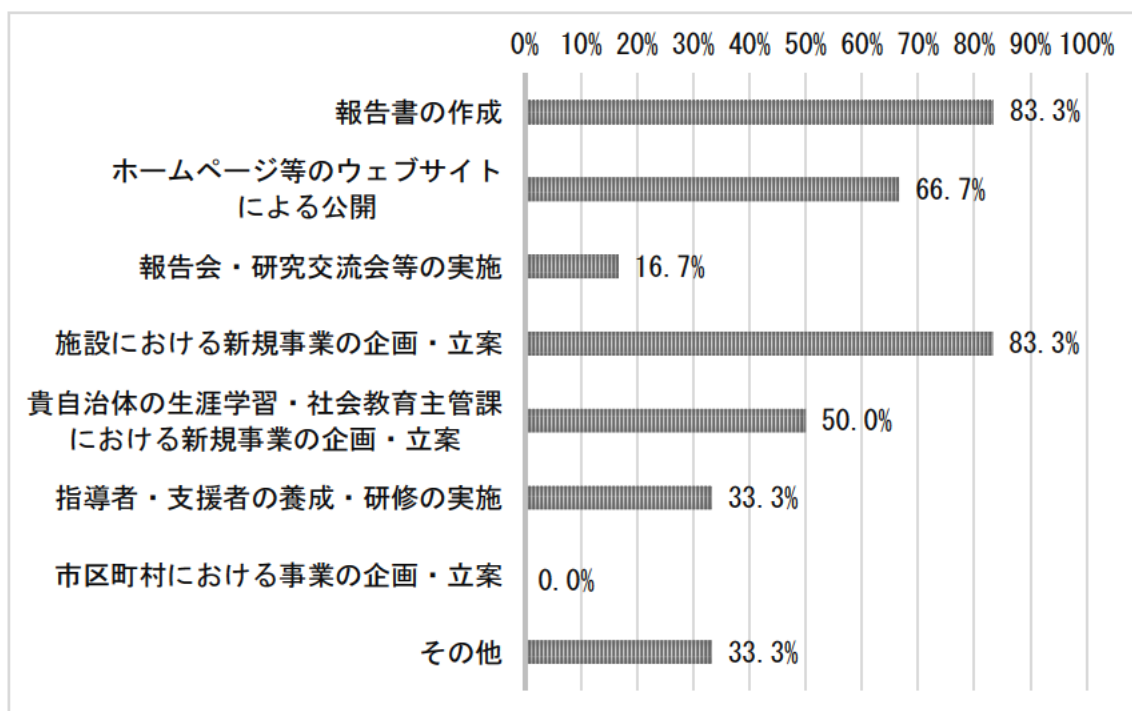
【図 3. 60】調査・研究事業における実施主体への社会教育主事の参加（n=6）

連携先としては当該「貴自治体の生涯学習・社会教育主管課」と当該「自治体が設置する社会教育施設」が 83.3%と高くなっており、都道府県のセンター等で多かった「市町村」は 16.7%、「教育事務所」は 0%と低くなっている（図 3. 27）。



【図3.61】調査・研究事業における連携先（n=6）

調査・研究の成果の発信・活用方法については「報告書の作成」と「施設における新規事業の企画・立案」が83.3%と高い。都道府県のセンター等（図3.28）と比較すると、都道府県のセンター等では当該施設における「新規事業の企画・立案」が42.9%、当該自治体の「生涯学習・社会教育主管課における新規事業の企画・立案」が33.3%であるのに対し、指定都市のセンターでは「施設の新規事業の企画・立案」83.3%、「生涯学習・社会教育主管課における新規事業の企画・立案」が50.0%と高い。



【図3.62】調査・研究事業における成果の発信・活用方法（複数回答）(n=6)

【考察】

- 指定都市のセンター等では、調査・研究の成果を実際の取組につなげることができているのではないか。（図3.62）
- 調査・研究をどのような内容の新規事業に結びつけているのか、その新規事業は何を目的として実施されるのかについては更に検討を深める必要がある。

(10) 課題に関すること（自由記述）

- 地域の課題を見出し、課題設定ができる市民の育成
- 市民自ら地域の課題解決を図る際の総合的な支援体制
- 多様な学習方法の構築
- 生涯学習ボランティアの育成及び活動支援
- 地域と多様な主体との連携・協働の促進
- 地域団体と行政職員との連携
- 地域課題の把握

【考察】

- 地域課題の解決に当たる主体として、都道府県のセンター等は「市町村」、指定都市のセンター等は「地域」や「市民」と捉えている。この捉え方の違いから、地域課題の解決に資する役割において、それぞれのセンター等が担う役割に違いが出るのではないか。
- 地域の課題解決における支援者として、生涯学習・社会教育施設はどのような支援を行うことが可能であるかを、ヒアリング調査で明らかにできないか。生涯学習推進センター等が、六つの機能を通して、また職員自身が「事業を通して養成する六つの資質・能力」をどのように発揮したり、育成したりすることで地域課題解決のための支援をしているのかを明らかにしていくことが必要ではないか。
- 指定都市は当該都道府県の人口においてかなりの部分を住民としている。都道府県センターの機能が十分に当該都道府県全体に波及するためには指定都市センターや教育委員会との連携が必要である。しかし、実際にはなかなか連携が進んでいない現状もあると考えられる。連携・協働による広域の生涯学習支援ネットワークシステムの発展に期待したい。

(11) 工夫や特色のある取組に関すること（自由記述）

ア 人員配置について

- 教職経験者の生涯学習相談業務、指導者養成業務、講座企画・運営業務への配置
- 生涯学習相談員ボランティアの配置・派遣に関する事業委託
- 受付業務の民間委託
- 高齢者学習センターへの業務委託

イ 運営面について

- 指定管理者「〇〇市スポーツ協会」と「NPO 法人〇〇生涯学習ネット」との協働運営

ウ 特色のある取組について

- 〇〇市の持つ歴史と文化を生かした生涯学習事業の情報発信

4 質問紙調査のまとめ

本調査は平成21年度調査から11年を経過しての再度の生涯学習推進センター等の調査となった。この間十数年間に社会教育行政の分野においては、予算や職員が削減され、職員の非常勤化や指定管理者制度の導入なども進んできている。全体としてかなり厳しい状況下でセンターの運営に当たってきたと捉えられる。

このような厳しい状況であるにもかかわらず、都道府県立センターも指定都市のセンターも精力的な取組を続けている様子が伺えた。一般的に期待される機能をバランスよく提供しつつも最も重要な機能の部分では重点化や新しい取組の開発などが進められている。センターを有しない自治体では「調査・研究」や「成果の評価・活用」などに取り組むことが難しいと考えると、生涯学習推進センター等の機能への期待は大きいと捉えられる。

「学習情報提供・学習相談」、「生涯大学システム」、「指導者・支援者等の養成・研修」などセンターに期待される機能についてそれぞれに取組が行われているが、センターが有する教育資源の制約から提供できる事業の質や量には一定の限界があることも事実である。例えば、近年取組が要請されている地域課題解決などのテーマにおいては、指導者・支援者の養成や研修の実施が指導者・支援者の力量の向上やネットワーク形成につながり地域課題解決につながるという全体のプロセスを見渡して研修受講者の募集やプログラムの効果向上、その後の取組支援などを一体的に行う必要があるが、現状ではなかなかすべてを実施することは難しい状況が見て取れた。

このような状況を考えると、生涯学習推進センター等の機能を高める取組は、単一のセンターだけを切り離して検討するのではなく、センターが形成するネットワーク全体としての機能発揮を十分に意識して推進する必要がある。センターの事業目的は所管する地域の生涯学習や地域での取組を支援することであるが、そのためには市町村や高等教育機関などとの連携を推進し、効果的な役割分担や連携・協働を行うことで、ネットワーク全体で高い機能を発揮するようにネットワークでの情報共有や連携・協働の推進を図る必要がある。中教審答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」で指摘された「開かれ、つながる社会教育の実現」を図る中核的な拠点として生涯学習推進センター等への期待は大きい。それはまた、『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」という同答申の方向性を具現化する取組とも捉えられる。

社会全体の少子高齢化や個人主義の増大などで地域を支える人材や組織は厳しい状況にある。それだけに生涯学習推進センター等には地域住民や地域組織を養成しつなげ、取組を高度化する働きかけを推進する役割が期待されるし、そのためにはセンター自身が様々な主体と連携・協働してネットワークを形成しつつ事業を推進することが求められていると言えよう。

生涯学習推進センター等のさらなる戦略的な取組によって、社会教育が地域課題の解決や地域活性化、そして地域の生涯学習支援において、更に大きな存在感を示すことを期待したい。

(岡田 正彦)

第4章

ヒアリングによる事例調査

第4章 ヒアリングによる事例調査の結果

1 秋田県生涯学習センター

所在地：秋田市山王中島町1-1

規模等：敷地面積 4,416 m²、延床面積 6,300 m²、地上5階地下1階

開所年月：昭和55年4月

職員組織：所長1名、副所長1名、総務班5名、学習事業班15名

(1) 施設の概要

昭和55年4月に秋田県生涯教育センターとして設置された。昭和54年に設置された兵庫県立嬉野台生涯学習センターに続き全国2番目の生涯学習センター（以下、センター）であり、平成元年4月に秋田県生涯学習センターに改称され、現在に至っている。

平成8年12月に生涯学習情報提供ネットワークシステムの運用を開始し、平成10年4月に開講した秋田県民カレッジは三度の名称変更を受けながらも開設されているなど継続的に事業が進められている。

現在のセンターの機能は大きく三つに集約されている。①シンクタンク機能、②研修・人材育成機能、③学習活動推進・情報発信機能である。

(2) 施設運営の特徴

ア 運営の基本方針とセンターの3機能

センターの「令和3年度要覧」では、運営の基本方針について「本県生涯学習及び社会教育推進の中核機関として、県民の生涯にわたる学習活動を支援するとともに、関係職員の資質向上を図り、市町村及び関係機関・団体との連携・協働により『「学び」と「活動」の橋渡し』に努め、持続可能な地域づくりの実現に寄与する」と示されている。前半はセンターとして普遍的な役割と解釈できるが、後半はそれに加えた近年の重点事項を示していると判断できる。市町村及び関係団体との連携・協働を通して学びと活動を結びつけることと、持続可能な地域づくりの実現に寄与すること、の2点である。

センターは長い歴史を持つが、このように時代ごとの施策動向などを反映し、センターの方針に取り入れていることがうかがえる。

同要覧では、続いてセンターの3機能として、「シンクタンク」、「研修・人材育成」、「学習活動推進・情報発信」の三つを挙げている。シンクタンク機能は、調査研究機能をベースに情報提供機能も組み合わせて市町村等の求めに応じる機能である。研修・人材育成機能では、以前から実施してきた階層別の職員研修に加え、地域課題解決をテーマとする研修も開設してより幅広い層の人材を育成しようとしている。学習機会提供・情報発信機能では、県民に対する学習機会や情報の提供・発信を行う。

このような機能の捉え方は、平成2年の中教審答申「生涯学習の基盤整備について」における生涯学習推進センターに期待される6機能とは少し異なる、より

センター事業の実際に則した捉え方と言えよう。そして、センターの場合重要な点は、それぞれの機能を独立したものと捉えるのではなく、機能を組み合わせることでスパイラルを生み出すという発想である。センターが行う調査・研究の成果を生かして研修や学習プログラムが企画・運営され、そこでの学びが市町村での事業実施や県民の地域活動に生かされるというつながりを作ることを明確に意識している。このことが、秋田県生涯学習センターが有する機能をセンター内部で高めるとともに、連携・協働を通して市町村や地域住民の取組の中で波及効果を生み出すことにつながっている。このことについては、後の節で具体的に述べる。

イ 市町村等との連携・協働の推進

～オーダーメイド型社会教育主事派遣事業を基軸に～

平成30年12月の中教審答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、「開かれ、つながる社会教育の実現」という方向性が示され、多様な主体との連携・協働が求められている。その文脈から言えば、都道府県生涯学習センターは、まず域内の市町村等と連携・協働を進めることで、ネットワーク全体の機能として取組の質的向上・量的拡大を図り、ひいては地域づくりなどに貢献することを求められていると捉えられる。

秋田県生涯学習センターがそのような方向性に沿って市町村等との連携・協働の具体的方策として推進するのが、オーダーメイド型社会教育主事派遣事業である。同事業は、センターの「令和3年度要覧」によれば、「市町村、学校等の課題解決に向けて要望のあった市町村等に生涯学習センター職員等が出向き、市町村の職員と協働して課題解決に取り組む」事業と記されている。

事業の特徴は、まずオーダーメイド型で市町村の要望に基づいて協働が形成されるという点である。センターで取り組む特定のテーマに関して協働するよりも様々なテーマに対応する分より高い力量が必要とされるが、市町村のニーズに沿って対応できるというメリットがある。もう一つは、研修等を通じてセンターに来所してもらった職員に対する間接的支援ではなく、アウトリーチ型の直接的支援であるということである。この事業ではなるべく多人数のセンター職員が出向き、共感を生むよう時間をかけて質の高い熟議を行うことによりチームビルディングを行うことを心がけているということである。「学校と家庭、地域の連携」などのテーマが多く提起され、1年度で5回程度出向いて協働を実施、1年で協働の成果を挙げるのが難しく2年は必要になるようである。令和2年度の派遣先は7市町と1県立学校とかなりの数に上っている。

この事業が市町村職員の視点で有効なのは、センターとの協働により市町村職員が後ろ盾を得て事業に取り組める点である。センター職員の支援により、市町村職員は理論的基礎を理解したり事業の意義をどのように説明するかについて示唆を得たり、ともすれば自分が関わっている部分のみに狭くなりがちな視野を広げる俯瞰的な視点を提示されたりする。近年職員数の削減や非常勤化などで相談する相手を見つけにくい職員にとっては、このように専門性を持つ職員とつながることは大きなメリットと考えられる。

この事業はセンターにとってもメリットがある。オーダーメイド型の支援の中で様々な点について専門性を発揮した対応を求められることは、センター職員にとって重責でもあるが力量を向上させる機会にもなる。そして何よりセンターが直接的に市町村の取組推進に貢献できる機会を提供できているという点が重要である。これまでは、研修などの機会を通じて学んだ職員がその成果を持ち帰ることで取組推進の機能を向上させるという間接的な貢献が都道府県生涯学習センターの事業の多くを占めていた。これに対しセンターが直接市町村に出かけその要望に応じて取組の支援を行うアウトリーチ型の取組を行うことによって、従来主としてセンター内部にとどまっていた事業成果（アウトプット）が市町村の取組に波及して外部で計測されるアウトカムになっていると捉えられる。都道府県生涯学習センターが単独で都道府県域全体に効果を波及させることがセンターの有する教育資源から見て困難であるということを見ると、このような波及効果を生み出す取組は非常に重要である。

都道府県生涯学習センターによるアウトリーチ型の市町村支援の取組としては、佐賀県生涯学習センターの「課題解決支援講座」（概ね3か所程度の主に公民館と連携）や広島県立生涯学習センターの「広島版『学びから始まる』地域づくり」支援事業（住民の主体的・協働的「学び」から始まる地域づくりのプロジェクトを公民館等職員がコーディネートできるよう支援。年間2か所程度）などがあるが、センターのオーダーメイド型社会教育主事派遣事業はより大きな規模で実施できている。これは学習事業班に15名の職員が配置されていることが影響していると考えられる。このような規模で実施できていることから、秋田県生涯学習センターではこの事業をモデル事業としてだけでなく、直接的問題解決の取組としても位置づけて実施している。

ウ 調査・研究から学習機会提供、市町村による活用・実践へ

～機能連携によるスパイラルの形成～

センターの取組は、センターが持つ機能を有効に組み合わせることにより相乗効果のスパイラルを生み出すという効果を意識して組み立てられている。この点について検討するため、障害者の生涯学習支援というテーマに関する取組の進展について取り上げる。

障害者の生涯学習支援（特に特別支援学校卒業後の学習支援）がより必要になるという全国的動向を把握し、センターでは市町村教育委員会調査で調査・研究として取り組むべきテーマについて調査する際に、障害者の生涯学習支援を項目として取り上げた。その結果、市町村においてもこのテーマは必要と考えられていることが分かったので、令和元年度に県内全ての特別支援学校を対象に『『障害者の生涯学習』に関するニーズ調査』を実施した。調査結果から障害者が生涯学習を行う上では段差や交通手段などの物理的バリアや保護者の負担など、外出時の困難を改善する必要があることが明らかになった。

そこで、令和2年度の市町村職員専門研修①で障害者のスポーツ体験ということでポッチャを体験するとともにワークショップとして車椅子の視点での街歩きを実施、市町村職員専門研修②（兼）公民館等職員専門研修②では、更に障害者

の防災について取り上げ、地域での防災の拠点となっている公民館での災害対応について検討した。

この研修のインパクトは、センターから研修の中で市町村に持ち帰っての実施を要請していたこともあり、市町村で同様のテーマでプログラムを実施するという成果に結びついている。センターが主催する研修の中での成果というアウトプットに加えて、それを受講した市町村職員が自分の市町村にその成果を持ち帰ってプログラムを実施するというアウトカムが生じている。また、アウトカムがセンターとして把握できるようあらかじめ研修の中で要請や報告依頼をしておいたという点も重要である。

研修で取り上げたボッチャのコートをセンターの中二階に設置したところロコミで広がり利用が増加し、県バドミントン協会からのコートの無償貸与、企業からの用具の寄贈、協賛企業が増えたことでのボッチャ大会の実現、といった成果も生まれている。センターの施設を利用した学習や交流、それを起点とした組織や企業などとの連携・協働にもつながっていると評価できる。

このように、センターでは、障害者の生涯学習支援というテーマを調査・研究するとともに、その成果を研修や学習・交流の場の開設に結びつけ、そのことが市町村での事業実施という波及効果や組織・企業との連携・協働という展開へとつながっていた。このように有効にそれぞれの取組をつなげるためには、個々の取組に関する具体的な情報に精通し、それを俯瞰的な視点で検討することによって有効につなぎ合わせるという高い専門性が必要と考えられ、その意味で都道府県生涯学習センターに期待される高度で戦略的な事業であると評価できる。

(3) まとめ

センターでは、運営方針とセンターの三つの機能（「シンクタンク」、「研修・人材育成」、「学習活動推進・情報発信」）を基本として、センターの機能を組み合わせ、相乗効果を生み出すスパイラルを作るよう戦略的に事業（調査・研究、研修、学習機会提供、情報発信、市町村の取組支援、など）が運営されていた。その成果として、センター単独の事業成果（アウトプット）に加えて市町村での事業実施や連携・協働による学習機会・交流の場の創出などセンター外部での成果（アウトカム）が実現していた。

このような成果が生まれた背景には、センターにおける長年の実績の積み上げや充実したスタッフなどの条件も影響しているであろうが、それに加えスタッフが十分な時間をかけて熟議を行い、社会教育事業経営の戦略を明確に策定したことも重要であろう。センターが有する教育資源を戦略的に投入し、様々な主体と連携・協働することで、センター単独では生み出すことが難しい成果を生み出し、地域の生涯学習推進における中核的施設として有効に機能している点を評価したい。今回の調査では十分に確認できなかったが、センターの働きかけによって市町村での取組が有効になり、そのことで地域住民の活動が活性化し、持続可能な地域づくりに寄与するという更に外側まで波及効果を生み出していくことが期待される。

（岡田 正彦）

2 茨城県水戸生涯学習センター

所在地：茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階

規模等：施設面積 737 m²、講義室3室はじめ計8室（本館）

開所年月：平成5年4月

職員組織：所長1名、次長兼企画振興課長1名、管理課5名、企画振興課9名

(1) 施設の概要

茨城県水戸生涯学習センターは茨城県の広域学習圏ごとに置かれた5つの生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西）の内の一つである。茨城県の生涯学習推進の中核施設であり、同時に研究・開発機能を主に担当し、他4つのセンターとの連携や調整の中心にもなっている。平成5年4月に県内初の生涯学習センターとして旧県教育研修センターを改修して開所され、平成25年2月に旧県庁である茨城県三の丸庁舎3階に移転した。

管理運営については、平成11年4月に県の直営から（財）茨城県教育財団（以下、「財団」と表記）への業務委託に変更、更に平成18年4月からは指定管理者制度（1期5年）が導入され、これまで4期20年間指定管理を受けている。令和3年度の職員組織は、所長以下16名である。

前回、平成21年度の「生涯学習推進センター等の新たな役割に関する調査研究報告書」（以下、平成21年度調査と略記）でも水戸生涯学習センターが事例として調査されているが、これは移転前の時点であり、比較すると施設面積が約3,700m²から740m²へ、職員組織が計45名から16名へと変化しており、他の都道府県でも見られる傾向ではあるが、生涯学習センターが置かれている厳しい状況を伺うことができる。なお、茨城県内の生涯学習センターは、水戸と鹿行が財団で、県北、県南、県西がNPO法人によって指定管理されている。前回の調査では財団による指定管理が5館中4館であったことと比べると、NPO法人が指定管理する館が増加している。

水戸生涯学習センターの令和2年度の事業費は994万円であり、平成21年度の2,880万円と比べると約3分の1に減少している。社会教育全体でも生涯学習センターでの予算の減少は全国的に起こっている課題であり、限られた予算の中でいかにして大きな効果を生み出すかを工夫することが求められている。内訳の分かる令和元年度の決算では、「地域の生涯学習情報の整理・提供事業」が約450万円、「生涯学習ボランティア活動支援事業」が約220万円、「県民大学講座の開設」が約210万円、「調査研究・学習プログラム開発・普及事業」が約100万円、などとなっている。この年の事業費（※自主事業費を除く）が約1,380万円である。平成21年度調査では、センターの予算は約半分が学習情報提供・学習相談事業、半分弱が地域住民を対象とした学習機会提供事業に充てられているとのことであったのに対し、令和元年度は学習情報提供事業や地域住民への学習機会提供事業の占める経費が減少し、「生涯学習ボランティア活動支援事業」や「調査研究・学習プログラム開発・普及事業」などに重点化されて事業が進められていると推察できる。センター単独でも事業の重点化が必要とされることが多いが、茨城県の場合広域学習圏ごとに置か

れた5つの生涯学習センター間での役割分担や連携にも取り組まれていることが推察できる。

(2) 施設運営の特徴

ア 学習圏構想に基づいて設置された生涯学習センターの役割分担と連携

施設の概要の部分で述べたように、茨城県では県生涯学習審議会で提言された学習圏構想に基づき、五つの広域学習圏ごとに生涯学習センターが設置されている。その意味で、広域学習圏ごとの学習支援などセンターごとの取組に加え、県域学習圏での学習支援などに5つのセンターが連携したセンターのネットワークとしての機能を発揮することが期待されていると言える。

指定管理者については、平成21年度調査時点では、財団の指定管理が4館、NPO法人の指定管理が1館であったが、現在は財団の指定管理が2館、NPO法人の指定管理が3館と、NPO法人による指定管理が増加している。しかし、センターの運営の方向性を定める仕様書には大きな差異はなく、また、年数回開催しているセンター連絡会を通して、同じ方向を向いて役割分担や連携を行えているとのことである。また、令和3年度からのセンター事業は仕様書の内容が大きく変更され、業務内容においても大きく変更している。指定事業と自主事業の2種類（令和2年度までは提案事業も存在）となり、多くは指定事業であることから、他の四つのセンターを含め、主たる事業については事業実施が指定して課されたことにより受講者の自由度が少なくなったという意味で影響している可能性がある。

センターにより機能が分担されている点としては、生涯学習情報提供事業と調査研究事業は水戸生涯学習センターに集約されていることが挙げられる。特に調査研究機能を基本的に水戸生涯学習センターに集約することで、調査研究の成果を生かして企画・実施する研修や地域住民向け学習プログラムにおいても、水戸生涯学習センターがリーダーシップを発揮して働きかけを行い、ブロックごとのセンターでの事業実施、さらには市町村での事業実施へと波及させていく流れが形成されている。なお、ボランティア支援センターは県南生涯学習センターに設置されており、ボランティア支援に関しては県域レベルでのセンター機能が県南生涯学習センターに委ねられている。

水戸生涯学習センターが他の四つのセンターや市町村などと密接に連携・協働するためには、日頃からの情報共有や打合せが欠かせない。水戸生涯学習センターの情報共有の方法について尋ねたところ、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、Web会議システムを用いたオンラインでの会議や打合せが多くなっているそうである。また、情報交換の部分は頻繁に主に電話を使って実施しているそうである。しかし、打合せや講座はオンラインでできても取組支援の部分についてはやはり出かけていって対面で行わないとうまく行かない部分があるとのことであった。

イ 調査研究・学習プログラム開発・普及事業から水戸生涯学習センターの機能を検証する

茨城県の五つの生涯学習センターは、それぞれが主体となって自センターの自

主事業について開発を行うなど一定の独立性を持ちつつ、しかし五つのセンターがネットワークとして役割分担と連携・協働を行うことで一体的なシステムとして機能するという方式を採用している。その中でも水戸生涯学習センターは調査研究機能を主に担うという位置づけであり、それを他のセンターで実施する学習プログラムや市町村での学習プログラムや取組へとつなげていくという役割を与えられている。調査研究の成果を学習プログラムの開発や普及につなげていくという機能は、生涯学習センターが持つ機能を結びつけながら有効に発揮させる取組として重要と考えられる。その中核的事業が調査研究・学習プログラム開発・普及事業である。

令和元年度の調査研究・学習プログラム開発・普及事業で「調査・提供部会」、「開発部会」、「検証部会」と三つの部会が設置され、学習プログラムの開発として「公民館・市民センター等の活性化のための支援プログラムの開発と普及策（防災・安全）」と「地域の課題に対応するための支援プログラム開発と普及策（自治会・子供会・高校生会等の活性化）」の二つのテーマがスタートした。

令和2年度は、元年度に研究開発した二つのテーマに関して検証部会が2回（6月と12月）開催され、モデルプログラム（『高校生と一緒に学んでみよう！災害時のSOS～防災対策スマホの活用』城里町常北公民館）が実施（12月13日・20日）された。これらの取組を受け、令和2年度報告書と学習プログラム集「いばらき地域応援プログラム（改訂版）」概要版の作成・配布が行われた。

研究開発により学習プログラムを開発するとともにそれを検証し、更に学習プログラム集などとしてまとめて発信するという一連の流れを仕組みとして実施するこの事業は、都道府県生涯学習センターが管内の市町村事業に積極的貢献を図る上で効果的であり、重要な事業と捉えられる。このような取組は単年度で完成させることは難しいので、複数年度にまたがって継続・発展させるという事業の位置づけも適切である。更に欲張りな注文を付ければ、二つのテーマに関する事業は令和2年度で一区切り付いたようであるが、モデルプログラムの実施や学習プログラム集の配付がその後どのような効果を発揮しているかを継続的に測定し、センターのアウトカムとして把握・発信し続けていくことを期待したい。

ウ 調査・研究から学習プログラム開発、市町村による活用・実践へ

～そのつながりを効果的にするための背景や工夫など～

水戸生涯学習センターが研究開発した成果が広域学習圏ごとの四つのセンターに共有され、そこでの取組が市町村での事業実施に貢献するという茨城県の仕組みが機能するためには、センターのネットワークが機能すること以外にも幾つか背景や工夫があるようである。この節では、そのような部分に触れてみたい。

効果を発揮する背景の一つとして、茨城県が実施している派遣社会教育主事制度が挙げられる。茨城県における派遣社会教育主事の制度は時代による波はあるものの制度が存続しており、多くは学校教員籍から転出して社会教育主事になっているため、学校教員時代からつながりがあり、それが社会教育での取組にも生かされている傾向があるという。また、茨城県では茨城大学と宇都宮大学がシフ

トを組んで実施している社会教育主事講習に参加することが多く、そこでの同期のつながりも効果を発揮しているそうである。学社連携という言葉がかなり前から使用されているが、実際には「学校教育は学校教育」という運用が行われている地域が多く、連携は部分的なものにとどまっている傾向がある。茨城県で学社連携が一層進展するためには、コミュニティ・スクールなど主として学校教育サイドでの関わりに対しても派遣社会教育主事など社会教育関係職員からの積極的な働きかけが行われ、社会教育が関係を築いている地域人材や組織などの教育資源を活用することが学校教育としても効果が大きく、連携のための業務量増加など、コストを考慮に入れても実施する価値があると認められることが重要と考えられる。また、令和2年度の城里町常北公民館モデルプログラムの実施では、高校生会と連携し、高校生が高齢者に防災対策スマホの活用法について教えるという方式が組み入れられていたが、これは高齢者のスマホ活用についての学習という効果以外にも世代間交流や高校生が地域に関わることで刺激をもらったりネットワークを形成したりという副次的な効果を生み出していると言える。このような場を積極的に開発することで、高校生や学校教員、さらには学校が地域に関与することの効果を実感する機会を充実させる必要がある。

(3) まとめ

水戸生涯学習センターは、県内の広域学習圏ごとに設置された五つのセンターのネットワークにおいて研究開発や学習情報提供などで他のセンターを牽引する役割を与えられているという点で、全国的にも希なシステムを形作り中核的センターとして貢献している。しかし、社会教育全体が経験した予算や職員の削減という厳しい状況には同じように影響を受けている。そのような状況下でも、市町村に波及効果を生み出せるように、調査や研究から学習プログラムの開発と検証、更には市町村での事業の普及までをつなげるように戦略的に事業を展開している点は、他の地域の生涯学習センターの事業経営にも示唆を与えるものだと評価できる。

近年は、施設単独だけではなく施設が開かれた関係の中でつながることでネットワーク全体としてより幅広い機能を発揮することが期待されている。水戸生涯学習センターでも、以前から数多く実施してきた市町村等との連携に加え、NPOや企業などより広範囲な連携を構築しようとしている。令和3年度調査研究事業では、ICTを活用した学びの推進というテーマでICTの分野に高い専門性を有する企業との連携が図られている他、課題解決チャレンジ事業では「困難を抱える子供・若者への支援」というテーマで、この領域で取組を行っているフリースクールや子供食堂の方に関わってもらっているということである。

このように水戸生涯学習センターでは、モデル事業を開発・実施し市町村に情報発信することで波及効果を生み出しそれを発展させようとしている。その効果を測定するための追跡調査までを含めて全体をパッケージ化する試みについてさらなる展開を期待したい。

(岡田 正彦)

3 新潟県立生涯学習推進センター

所在地：新潟県新潟市中央区女池南3丁目1番2号

規模等：延床面積1293㎡、地上2階

開所年月：平成4年8月

職員組織：所長1名、指導系職員7名、その他の職員3名（うち1名兼任）

(1) 施設の概要

新潟県立生涯学習推進センター（以下、センター）は、「県民一人一人の生涯にわたる自主的・自発的な学習活動を促進するため、県内各市町村、教育施設を支援・援助し、本県の生涯学習の振興に資する」ことを目的に設置された施設であり、「県民の生涯学習の拠点・シンボルとしての施設」、「県内各地域の生涯学習推進に対する支援・援助を行う施設」、そして「県内生涯学習関連施設のネットワーク化の中心施設」としての性格を備えている。

センターが入る鉄筋コンクリート造2階建の建物は、県立図書館及び県立文書館との複合施設であり、センターが管理する建物部分には、制作演習室、研修室、コンピュータ研修室、生涯学習相談コーナー、スタジオ、ホール、教材管理室、資料閲覧室、生涯学習相談室、体験活動支援センターなどが配置されている。管理運営は新潟県教育委員会の直営であり、所長を含む専任職員10名と兼任職員1名の計11名が担っている。このうちの8名は社会教育主事有資格者である。

(2) 施設運営の特徴

ア 「総合型」の生涯学習推進センター

センターは、平成2年の生涯学習審議会答申「生涯学習の基盤整備」で示された生涯学習推進センターの六つの機能（「学習情報提供・学習相談」、「調査・研究」、「地域住民を対象とする学習機の提供」、「指導者・支援者等の養成・研修」、「関係組織・機関の連携の推進・ネットワークの形成」、「地域住民の学習成果の評価・活用」）を、設置当初から今日に至るまで維持し続けている。指導系職員の任期が原則として4年であることから、職員が入れ替わっても各機能が円滑に働くように、チームでお互いに補完し合いながら業務に当たっている。

イ 重点機能

センターが有する六つの機能のうち、「学習情報提供・学習相談」、「指導者・支援者等の養成・研修」及び「地域住民の学習成果の評価・活用」については、「新潟県総合計画」の重点施策に取り上げられていることもあり、重点的に取り組まれている。中でも重視されているのが、学習情報提供・学習相談の機能である。センターには、生涯学習情報提供システム「ラ・ラ・ネット」が整備されており、これを活用して、教育委員会や社会教育施設、体育施設、女性関連施設、首長部局、NPO法人などの多方面から収集した学習情報を、インターネットを通して県民に提供している。また、これらの情報を活用して学習相談にも応じている。

ウ センターが捉える地域課題

センターは、人口減少・少子高齢化社会を踏まえ、学習機会の一層の充実とともに

に、学んだ成果が地域課題解決のために有効に活用され更なる学びへと発展する「循環型の生涯学習社会」の実現に向けた取組の強化を基本課題に据えている。また、社会の変化に伴う新たな課題として、「一人一人が活躍していくための社会人の学びの継続・学び直しの推進」、「高齢者や障害者のライフステージに応じた自己実現」、「学校・家庭・地域が連携した教育格差への対応、家庭教育支援の推進等」及び「学校と地域の連携・協働による学校を核とした地域づくりの推進」をあげている。

エ 多様な研修事業による地域・学校支援

センターが実施する研修会は、生涯学習や社会教育関係職員のみならず、新任の校長・教頭、地域連携担当を初めて経験する教諭等の学校教職員、学校の教育支援活動のコーディネーター、社会教育委員、NPO 団体関係者、PTA 役員、地域の団体やサークルの関係者、ボランティアなど、幅広い人々を対象としている。研修の内容は、「地域課題に対応した地域づくりや人づくり」、「学校と地域の連携・協働の促進」、「家庭教育支援者の養成とスキルアップ」を柱に、研修の成果が現在の業務に生かされたり、新たな活動へのきっかけとなったりするように、企画力やリーダーシップ力、コーディネート力の伸長を図るための工夫が凝らされている。

研修の企画にあたっては、前年度の受講者への事後アンケートや研修会参加者への事前アンケートなどをもとに所属先の課題を把握し、プログラムに反映させている。例えば、「情報モラル教育の研修充実及び指導者養成」は、そのようなことがきっかけとなって開始された取組の一つである。

研修のプログラムは、地域課題解決に向けた事業の実施につながる支援として位置づけられ体系化されている。研修の成果が広く活用されるように、研修内容に関わる参加者からの質問とその回答を一覧表にまとめ市町村に配布したり、参加者の所属ごとに実施計画を作成する内容が取り入れられ、また、各所属の課題に応じた指導助言ができるようコーディネート役割を担ったりしている。今後は、研修終了直後と数か月後の2回にわたりアンケートを行い、研修会に対する肯定的評価や研修会の成果の活用率、波及率・普及率を把握して今後のプログラムの改善に役立てる予定である。

特徴的な研修事業の一つに、情報機器の利用スキル向上や情報モラル指導者の養成「メディア研修会」がある。県の視聴覚ライブラリとしての役割を担っていることから実施されている事業であるが、令和3年度の研修会では、オンライン会議に参加するために必要な知識・技能の習得が内容に加わった。

メディア研修会（令和3年度）

ねらい：情報化の進展や新潟県の広域性に対応した生涯学習の推進を目指し、

ICT を活用して県民の生涯学習活動を支援する担当者・指導者の育成

対象：市町村の社会教育関係機関のメディア情報担当者、学校教員

内容：情報モラル教育指導者研修（情報モラルの指導計画作成）、Web 会議システム研修（Web 会議に参加するために必要な知識・技能）、iPad 操作研修、プレゼンテーション資料作成研修

講師：外部講師（情報モラル教育）、センター職員（Web 会議システム等）

今後は、コロナ終息後の生涯学習支援においてもオンラインが不可欠であるとい

う認識から、Zoomの基本研修のみならず、市町村等が主体的に発信できる応用研修までを体系化して、市町村等の支援を行う予定である。

オ 学習成果を生かした活動の循環の仕組み「いきいき県民カレッジ」

いきいき県民カレッジは、センター開設とともに開始された30年余りの歴史を有する事業である。県知事を学長として、県及び市町村、高等教育機関、民間等で実施されている生涯学習事業を体系化することで、県民への学習機会を効果的に提供することをねらいとしている。短期と長期の2コースが設けられ、それぞれに「新潟地域学」「家庭・地域」「社会・経済」「自然・科学」「技術・技能」「芸術・文化」「健康・スポーツ」「国際交流・語学」「その他」の9分野の講座が開設されている。講座の情報は、学習情報システム「ラ・ラ・ネット」にも掲載される。学習成果の評価に関しては、1時間1単位を基本とする単位制がとられ、一定の単位を修得すると、単位に応じた「奨励賞」が学長から授与される。希望する受講者には「受講手帳」が渡され、講座受講のたびにスタンプの押印がなされる。

このように、コース制や分野制を取り入れ、県内の様々な機関が提供する学習機会を体系化するとともに、単位制を敷き奨励賞を付与することで学習成果を評価する仕組みを整えてきたが、平成29年からは、「受講手帳」に加え「活用手帳」を配付し活用の体系化を図る取組を始めた。これまで、学習成果の活用に関しては、発表会の開催や市町村への人材登録、ラ・ラ・ネットによる講師及び研修の成果に関する情報提供を行ってきたが、「循環型生涯学習社会の実現」を目指す上で、活用機会の体系化を図ることは県の役割であるとの認識から、「成果活用」型の活動を啓発・支援する仕組みを強化することになった。この仕組みでは、「学びの成果活用」の視点から、「学びを広げる活動」及び「学びをつなげる活動」に参加した場合に単位が付与され、一定の単位を修得すると賞が与えられる。

センターは、このような取組を通して、人生100年時代を生きるすべての人が学習成果を活用し活躍できる環境がつけられ、また成果活用の場が学校に広げられることで地域と学校の連携・協働が促進されることを目指している。

カ NPO法人等との連携事業

センターは、生涯学習関係職員や社会教育委員、学校教職員に加え、NPO関係者、ボランティア等を対象に「コミュニティリーダー研修会」などを実施し、地域のリーダーに必要な企画力・指導力の向上を図ってきた。一方、年間6回、県内各地を回る「新潟連携公開講座」などでは、NPOなどの民間団体から講師を招くなど、各種の民間団体との連携を強化してきている。これは参加者アンケートの結果などから生まれた取組であり、「現場のニーズや特色に応じた講師を招待することができ、講座内容のマンネリ化を解消した」、「市町村担当者がその必要性和重要性に気付いた」「障がい者の参加が増えた」「『学校を拠点にした地域総掛かりの地域づくり』の実践に結び付けた」といった声が寄せられるなど、一定の成果を収めている。

キ 若者の社会教育参加・参画に係る調査研究

センターが新たに始めた事業の一つに、若者の社会参加・参画を支援するための調査研究活動がある。平成30年の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育振興方策について」では、社会教育施設に対し、「住民参加

による課題解決や地域づくりの担い手育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められる」として、若者など、「一般的に地域における社会教育への参加が少ない層を含め、今後、より多くの住民の主体的な参加が得られるよう方策を工夫し強化していくこと」の重要性が指摘された。

この点に着目し、若者の社会参加・参画の促進をねらいに令和2年に開始したのが「若者の社会参加・参画に係る調査研究」である。まずは、県内の主要社会教育施設168か所を対象に調査を行ったところ、回答があった施設の中で、若者対象の事業を実施している施設は14か所に過ぎず、しかも、参加している若者は事業に主体的に関わっていないという現状が明らかになった。これを受け、令和3年には、センター利用の若者を対象に参画意欲に関する聞き取り調査を行い、これらの調査結果を手掛かりに、若者の主体的な社会教育活動を支援するためのプロジェクト「Owl Mix Live」を立ち上げた。これは、「ニーズ・実態の把握」、「企画・立案」、「広報活動」、「会場設営」、「当日の運営」及び「評価・検証」の全てを若者が行い、センター職員は支援者・伴奏者に徹するというものである。

センターは、この事業を通して、「①学校教育・家庭教育の場以外の心地よい居場所と輝く場の提供により、自己肯定感・有用感が醸成される」、「②若者の地元への愛着と誇りが育まれることにより、地域コミュニティの再生及び地元からの若者流出の歯止めになる」、「③多世代交流が創出され活性化する」などといった効果を期待している。

本事業は始まったばかりであるが、調査による確かな証拠をもとに、若者を地域づくりの担い手として捉え活動に取り組む新たな事業モデルの一つといえる。

(3) まとめ

これまで紹介してきたように、センターはNPO等と連携しながら、情報機器の利用スキル向上や情報モラル指導者の養成を目的に、生涯学習関係職員及び学校職員を対象としたメディア研修会、あるいは若者の社会教育参加・参画に係る調査研究など、特色ある事業に取り組んでいる。

メディア研修会は、コロナ禍における生涯学習事業を支える市町村職員の力量形成にとって重要であるばかりでなく、コロナ終息後を見据えた新たな社会における生涯学習事業を検討する上での基盤づくりとでもいえる事業である。一方、若者の参加・参画をねらいとした調査・研究事業は、地域課題の解決や地域づくりの担い手の強化、及び新たな発想からの事業創造の可能性を膨らませる意欲的な取組であり、これらを展開するに当たっては、新たな組織・機関との連携・協働が更に模索され、このことが、他の事業にも刺激を与えブラッシュアップを図るきっかけとなるであろう。

しかしながら、若者を対象とした事業を展開している社会教育施設そして生涯学習推進センターは、全国に少なからず存在しており、事業への若者の参加・参画の難しさがしばしば指摘されている。そのような中で、全国で同種の事業に取り組む生涯学習支援センター等との交流を通して、若者が社会参画の担い手になり得るための支援の在り方等を検討していくことが、今後求められるのではないだろうか。

(水谷 修)

4 兵庫県立嬉野台生涯教育センター

所在地：加東市下久米 1227-18

規模等：敷地総面積 406,891.05 m²、延床面積 9,809.38 m²

開所年月：昭和 54 年 7 月

職員組織：所長 1 名、次長 1 名、指導系職員 9 名、その他職員 14 名。

合計 25 名（内非常勤 11 名）

年間利用実績：令和元年度 147,863 人／年（令和 2 年度は 40,474 人／年）

指定管理者（企画県民部県民生活局県民生活課が担当）：公益財団法人兵庫県生きがい創造協会（県の生涯学習関係事業はほぼこの法人が担当）

（1）施設の概要

ア 主な施設

（ア）本館：鉄筋コンクリート造 2F 第 1 研修室～第 6 研修室、和室会議室、視聴覚室、音楽室、手芸室、染色室、陶芸室、木彫・木工室、活動ルーム、うれしのまるとギャラリー、レストランうれし野（イ）学習交流棟：鉄筋コンクリート造 2F 講堂、生活創造プラザ、展示コーナー、所長室・次長室・事務室（ウ）青少年宿泊研修棟（エ）リーダー管理棟（オ）青少年食堂棟（カ）成人宿泊棟（キ）体験工作棟（ク）体育館：大体育室、小体育室（ケ）スポーツ管理棟

イ 主な野外施設

（ア）青少年広場（イ）多目的グラウンド（ウ）芝生広場（エ）第 1 キャンプ場：オリエンテーリング公認コース、大屋根プラザ（山のかさ）、（オ）青少年の杜キャンプ場（カ）サバイバルキャンプ場（キ）冒険の小川（ク）うれしの台チャレンジコース：ひようご冒険教育(HAP)体験コース

ウ 人員体制

1 課 2 担当、3 部署 25 名（非常勤嘱託職員等 11 名）の人員体制。所長・次長は管理課（15 名）に含まれ、①生涯学習企画調整担当（4 名）、②多世代学習・地域づくり担当（6 名）。①②は指導系職員（生涯学習専門員）が担当、利用者や事業の企画調整、プログラム作成等を行う。内 4 名は指導主事として教員が異動。社会教育主事発令、位置づけはないが、指導主事の中には社会教育主事有資格者がいる。

エ 開館日・時間

年末年始（12 月 30 日～1 月 2 日）を除き年中無休、9 時～21 時（入館 20 時まで）

（2）施設運営の特徴

ア 沿革

兵庫県立嬉野台生涯教育センター（以下、センター）の前史は、兵庫県立嬉野学徒錬成場（昭和 17 年 8 月開校）、兵庫県立嬉野公民研修所（昭和 21 年 3 月改称）である。昭和 54 年 7 月 1 日、兵庫県「学園都市」構想のもと東播磨内陸学園都市の中心施設として、県下の生涯学習・生涯教育の中心となるセンター及び兵庫県立婦人研修館が設置された。全国にさきがけ「生涯教育」の名称が付された施設である。一般供用に先立ち本館や青年宿泊研修棟が新設され、同年 7 月 23 日供用開始とな

る。その後年次進行で新棟、野外活動場等を整備し、平成 21 年には婦人研修館が廃止され、指定管理者として(財)兵庫県生きがい創造協会が指定された。平成 23 年、指定管理者は公益財団法人に移行した。

この間、昭和 61 年には来館者 100 万人、平成 4 年に 200 万人、平成 13 年に 300 万人、平成 21 年に 400 万人、平成 28 年に 500 万人を達成している。昭和 55 年には皇太子殿下・美智子妃殿下(当時)の行啓、昭和 63 年には浩宮親王殿下(当時)御成りサマースクール視察の機会があった。令和元年には創立 40 周年記念式典が挙行されている(嬉野台生涯教育センター『事業概要令和 3 (2021) 年度』)。

イ 「生涯学習システム」としての高齢者大学の実施

『第 3 期ひょうご教育創造プラン兵庫県教育基本計画[2019 (平成 31) 年度~2023 年度]』(平成 31 年 2 月)には、生涯学習の一環として高齢者に総合的・体系的な学習機会を提供し、「生きがいある充実した生活基盤を確立するための学習の場として高齢者大学を運営」とある。また、公益財団法人兵庫県生きがい創造協会及び公益財団法人兵庫丹波の森協会との有機的な連携を図りながら、「長寿社会を担う地域活動の実践者を養成することにより、高齢者の生きがいづくり、社会参加の推進に寄与することを目的」と、高齢者大学を位置付けている。なお、これにかなり先立つ第 5 期兵庫県生涯学習審議会提言『兵庫県に置ける包括的な生涯学習システム』(平成 15 年 7 月)では、そのシステムを「県民と学習資源をつなぎ、個々の機関・団体の取り組みを支援する仕組み」としている。その提言は、当センター事業の「運営の基本方針」「運営の基本的方向」に反映されている。

ウ 他のセンター、機関、及び、兵庫県立大学等との連携

兵庫県内は大きく、神戸、阪神(南・北)、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、丹波、但馬、淡路の地域に分けられ、各地区をカバーする「生涯大学システム」が、生涯学習の場、高齢者の学びの場として確保され、センターもその一翼を担っている。また、別途、放送による「ひょうごラジオカレッジ(兵庫県高齢者放送大学)」が、同じ指定管理者によって加古川市に所在するいなみ野学園内に開設され、放送大学との連携ができています。また、兵庫県生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス(兵庫県生涯学習の広場)」も開設され、行政・民間企業等の参画を得て、「学習場所等の情報を一元的に提供し、県民の生涯学習活動を総合的に支援」している。兵庫県立大学には生涯学習交流センターが設置され、大学機能を広く公開し、専門的教育研究資源の活用が図られている。当センターとは兵庫教育大学と自然体験事業への参加・参画などで連携・協力が見られる。

エ 事業体系

事業は企画県民部県民生活局生活課を始め首長部局との関連が大きい。第 3 期ひょうご教育創造プランに基づく令和 3 年度実施計画には、「基本方針 3 人生 100 年を通じた学びの推進」の「施策ア 学びの充実」に関わる担当課として、教育委員会社会教育課を含む、県部局の様々な課が挙げられている。

センターの事業は、三つの「運営の基本方針」；(1)自己を高め、自分らしく生きるための学びを支援、(2)社会の変化に対応するための学びを支援、(3)生き生きとした人生を送るための学びを支援、のもと、五つの「運営の基本的方向」を掲

げ、計画・実施されている。基本的方向とは、(1)学びと実践の一体化を目指す生涯学習指導者の養成、(2)社会的なニーズに対応した生涯学習に関する実効的な調査・研究、(3)社会的なニーズに対応した生涯学習プログラムの開発、(4)(多世代を対象とした)学びの機会と場の提供、(5)生涯学習情報の提供と学習相談の充実、である。

基本的方向の(1)「学びと実践の一体化を目指す生涯学習指導者の養成」では、①実践しながら学ぶ新しいスタイルの研修システムの開発、推進として、「野外活動指導者養成講座」を始め4講座、②知識や経験が地域に還元される人材発掘、養成として、「うれしの学園生涯大学4年制大学講座」・「大学院講座」の2講座、③知識・技能のステップアップを図ることができる学び直しのシステムづくりとして、「北播磨地域ふれあい事業」がある。これらが当センターの中心的な事業である。また、方向(5)では、「うれしの生活創造プラザ」が活動支援とグループ間の交流推進、情報収集・発信する事業に位置づけられているが、全県を対象としたものではない。これらは、(4)(多世代を対象とした)学びの機会と場の提供の、②地域づくり活動等のグループ活動の活性化にも位置づけられている。

(3) まとめ

センターは教育委員会管理下の教育施設ではなく、知事部局企画県民部県民生活課のもと指定管理者制度を導入した施設である。平成2年中教審答申による「生涯学習推進センター」が提案される以前から活動している。青少年の野外活動を特徴とする環境・施設を備え、高齢者教育を中心とした事業を推進し、兵庫県独自のシステムづくりを進めてきた施設であり、平成2年中教審答申により提案された「生涯学習推進センター」の方向性は後から加えられることになった。目指されるべき六つの機能の達成は、兵庫県では緩やかなつながりのもと、公益財団法人が指定管理者となり県内諸機関・諸施設等との連携・協力方式で行われている。しかし、センターがその中心になっている訳ではない。

ア センター機能焦点化の決定要因

センターは、当初の目的をもとに生涯学習支援を行ってきたが、全県的な情報提供・学習相談等を分離し、また、本来的な調査研究報告書が出されなくなるなど、教育委員会を含むが、県の支援システム構築・整備が図られてきた結果、その一部を担う機関となった。そして、「集客」が目指される一方で、学習プログラム事業の提供・開発に焦点化されることになった。その他の機能、例えば、「生涯学習推進センター」に期待された学習成果の評価については、「うれしの学園生涯大学」の受講者・修了者が、「学びと実践の一体化を目指す学習事業」を通して、自らがその成果を生かす方向・方途を見つける支援へと形づくられた。なお、兵庫県のシステムにおいては、リーダーバンクへの登録、＜学びのギャラリー（学習成果を発表するもの）＞、各地域のボランティア活動支援がある。

イ 指導者・生涯学習支援者の養成・研修事業の位置づけ

誕生時からの役割と機能は明確にありながらも、上で示すように、青少年活動・青少年の自然体験活動、それに関わる指導者・支援者の養成・研修機会の提供が、

大きな柱の一つとして特化されてきた。青少年に対する「生きる力の育成」は現状において重要であり、学校教育での利用や、一般企業の研修等、団体での利用提供の際に、専門職員としての知識・技術・経験が生かされている。なお、国立学校法人兵庫教育大学との連携による生涯学習指導者育成研修では、必修科目の教育実習（体験活動・野外活動）がセンターで実施・支援されている。

ウ 社会教育有資格者の配置の課題

運営体制及び職員配置という点では、緩やかな一般行政と教育行政のつながりができている。しかし、センターの諸事業は第3期ひょうご教育創造プランのもとに実行されている訳ではない。職員の交流、教員の知識・技術を生かす点では成果を見ることができるとは、本来的な専門職である社会教育主事有資格者は必置ではなく、専門職として持つ知識・技術・経験に裏付けられた能力の発揮などが課題として指摘できよう。

エ 「生涯大学システム」における代表的な講座と特色

「うれしの学園生涯大学（4年制大学・2年制大学院）」は重要かつ特色とする事業の一つである。対象は、東・北播磨地域在住者で概ね60歳以上、60名（大学院は30名）定員、年額12,500円の受講料で年間20回・計60時間の講座を受講できる。4月の入学式から翌年3月の修了証書授与式まで、月に1～3回開催される。大まかな「日課」は、8:30登校、9:00朝の集い、10:00～12:00講座、13:00～15:30クラブ活動、である。学生自治会に当たる「学友会活動」があり、年会費・保険料が別途必要となる。他に、大学院講座との合同活動、学園祭、支部活動（東・北播磨の中で5地区＝5支部）、地域活動（ボランティア活動）、「学外作品展」等の企画・運営、クラブ活動がある。

4年制大学講座には、(ア)総合講座と(イ)専門講座がある。(ア)では、①地域活動入門、支部活動活性化学習（地域活動計画づくり）など、地域活動の基礎知識・スキルを学び、宿泊研修や自主企画講座も用意されている。(イ)では、地域活動実践のための背景やニーズを深める選択講座、地域活動実践をする上での健康づくり講座がある。2年制大学院講座は少人数グループでの地域活動実践である。1年次は活動テーマを考える講座を受講、また、現地学習講座では地域活動テーマにより見学場所が選定される。2年次にはグループ・テーマに基づき調査・研究・体験の実践活動、また、講座での学習や活動内容・成果をまとめた実践発表を行う。この仕組みは同じような形で県内各地域の施設・機関で採用され、テーマや年間受講料等は異なるものの受講者を集めている。

オ 地域課題解決支援と特色ある事業との関連

受講者に対する実践的な地域課題解決支援学習を地域課題解決につなげている。うれしの生涯大学の学部卒業（受講終了）後、大学院へ進学する受講者（学生）は、「総合講座」受講により地域社会に目を向け実践的な課題に取り組む。それは地域との交流を生み、地域課題把握につながる。「うれしの学園生涯大学」の最終成果（アウトカム）は、地域活動に関心・意欲のある受講生を地域社会の活動家にするものである。今その芽が出始めたところという回答であった。

（山本 和人）

5 鳥取県立生涯学習センター

所在地：鳥取市扇町21番地

規模等：地上5階（本館棟一部及びホール棟は2階）敷地面積4,271㎡
延床面積5,160㎡（本館棟4,165㎡、ホール棟995㎡）

開所年月：昭和54年12月

職員組織：館長1名、総務係5名、生涯学習係6名、技術管理係4名 計16名

(1) 施設の概要

ア 沿革

昭和54年12月に「鳥取県立社会教育センター」として開所。平成元年4月に「鳥取県立生涯学習センター」に名称変更するとともに、愛称を募集し「県民ふれあい会館」に決定。平成18年4月から指定管理者制度が導入され、公募により財団法人鳥取県教育文化財団が指定管理者となる（現在4期目）。

イ 公益財団法人鳥取県教育文化財団

昭和48年3月に「財団法人鳥取県遺跡調査会」として発足し、昭和52年2月に「財団法人鳥取県教育文化財団」に名称変更、平成25年4月に新公益法人制度により公益財団法人へ移行した。令和3年度現在、鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）のほか、鳥取県立大山青年の家、鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理を受託している。また、財団内には埋蔵文化財発掘調査室を設置しており、埋蔵文化財の発掘調査を行っている。

(2) 施設運営の特徴

鳥取県立生涯学習センター（以下、センター）は、平成2年1月の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」で示された都道府県立生涯学習推進センターが集中して行う六つの事業のうち、「地域の実情に応じて、必要な講座等を主催すること」及び「生涯学習情報の提供及び学習相談体制の整備充実に関すること」の2つの事業を主として取り組んでいる。

ア とっとり県民カレッジ

「とっとり県民カレッジ」（以下「県民カレッジ」という。）は、「県民一人ひとりが生涯にわたって等しく学習に参加できるよう学習環境の整備を図り、心豊かな人づくりを推進していく」ことを目的に、「学習しやすい環境の整備」「多様な学習機会の提供」「現代的課題に関する学習機会の提供」を行うため平成7年4月に開設された。

開設以来、県直営で実施していたが、令和元年度からセンターの指定管理業務に加えられたことにより、指定管理者である公益財団法人鳥取県教育文化財団が県民カレッジを企画・実施している。

従来の県民カレッジは、主催講座である「未来をひらく鳥取学」のほか、市町村や高等教育機関等の講座を連携講座として県民に多様な学習機会を提供し、生涯学習社会の基盤づくりが進んだという一定の成果を果たしてきた。しかし、「未来をひらく鳥取学」の認知度の低さや参加者の高齢化・固定化、趣味・教養的な講座開催

への偏りなどの課題があり、これらの課題とともに社会情勢の変化に対応するための方向性等について鳥取県教育審議会に諮問され、平成 27 年 11 月に「今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方」について答申が出された。

答申では、現状と課題に対応した「鳥取県が目指す生涯学習社会」として、

○多様な担い手が活躍することのできる社会を構築する

○県民が学習を通じて、地域の様々な課題に対応する

⇒学びから行動、行動から学びへの循環

が示され、そのための「今後の生涯学習振興施策の方向性」として、

(1) 新たな学びの場づくり、学びの成果を地域社会へ還元する仕組みづくり

(2) 生涯学習を支える人づくり

(3) 県民参画を促すための情報発信・提供

の 3 点が示された。答申の(1)において県民カレッジの在り方の再検討や学びが地域で生かせる環境づくりが求められたことを踏まえ、県民の学習ニーズに更に応じていくため、「未来をひらく鳥取学」は平成 28 年度に受講料の無料化を行うとともに、平成 29 年度からは市町村教育委員会との連携を強化し、学習の成果を地域の活動に生かせるよう、身近な地域の課題について考える「市町村連携講座」へとリニューアルして学習機会の充実を図っている。また、答申で求められた生涯学習振興施策における県の役割において、センターは生涯学習の中核機関として、県民ニーズを反映した学習機会、情報の提供を積極的に行っているところである。

(ア) 市町村連携講座

上記のとおり答申を受け、県民カレッジを担当していた県教育委員会事務局社会教育課（以下「県社会教育課」という。）では、講義型であった主催講座「未来をひらく鳥取学」を、平成 29 年度からグループワーク等を設定した参加型の「未来をひらく鳥取学 シリーズ講座」に改編した（後に、「とっとり県民カレッジ講座（市町村連携）」に名称変更。）。平成 29・30 年度の 2 年間は、県社会教育課が講座の企画を行い、センターは運営の補佐を行った。

県民カレッジが指定管理業務となった令和元年度からは、県社会教育課のノウハウを引き継ぎ、県社会教育課の協力を得てセンターが企画・運営を行っている。

市町村連携講座では全体テーマを「人×地域・つながり」とし、ふるさと「とっとり」を見つめ直し、その魅力の活用や課題解決について考え、地域づくりにつなげることを目的としている。

市町村連携講座は年間 3 講座（令和 3 年度）であり、連携を希望する市町村教育委員会等を前年度に募集し、応募のあった市町村教育委員会等からセンターが連携先を決定している。講座内容については、有識者から成る「とっとり県民カレッジ講座運営協議会」（オブザーバーとして県社会教育課も参加）に意見を求め、センター職員が連携市町村教育委員会の担当者とともに企画・実施している。なお、講師謝金・旅費等の経費はセンターが負担している。

鳥取県は東西に長く、鳥取市を中心とした東部、倉吉市を中心とした中部、米子市を中心とした西部の 3 地区のバランスに配慮した事業実施が求められる中、連携先の市町村教育委員会は増えたものの、地区間のバランスを取るのが難しい

ことが課題となっている。

西部地区は、令和2年度から9市町村の社会教育担当職員がメンバーである西部地区社会教育担当者研究協議会という任意の団体と連携して市町村連携講座を実施しており、西部地区9市町村教育委員会との連携強化につながっている。

平成28年度から試行的に行ってきた講座のライブ配信については、令和2年度から新たな取組として、講演会と実践発表を動画共有サービスYouTubeで配信し、講座開催日以後も一定期間視聴ができるようにしている。これにより、受講者の都合に合わせた聴講を可能にし、生涯学習の機会と環境の充実を図っている。

関係機関等の連携については、令和2年度の西部地区社会教育担当者研究協議会との市町村連携講座では「地域を育む『サードプレイス』」がテーマであり、鳥取県立図書館が居場所としての図書館活用を推進していたことから、図書館司書が会場にサードプレイス関連書籍を持って行き、その場で貸出しを行うなどの協力を得られた。また、地元の高校や大学との連携により、高校生や大学生に日頃の学習成果を発表してもらったり、講座の運営（司会、ワークショップの運営補助）に協力してもらったりしている。

市町村連携講座は各講座とも1回の開催であり、地域課題について考えるきっかけにはなっていると思われるが、受講者の学びを、その後の地域での活動に結びつけ、地域における課題解決等につなげるためにも、今後は講座をシリーズ化するなどして内容を深めていきたいとのことである。

(イ) 特別講座

平成28年度から、県内の大学等高等教育機関と連携した特別講座を開設しており、平成30年度までは県社会教育課が担当していた。令和元年度からの第4期指定管理に合わせセンターが担当することとなり、「地域を学び、地域で活かす」をテーマに、令和3年度は5高等教育機関と連携し10講座を計画、うち5講座において地方会場にライブ配信している。

(ウ) 連携講座

県、市町村、社会教育・体育施設、NPO、民間事業者など多様な機関・団体等が主催する講座であり、機関・団体等から申請があった講座のうちセンターが承認したものを連携講座としており、センターの自主事業も連携講座に位置付けている。令和2年度には、約1,600もの講座が連携講座となっている。

イ 学習情報提供・配信

(ア) 鳥取県生涯学習情報誌「ma・navi（生涯学習とっとり）」

県民カレッジの講座情報を中心に鳥取県内の生涯学習情報等を県民に提供する情報誌として、2か月に1回、年間6回発行している。特集ページでは、3ページを使って住民の地域づくりの取組例を紹介しており、取り上げた地域・グループの支援と併せて、他の地域・グループの活動の参考となることを目的としている。記事を作成するに当たっては、センター職員が実際に訪問して取材を行っており、関係づくりとともにセンター職員の専門性の向上につながっている。令和3年1月からは、県内の社会教育主事等の活動にスポットを当てた「社会教育・生涯学習担当者紹介コーナー！」を掲載しており、市町村との連携強化にも役立

っている。

(イ) とっとり県民学習ネット

鳥取県の生涯学習情報提供システムとして、「とっとり県民カレッジ」の最新講座情報を提供するとともに、県内公民館や生涯学習関係の情報サイトとのリンクにより、公民館の施設利用・講座等の情報や、生涯学習に関する人材、教材等の情報を提供している。

ウ 自主事業

センターの指定管理に係る委託業務仕様書には、生涯学習の普及振興に関する事業として、「指定管理者が独自に企画・立案した県民の生涯学習の振興を図るための業務を行うこと」とあり、財団では最初に指定管理者となった平成18年度から、歴史、自然、食などをテーマとした「ふるさと再発見生涯学習講座」や家庭教育支援講座、生涯学習スクール「まなび」等の特色ある講座を開設している。

今後は、地域課題解決のためのより実践的な講座や、地域づくりに取り組んでいる団体を支援するような講座を開設していきたいとのことであり、令和3年度から「地域づくりスキルアップ講座」を開催している。

エ 社会教育士の配置

指定管理に係る委託業務仕様書の「組織及び人員配置」では、「生涯学習情報に精通した者を会館事務所に1名以上配置すること。なお、配置する人材には、社会教育施設又は学校教育施設若しくはこれらに類する施設での指導経験があり、生涯学習の振興に関する事業の企画・立案・実施ができる者を含むものとする」とあり、社会教育主事有資格者1名を配置している。

平成27年の鳥取県教育審議会答申では、県の生涯学習振興の中核機関である生涯学習センターの中核機関としての役割にふさわしい専門的人材を配置し、機能の充実を図ることが必要とされているとともに、令和元年度からの第4期指定管理において、新たに県民カレッジの企画・運営が加わるなど業務が拡大していることに対応するため、生涯学習を担当する正職員3名に社会教育主事講習を受講させ社会教育士とすることを目指すなど、職員体制の充実を図っている。

(3) まとめ

今回の調査研究のテーマである「地域の課題解決」に関する主な事業としては、「とっとり県民カレッジ（市町村連携講座）」が挙げられる。令和元年度から始まったばかりということもあり、講座の深まりが少ないのが課題とのことであったが、市町村とはもちろん、県立図書館や高等学校・大学等との連携を更に深めていくとともに、「情報誌 ma・navi（生涯学習とっとり）」で活動を紹介している住民グループ等とも連携することにより、講座内容が充実するとともに、実践につながるものと期待している。

生涯学習・社会教育においては、人に関するウエイトが大きいと思われる。人材の確保に苦勞している自治体もある中で、指定管理という不確定要素があるとともに委託費が限られているものの、公益財団法人鳥取県教育文化財団のように、社会教育士の活用も含め計画的に人材を確保・育成し職員体制の整備を図ることができるのは、指定管理者としての団体の利点なのではないだろうか。（加藤 浩司）

6 島根県立西部社会教育研修センター

所在地：島根県浜田市野原町 1826-1 いわみーる 3F

規模等：敷地面積 12,375 m²、延床面積 6,776 m²、地上 4 階（いわみーる）

開所年月：平成 22 年 4 月

（前身「島根県立西部生涯学習センター」、平成 12 年 4 月）

職員組織：所長 1 名、指導系職員 2 名（常勤）、

その他の職員 2 名（うち社会教育主事有資格者 4 名）

（1）施設の概要

島根県立西部社会教育研修センター（以下、センター）は、「市町村担当者・公民館職員・NPO 関係者など地域における社会教育・生涯学習指導者養成のための研修の実施」、「社会教育・生涯学習に関する学習相談や講師等各種情報の提供」及び「学校と家庭・地域の連携推進」を通じて、県民の生涯学習の振興に資することを目的に、「島根県立生涯学習推進施設条例」に基づき、浜田市に設置された施設である。管理運営は教育委員会の直営であり、所長と指導系職員 2 名、その他の職員 2 名が担っている。

センターは、県立西部総合福祉センター、しまね西部若者サポートステーション、公証役場などが入居する複合施設「いわみーる」の 3 階にあり、研修室、視聴覚室、調理実習室、和室なども備わっている。

なお、島根県には、出雲市に「島根県立東部社会教育研修センター」があり、東部と西部の両センターが連携しながら業務に当たっている。また、両センターの管理及び運営に関する協議組織として、生涯学習推進施設運営委員会が設置されている。

（2）施設運営の特徴

ア センターの機能

センターは、「社会教育にかかわる人材養成研修」、「社会教育にかかわる調査・研究」、「社会教育の情報提供・学習相談」及び「市町村支援」の四つの機能を柱に事業を展開している。ただし、「島根県立社会教育研修センター」の名前が示す通り、4 機能の中でも「研修」に重点を置き、他の機能と連携させながら地域力の醸成に資する人材の養成機関としての役割を担っており、生涯学習推進センターとしては、機能を重点化させたセンターといえる。

センターがこのような役割を担う根拠となっているのは、令和 2 年度を開始年度とする県政運営の指針「島根創生計画」であり、また、「社会教育を進めていくことが地方創生の実現につながる持続可能な地域づくりの基盤である」との考えのもと、社会教育行政の基本理念と「地域づくりを担う人づくり」の提案を行った平成 28 年の島根県社会教育委員の会答申「社会教育で進めるしまねの地方創生」である。

イ 名称の変更と機能の変遷

センターは、設置当初から上記のように機能を重点化させていたわけではない。島根県における生涯学習推進の中核施設は、平成 7 年 4 月に「島根県立生涯学習推進センター」として松江市に設置された。その後、東西に長い島根県の地理的特性に対応するために、平成 12 年 4 月に、「島根県立西部生涯学習推進センター」が浜

田市に設置された。これが、現在の「島根県立西部社会教育研修センター」の前身である。設置当初は、①学習機会の提供（しまね県民大学の運営）、②生涯学習指導者・担当者研修、③地域づくりセミナー（生涯学習推進セミナー、地域生涯学習セミナー、地域教育コーディネーター研修、ボランティアコーディネーター研修）、④メディア研修【東部のみ】、⑤情報提供、⑥学習相談、⑦広報・啓発、⑧視聴覚設備の管理・充実、⑨生涯学習ボランティア活動の推進の諸機能を有していた。

しかしながら、平成 20 年に、島根県行政改革専門小委員会から、センターの役割・機能を見直し指導者・担当者育成に特化すべきとの指摘を受け、機能縮小の検討が行われた。また、この年には、市町村合併により広域学習圏の意義が低下し類似の講座が多くなったことなどを理由に、「しまね県民大学」が廃止された。

そして平成 21 年度からは、社会教育の実践者を対象とする人材養成研修及び交流の拠点として再スタートすることになり、人材養成機能の強化を図ることになった。名称も、平成 22 年度に「島根県立西部社会教育研修センター」に改められ、松江市に設置されていた島根県立生涯学習推進センターは、出雲市の県立青少年の家へ併設移転し「島根県立東部社会教育研修センター」と改称された。

このようにセンターは、幅広い機能を備えた島根県西部生涯学習推進センターとして出発し、「県民を対象とした生涯学習機会の提供」にも重点を置いて取り組んでいたが、平成 21 年以降、行政改革の流れの中で機能の整理がはかられ、当初から備えていた「社会教育にかかわる人材養成研修」に重点を移行させ現在に至っている。

ウ 東部社会教育研修センターとの連携

東西に長い島根県の特徴から、社会教育研修センターが東部と西部に置かれ、それぞれ 3 名の社会教育主事が研修活動や調査活動を担当している。各研修は東西のスタッフ 1 名ずつが担当し、企画から振り返りまでを担当者間、各センター、東西のセンター間で複数回検討され、研修当日も東西の担当者が行き来するなど、両センターが連携を密にして実施している。限られた職員で数多くの事業を展開しつつ質を維持する上で、東西両センターの連携は有効であり、複数のセンターを直営で管理運営する島根県ならではの取組ともいえる。

エ 『地域力』の醸成に資する社会教育指導者・担当者の養成

センターでは、平成 21 年度以降、「地域力」の醸成に資する社会教育指導者・担当者の養成に重点化してきた。平成 21 年度には、社会教育指導者・担当者を県内にバランスよく養成・配置するために、市町村の指導者・担当者に必要な知識・技能の習得をねらいとした「社会教育にかかわる人材の養成」、市町村の指導者・担当者が気軽に活用できる「しまね学習支援プログラムの開発」、県民及び市町村の指導者・担当者に対する「学習情報の提供」を事業の柱に据えた。この年以降、人材養成、プログラム開発そして情報提供は、センターの主要事業として位置づけられている。更に、平成 24 年度からは「市町村支援」が開始され、平成 25 年度からは主要事業の一つに位置づけられた。これは、文部科学省が実施した「公民館 GP」をきっかけに、新しいプログラムの開発により市町村を支援しようというものである。なお、この年の研修事業はのべ 80 件に達している。

平成 26 年からは研修体系の全面改定が行われ、研修は「対象者別」に移行する。

平成 27 年度からは社会教育関係者を対象とした 5 回シリーズの研修会「しまねの社会教育基礎講座」、公民館職員等を対象とした「公民館等職員研修」が開始され、「公民館等実態調査」等が新たに実施された。平成 28 年度には、公民館等活性化プログラムの開発が開始され、平成 29 年度には、地域づくりに主体的に参画する人づくりを担当する社会教育関係者が活用可能な「地域魅力化プログラム」試行版の配付が行われ、平成 31 年度には、同プログラム体験講座が開始された。

オ 公民館事業の転換と研修

これまで述べてきたように、センターは、人材養成、プログラム開発、情報提供そして市町村支援を通して、公民館等を中心とした地域づくりへの支援に一貫して取り組んでおり、その中心となる人材の養成・研修事業は絶えず改善が続けられ、現在にいたっても事業内容の見直しが行われている。正に、センター自らが PDCA サイクルをまわし、事業改善に取り組む姿勢を示しているといえる。

改善に向かう背景にあるのが、これまでの社会教育や地域づくりにおける停滞感である。主体的な住民を育てるためには、地域課題を押し付けてばかりでは長続きしない。事業を通して楽しさや達成感を味わうことで、主体性が生まれる。住民が持つ「やりたい」という思いをもとに事業化し、参画する住民の変容を意識した事業づくりをすることによって楽しさや達成感を味わうことができる。このような考えが基本に置かれている。

そこで、地域づくりでの楽しさ・面白さや自己有用感が得られる事業のつくり方、進め方が検討され、参加型学習を推進することの必要性が認識されるようになった。このような考え方は、センターが参加して作成された、県教育委員会社会教育課の「しまねの社会教育で大切にしたいこと」にまとめられ、センター主催の公民館等職員研修、コーディネーター研修、ファシリテーター養成講座、社会教育基礎講座、つなぐ・つながる実践発表交流会などに反映されることになる。令和 3 年度には、「『種』から住民とともに育てる事業づくり」の研修で具現化されることになった。

＜『種』から住民とともに育てる事業づくり(当初案)＞

- ①趣旨：地域人材の育成とつながりづくりを目指し、住民を巻き込みながら多様な主体との連携・協働による公民館等事業を企画・運営し、その成果と課題を発表し合うことを通して、公民館等職員として求められている資質・能力を高め、ひいては県内社会教育の活性化にもつながる研修として実施する。
- ②対象
市町村が推薦する公民館等職員、社会教育施設職員、市町村社会教育担当者
※各市町村の核となりうる複数年経験している方（おおむね 3 年以上勤務）
- ③研修内容の概略
第 1 回「『種』から住民とともに育てる事業」
第 2 回「住民をその気にさせて事業に巻き込むポイント」
第 3 回「事業実施に向けての悩みをみんなで解決」
第 4 回「事業のセールスポイントと取組の成果を伝えるプレゼンテーション」
第 5 回「紹介しよう、私の実践」

一方、センターは、他の組織や機関などと連携して、受講者の研修の成果が活用

されるための支援を行っている。例えば、受講者の各市町村担当課や派遣社会教育主事に活用の支援を依頼したり、次年度以降の市町村主催研修等の中で、改めて実践事例として発表してもらおう場を作ったりすることにより、研修成果をより広く波及させ、受講者の実践意欲を高めている。また、研修での事業づくりの成果が、受講者の所属先で理解され活用されるように働きかけている。これも、受講者が楽しさや面白さ、自己有用感が得られるための支援の一つといえるであろう。

(3) まとめ

島根県立西部社会教育研修センターは、「地域力」の醸成に資する社会教育指導者・担当者、とりわけ公民館職員の養成に重点を置いた生涯学習推進センターであり、市町村のニーズをもとに開発された「親学ファシリテーター養成」、「地域魅力化プログラム体験」、「グラフィック・レコード研修」等のユニークな企画を始め、数多くの研修事業を展開している。

そのような中で、現在取り組んでいるテーマが「地域づくりの楽しさ・面白さ、自己有用感」である。地域づくりは、ともすると教育委員会や公民館等が課題を設定し住民を巻き込む形で進められる場合が少なくない。センターにおける公民館職員等に対する研修の改善は、公民館が地域を巻き込み住民を積極的に地域課題の解決に向かわせる「公民館主導型」の地域づくりからの脱却のように思われる。新規事業の『種』から住民とともに育てる事業づくり」の研修には、住民が主体的に地域づくりに取り組み、それが継続するための楽しさや面白さ、自己有用感が得られる様々な工夫が盛り込まれている。そして、今後もそのための様々な改善が続けられていくであろう。

住民が自ら課題を設定し解決を図るには、問題解決の手法を住民自身が身に付ける必要があり、地域の実情を確かな証拠(データ)をもとに診断することも必要である。そこには、問題解決のプロセスをたどる面白さや自分の地域をデータで知ることの面白さがあるに違いない。また、課題解決の一端を担うことに伴う自己有用感も得られるであろう。そのような支援ができる公民館職員が求められ、それに必要な資質や能力の育成が、人材養成研修に求められることになる。公民館職員の存在によって、公民館は地域に巻き込まれ、地域の一員として地域づくりの一端を担うことになるのではないだろうか。絶えず事業改善を続けるセンターの今後に期待したい。

また、東部社会教育研修センターと連携して研修や調査・研究に取り組むことで、研修の質を高めたり、調査・研究で得られた知見を共有したりしていることも、複数のセンターを設置し直営する県の強みを生かした特徴の一つといえる。

更に、派遣社会教育主事との連携についても触れておく必要があるだろう。センターエリア内の9市町には、①家庭、学校及び地域が連携協力した社会教育事業、②島根の地域の特性を生かしたふるさと教育、③広域的な市町村の枠組みの拡大に対応した人づくりや地域づくりの推進を担う社会教育主事が10名派遣されている。これらの派遣社会教育主事は、市町の事業のみならず、センターの人材養成事業等の企画や運営にも参加しており、エリア内における公民館職員等の力量形成の一翼を担っている。この点も、他には見られない島根県のセンターの特徴といえる。

(水谷 修)

7 広島県立生涯学習センター

所在地：広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ4階

規模等：執務室面積105㎡

県立図書館との共用部分（会議室、応接室）面積102㎡

開所年月：昭和57年10月

職員組織：所長1名、生涯学習推進マネージャー（非常勤）1名、

総務課（県立図書館総務課と兼務）5名、振興課6名

計13名

（1）施設の概要

ア 沿革

昭和57年10月に「広島県立社会教育センター」として開所。

所在地：広島市東区光町二丁目1番14号

規模等：敷地面積4,453㎡、延床面積4,190㎡、地上4階

平成元年4月に「広島県立生涯学習センター」に名称変更。

平成21年4月に現在の所在地に移転。

イ 移転

平成18年度に広島県庁内の全ての組織・事業を対象に実施した事務事業総点検において、市町村を支援するためのソフト事業に特化することとし、施設を廃止して移転することとした。その検討に当たっては、平成15年10月に広島県分権改革審議会から出された「事務事業の見直し及び行財政改革に係る基本方針」における、生涯学習では「地域の実態や住民ニーズに即した活動が可能で、かつ地域住民や地域に根ざした活動団体との協働が可能な基礎的自治体を中心に役割を整理すべきである」という考え方に基づいている。

ウ 運営方針

広島県立生涯学習センター（以下、センター）は、①調査・研究の充実、②生涯学習に関する情報提供の充実、③生涯学習指導者養成・研修、④モデル事業の開発・実施、⑤社会教育関係団体等との連携、の5項目を運営方針としている。

この5項目は、平成16・17年度に文部科学省の委託事業「社会教育活性化21世紀プラン」を活用して実施した「市町村合併に伴う県立生涯学習センターの役割と機能に関する調査研究」において、市町村生涯学習・社会教育担当課（以下「市町村担当課」という。）や公民館・公民館類似施設（以下「公民館等」という。）、社会教育関係団体に対し、質問紙調査やヒアリング調査を行い、センターに求められる役割・機能としてまとめたものであり、以後、この5項目をセンターの運営方針としている。

（2）施設運営の特徴

運営方針におけるそれぞれの特徴的な取組は次のとおりである。

ア 調査・研究の充実

令和2年度はコロナ禍の中、集合型の研修事業の実施が難しく、調査・研究を兼ね、全ての研修事業をWeb会議システム「Zoom」を活用したオンラインで実施した。

市町村庁舎や公民館等の ICT 環境にも配慮しながら、各研修の目的に応じた研修プログラムの企画・実施のための機器調達、事前の視聴テスト（接続テスト）、当日の運営体制・方法の検討、講師や事例発表者等とのオンラインによる事前打合わせなど、オンライン研修の企画・運営・実施について実践と検証を繰り返し、年度末には「双方向通信を活用した研修事業に関する調査研究—Zoom を活用したオンライン研修の企画・運営・実施を通して—」として報告書を作成した。また、オンライン研修受講の際の操作の参考とするため、「Web 会議システム『Zoom』を活用した『オンライン型』研修会受講・参加の手引き」を作成し、受講者に提供している。

令和 2 年に出された第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会の「議論の整理」において、「これからの学びは、『オンラインによる取組』と『対面による取組』の両者の組合せによって更に豊かなものになる」と示されていることにも合致しており、コロナ禍だけでなく、今後の「アフターコロナ」においても生かせる調査・研究ではないだろうか。

イ 生涯学習に関する情報提供の充実

センターでは、市町村担当課職員や公民館等職員、ボランティア等関係者を対象として、ホームページやメールマガジン等で情報提供を行っている。

その中での特徴的取組は「公民館等の取組事例集」であろう。学びを通じた地域づくりにつながる事例を中心として、センター職員が公民館等を訪問し、担当職員に取材するとともに、ときにはセンター職員自身が講座・イベント等に参加したり、参加者にインタビューしたりするなどして、講座・事業の企画・運営のアイデアとして活用できるようわかりやすい学習プログラムの形にまとめて紹介している。

ウ 生涯学習指導者養成・研修の充実

市町村担当課職員や公民館等職員を対象に、経験年数や職種等に応じた研修を実施している。国立教育政策研究所社会教育実践研究センター主催の社会教育主事講習 B の地方会場運営とともに、広島県公民館連合会や広島県社会教育委員連絡協議会と連携した研修も行っているなど、体系的な研修となっている。

また、市町村担当課や公民館等では、職員体制や旅費等の状況により、上記の研修の受講が難しい職員もいることから、「地域課題対応研修支援」として、各市町村で実施する研修について企画段階から支援を行っている。

センター主催研修については、受講者本人と共に上司を対象とした活用度アンケートを行い、その結果等を踏まえて研修の充実・改善に努めており、3 年ごとに研修体系の見直しも行っている。平成 28 年度からは外部評価として、研修講師や市町研修担当者を委員とした研修改善検討会議を開催している。

エ モデル事業の開発・実施

(ア) 広島版「学びから始まる地域づくりプロジェクト」支援事業

人口減少時代の新しい地域づくりを進めていくためには、住民が主体的に地域の課題や将来像を共有し、解決に向けて地域とともに学び、つながり合い、その成果を社会貢献や地域参画の活動につないでいくことが重要である。地域住民の最も身近な学び・交流の拠点である公民館等の社会教育関係施設は、住民の主体的・協働的な学びを通じた「地域課題解決」の取組を様々な側面から支援・コー

ディネートする役割がより一層期待されていることから、住民の主体的・協働的な「学び」から始まる地域づくりのプロジェクトを公民館等職員が多様な側面からコーディネートする事業として「広島版『学びから始まる地域づくりプロジェクト』」支援事業（以下「ひろプロ」という。）を令和元年度から実施している。

センターによる支援の主な内容は、モデル市町として毎年度2市町（地域）を指定し、住民の主体的・協働的な「学び」から始まる地域づくりのプロジェクトを企画・実施することである。センターによる支援は2年間であり、センター職員がプロジェクトを担当する公民館等職員を指導・助言するとともに、住民の学びのための講座等における講師謝金・旅費を負担している。また、毎年度、「ひろプロ」コーディネーター研修を実施し、モデル事業担当施設職員だけでなく当該市町村や近隣市町村の職員も対象とし、「学びから始まる地域づくりプロジェクト」の考え方や事業実施に当たっての関係機関・団体のコーディネート等について学習する機会を設けている。

しかしながら、コロナ禍により、令和元年度に指定された2市町村は1年目の終わりから2年目にかけて十分な取組ができないまま2年間の事業が終わり、2年度に指定された2市町村は1年目の年間を通してほとんど取組ができなかったため、改めて3年度に指定されている。

(イ) 「親の力」をまなびあう学習プログラム

家庭教育支援事業として、平成18・19年度に、文部科学省の委託事業を活用し、参加型教材である「『親の力』をまなびあう学習プログラム」（以下「親プロ」という。）を開発した。

平成20年度から本格的に実施したが、初めの3年間はセンター主導で、PTA等いろいろな団体への案内や、親プロ講座を進行するファシリテーターの養成、親プロ講座へのファシリテーターの派遣（マッチング）など、全県的な周知や実施体制の整備を行った。

平成23年度からは、ファシリテーターの養成やマッチングは市町村で行うこととし、センターはファシリテーターの養成に係る講義や資料提供等の支援を行うとともに、ファシリテーターの専門性向上におけるステップアップ研修の実施や、家庭・子供に関わる新たな課題等に対応した新規教材の開発や既存教材の見直し等を行っている。開発当時は24教材であったが、令和2年度末現在ではアレンジ版を含め44教材となっている。その中には、広島県が推進しているネウボラ等の場で、乳児と一緒にいる親を対象に短時間で実施できる教材もある。

令和2年度末までに62,000人以上が親プロを活用した講座に参加しており、養成されたファシリテーターも1,000人を超えている。

(ウ) 大学生ボランティアチーム「ワクワク学び隊」

地域学校協働活動推進事業の活動内容の充実、活性化を図るとともに大学生の社会貢献活動への参加支援を目的として、平成23年度から大学生ボランティアチーム「ワクワク学び隊」を放課後子供教室等に派遣している。

令和元年度は、18大学から35チーム401名がエントリーし、派遣件数が231件となっている。

活動内容は、大学生が得意だったりサークルや研究室等で行ったりしている理科実験、工作、レクリエーション、ヒップホップダンス、スポーツ、楽器演奏、アカペラ、学習指導など多岐にわたっており、放課後子供教室等では各チームの活動内容や活動地域、活動時期等を参考にして派遣申請し、その申請内容に合ったチームとのマッチングを行っている。

また、毎年度1回、実践交流会を開催しており、「ワクワク学び隊」メンバーが放課後子供教室等で活動する意義やお互いの活動を交流し合う中で、自分たちの活動が社会的に意義のあることを再確認し、今後の取組の参考にしている。実践交流会開催に当たっては地域学校協働活動推進員等研修会と兼ねることにより、地域コーディネーター等や市町村担当職員に「ワクワク学び隊」派遣の目的や活動内容を情報提供し、放課後子供教室の活動内容の充実・活性化に役立っている。

オ 社会教育関係団体等との連携

平成24年度から日本生涯教育学会瀬戸内支部と連携し、県内外の生涯学習・社会教育関係者の交流の場として広島県生涯学習研究実践交流会を開催している。

以前は、研修事業での演習及びセンター職員の調査研究を発表する場として始まったが、現在は県内外の先進的実践発表や協議・交流の場となっている。

また、広島県公民館連合会及び広島県社会教育委員連絡協議会と広島県教育委員会が共催し、広島県立生涯学習センターが主管として研修会を企画・運営している。

センターの特徴に、生涯学習推進マネージャー（以下「マネージャー」という。）の設置があり、上記のセンターの事業実施において大きな役割を果たしている。

非常勤特別職であるマネージャーは平成14年度に設置され、現マネージャーは4代目である。設置当時は県民を対象とした事業も行っていたことから、事業の企画・実施に民間ノウハウを活用するという目的でNPO関係者がマネージャーに就任していた。研修等の市町村支援に特化して、生涯学習論・社会教育学が専門の研究者がマネージャーに就任しており、研修事業、調査・研究、モデル事業開発等におけるアドバイスや、センター職員の指導など、生涯学習・社会教育の理論的な背景となっている。

(3) まとめ

自前の施設を持たず、市町村支援のソフト事業に特化した広島県立生涯学習センターは、これからの都道府県立生涯学習推進センターの一つのモデルになるのではないだろうか。ただし、他県からの視察や照会があるものの、同様の形態となった施設はまだないことから、このような大きな転換には、広島県での事務事業総点検のような大きなきっかけとなるような出来事が必要となるのであろう。

本調査研究のテーマの一つである「地域課題の解決」についてセンターが取り組んでいる広島版「学びから始まる地域づくりプロジェクト」支援事業のモデル市町支援においては、センター職員の役割がポイントの一つになるが、十分に役割を果たしているとは言えないのが現状ではないだろうか。今後、センター職員の専門性・指導力向上とともに、県教育委員会全体での生涯学習・社会教育関係職員の確保・養成が求められるところである。

(加藤 浩司)

8 千葉市生涯学習センター

所在地：千葉市中央区弁天3丁目7番7号

規模等：敷地面積 13,308.59 m²（中央図書館含む）、延床面積 19,639.03 m²（生涯学習センター6,751.13 m²、共通利用部分 2,612.71 m²、中央図書館 10,275.19 m²）、地上3階地下1階

開所年月：平成13年4月

職員組織：指定管理者 公益財団法人千葉市教育振興財団 41人

（団体独自9人、契約職員7人、非常勤嘱託職員18人、非常勤職員7人）

（1）施設の概要

平成13年4月に千葉市中央区に設立された地上3階、地下1階の千葉市中央図書館との複合施設。

1階：「出会いとふれあいのゾーン」、生涯学習広場において、各種資料提供及び生涯学習相談を実施。

2階：「ネットワークと調査研究のゾーン」、調査・資料室及びホール（300席）。

3階：「学習と創造のゾーン」、研修室、会議室等。

地下1階：「メディア学習のゾーン」、パソコン機器とAV機器が備えられた研修・実習室及び小ホール、スタジオ等。

設置目的：「市民の生涯学習及び交流の場を提供するとともに、生涯学習活動を総合的に支援し、本市（千葉市）における生涯学習の振興を図るための中核的施設」。

年間利用者：100万人以上（図書館を含む）。30万人から40万人（当センターのみ）。講座やイベントへの参加者、3万人以上。

管理運営：平成13年度の開館当初より公益財団法人千葉市教育振興財団（指定管理者制度の導入は平成18年度から現在に至る）。

（2）施設運営の特徴

ア 地域課題解決を可能とする背景

千葉市は、現在のところ、人口減少が進んでいる現状にはないが、千葉市生涯学習センター（以下、センター）は地域づくりに向けた取組を積極的に行っている。そのような取組を可能とする条件として以下のことが挙げられる。

（ア）生涯学習ネットワークの中核的施設としての役割

当センターは、基本コンセプトを「千葉市の生涯外学習の中核的施設として、千葉市第5次生涯学習推進計画の計画目標（市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める～学びを通して地域がつながるまち 千葉市～）の具現化に寄与する」としている。

当センターを管理運営する公益財団法人千葉市教育振興財団は、当センター以外に市内の公民館47館、美術館、市民ギャラリーの管理運営も行っている。平成30年4月より千葉市の公民館が指定管理者制度を導入し、同財団が指定管理者となったことにより、当センターと公民館のつながりも深まってきている。

千葉市は、政令指定都市であり、六つの行政区を持つ。中核公民館は6館あり、

各区に1館配置され、地区公民館は41館ある。6地区の公民館職員が集まって開催する連絡会議を定期的に行っており、当センター職員もこれに参加している。この連絡会議が、職員同士の情報交流の場になっている。当センターが取り組む公民館職員を主な対象とした「生涯学習関係職員研修」は、職員の資質向上のために重要な役割を果たしている。

この他に中核的施設として生涯学習の情報提供や生涯学習相談を行うなど、充実した職員体制を生かして、市民の生涯学習の支援を行っている。6人の生涯学習相談員を1日あたり3人程度配置（休館日を除く）し、生涯学習に関する相談に対応している。さらには、ちば生涯学習ボランティアセンターを運営し、そこに登録されているボランティアに活動の場を提供するため、ボランティアコーディネートを行っている。これは、専門的な知識を持つ職員が多く在籍する当センターだからできることである。

このように、当センターは、同市の生涯学習ネットワークの拠点となる中核的施設としての役割を果たしている。

(イ) 社会教育主事有資格者の配置や特色ある人員配置による効果

当センターにおける41名の職員のうち10名が社会教育主事、12名が生涯学習コーディネーターの有資格者である。

更に、教職経験者を10名配置しており、生涯学習相談業務担当の6名のうち4名が教職経験者である。生涯学習相談員は、ボランティアコーディネートの業務も兼任している。学校、学童保育、放課後子ども教室関係者へボランティアの紹介をする際には、教職経験を生かした、スムーズな対応ができています。指導者養成事業担当の6名のうち1名が教職経験者である。PTA・保護者会役員、放課後子ども教室関係者、地域コーディネーター向けの研修を担当し、市教育委員会の各部署との良好な関係性を築くことにも貢献している。講座企画・運営事業業務担当の18名のうち5名が教職経験者である。小・中学校児童生徒向けの事業の企画や広報の面において、教職経験が生かされている。

当センター職員は、異動が少ないため、比較的長期間にわたって勤務している職員が多い。また、異動があっても千葉市教育振興財団が指定管理している生涯学習施設間での異動であるため、当センター職員として、生涯学習に携わってきた専門性を事業の運営に生かしている。

他の生涯学習施設では、予算の縮小に伴う、人員の削減や職員が早期に入れ替わるため、専門性を十分に発揮しえない状況が課題として挙げられていることが多い。そのような中、長期にわたり勤務することで、センターの抱えている課題や地域の様子を熟知して事業の企画運営に当たっている職員が数多くいることは、当センターの大きな強みとなっている。

イ 現代的課題へ向けた取り組み

このような専門性の高い人材を多く抱えることで、地域づくりへ向けた以下のような取り組みが行えている。

(ア) 現代的課題学習への対応に向けた講座の実施

当センターは、本研究のアンケートにおいて、生涯学習推進センター等で果た

すことが期待されている六つの機能のうち「住民を対象とする学習機会の提供」を最も重点的に取り組んでいる機能と回答している。更に、その中でも「現代的課題学習」を最も重点的に取り組むべき事業として捉え、多様化する社会の動向や市民ニーズを踏まえた講座やイベントを実施している。

当センターの令和3年度事業計画書によると、「現代的課題学習」には、多くのテーマが設定されている。「多様化する社会の動向や市民ニーズを踏まえて取り組むべきテーマ」として、「防災教育」「スポーツ振興」「医療・健康づくり」「福祉」「国際理解・国際交流」「消費者教育」「男女共同参画」「グローバル化」「人権」の9つを設定している。更に、上記以外に、同市の生涯学習推進計画を受けて、継続的に取り組むべき大テーマとして、「キャリア教育の支援」「家庭教育の充実に関する支援」「青少年の健全育成の支援」「高齢化社会への対応」の4つを設定しており、それぞれの大テーマのテーマ設定も細かく行っている。

これらのテーマ設定にあたっては、生涯学習推進計画をベースにしながらも、生涯学習相談員による対面相談や以前実施した講座の応募倍率及びアンケート等から拾い上げた市民のニーズを加え設定している。更に、同市の生涯学習の中核的施設として、他の施設がまだ行っていないような先進的なテーマや生涯学習施策を進める上で継続することが必要となるテーマを選び設定するようにしている。

このように、市民のニーズをテーマに生かすことで、課題意識を持つ市民の研修への参加を促すだけでなく、市民の課題意識と知識を深めることが期待される。更に、参加者が研修会終了後、学びを継続したり、地域課題解決に向けた具体的な取組を進めたりすることも期待できる。

(イ) 生涯学習指導者の養成

当センターでは、指導者等養成事業として「指導者の養成」「学習ボランティア活動の支援」「ちば生涯学習ボランティアセンターの運営」等を行っている。

代表的な事業としては、「生涯学習関係職員研修」がある。公民館職員を対象とした「避難所運営及び防災対応」「公民館職員に必要なアサーティブコミュニケーション」「生涯学習相談・学習情報提供に関する基礎知識」等の研修を行っている。職務を遂行する中で必要となってくる能力のスキルアップや現代的課題に職員が対応していくための知識を広げる等の資質の向上を目指す取り組みを行っている。

公民館職員研修は、「新任職員」「館長・副館長」「主事」といった対象別の研修を行っている他、全職員を対象としたテーマ別の研修を含め、年6回実施している。その研修で扱うテーマは、6地区の公民館職員が集まって開催する連絡会議の際に話し合いを行い、各地区の課題意識を反映しながら設定している。

また、「学習ボランティア活動の支援」としては、施設ボランティア（まなびサポーター）養成研修を継続的に実施している。施設ボランティアは、センター内での活動を主としており、デジタルカメラやパソコン、ビデオ撮影・編集に関する市民向け各種相談会を行ったり、市民向け講座を自主的に企画運営したりしている。更に、「ちば生涯学習ボランティアセンター」を運営し、講師や助言者が身近に見つからない方々と、ボランティアとして地域社会に役立ちたいという方の橋渡しをしている。ボランティアは公募している他、市民自主企画講座の関係団

体等に声をかけ、登録をしてもらっている。現在の登録者数は102団体、1,819人となっている（令和3年10月現在）。登録情報だけではなく、各ボランティアの活動内容をわかりやすく紹介するために、生涯学習ボランティアフェアや登録者紹介講座を行い（後日、活動内容をホームページにも掲載）、生涯学習を進めたい団体や市内の生涯学習施設への案内に努めている。

「市民自主企画講座」は、市民の学習活動を支援する特色ある取みである。これは公募により、NPO法人や市民学習グループ・団体等が企画した講座から、9企画程度を選定し、実際に講座を実施してもらう取組である。当センターは、実施に当たって、チラシの作り方を指導したり、運営の仕方について助言をしたりするなど実施団体の実情に応じた支援を行っている。また、講座実施後にも、報告会をするなど、公募団体の活動が継続するような支援も行っている。このような実施団体の中から、ちば生涯学習ボランティアセンターへの登録を進めるなど、他の生涯学習施設や団体へのつながりが広がるような働きかけも行っている。このように、当センターは市民に必要とされる課題を取り上げ、市民同士の交流の場を提供することにより、地域課題解決への市民参画を広げる取組を行っている。

（3） まとめ

当センターは、市の生涯学習システムの中核的施設として、市民一人一人の多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供のための様々な講座を実施している。講座の開設に当たって、生涯学習相談員による対面での生涯学習相談や実施した講座の応募倍率及びアンケートでの意見、さらには、市民自主企画講座の企画、ボランティアによる講座の企画、調査研究でのアンケート結果など生涯学習センター事業全体から、市民の学習ニーズを把握している。更に、市民側の学習ニーズだけではなく、市の生涯学習推進計画から、生涯学習施策を実施するために必要となる課題も生かして研修テーマとして取り上げている。このようなテーマと講座の内容の設定は、地域課題に関心を持つ市民の講座への参加を促すとともに、課題意識の深化へとつながっていると思われる。

このように、当センターが果たす学習相談の機能と地域住民への学習機会の提供機能、さらには、指導者の養成の機能を横断的につなげることにより、より質の高い地域づくりへの取組を行うことができている。

また、ちば生涯学習ボランティアセンターでは、単なる登録情報のみの情報提供をするだけではなく、各登録ボランティアの活動の様子やその人となりが見えるような取組を行い、市内生涯学習施設や団体の講師として紹介していくなど、人と人のつながりを広げていくことも意識的に行っている。

更に、コロナ禍の状況にあって、昨年度より、当センターをメイン会場とし、市内複数館の公民館をサテライト会場とした同時配信による講座を実施するなど、先進的な取り組みも進めている。このような取組は、コロナ終息後も、人と人をつなげるあたらしい研修の仕方として展開していくことも期待される。

当センターは、このような人づくりの取組を通して、つながりを広め、地域の実情に合わせ現代的課題を解決していこうという取組を進めている。 （湊 一徳）

9 大阪市立総合生涯学習センター

所在地：大阪府大阪市北区梅田1-2-2-500（大阪駅前第2ビル5・6階）
規模等：延床面積3,102.99㎡、鉄筋コンクリート造、地下4階・地上16階の5階全フロアと6階一部
開所年月：平成14年11月
職員組織：指定管理者 大阪教育文化振興財団・SPS共同事業体
所長、副所長（管理課長兼務）、企画推進課長、事業主幹、管理係長、情報担当係長、企画推進係長、連携推進係長、事業担当係長、係員13名、受付スタッフ4名（SPS）※社会教育主事有資格者7名

（1）施設の概要

大阪駅の近隣にある商業施設、大学サテライト等との複合施設。大阪駅前第2ビルの5階全フロアと6階の一部を利用。

情報ロビー：生涯学習の情報の収集と発信。ネットワークコーナー：市民グループの交流や情報交換の場として利用。研修室：5階に八つ、6階に一つ、合計九つ。会議室：六つ。（研修室・会議室は、使用目的や人数に合わせて広さや収容人数が異なる。第1研修室は、AV機器やピアノも完備しており、映画会や音の出るイベントにも利用可能。）メディア研修室：視聴覚機器やパソコンを使った研修に利用。ギャラリー：作品展などで利用。（広さの違うものが二つ）

設置目的：「市民の生涯にわたる学習を支援し、生涯学習の振興を図ることにより、市民の文化と教養を高め、市民生活の向上に寄与する」。（条例）

運営方針：「生涯学習を通じて『市民力』を育み、様々な人々が互いにつながり、支えあう豊かなコミュニティづくりに貢献する」。「情報収集・提供と学習相談」「現代的社会的課題に関する学習機会の提供」「人材養成・研修」「区や地域における生涯学習（教育コミュニティ）への支援」「企画開発とネットワーク」の五つを役割として設定。（生涯学習大阪計画）

（2）施設運営の特徴

ア 生涯学習まちづくり市民大学「いちょうカレッジ」

大阪市立総合生涯学習センター（以下、センター）は、本調査におけるアンケートで、最も重点的に取り組んでいる機能として、「指導者・支援者等の養成・研修」を挙げている。そして、その中でも最も重点的に取り組んでいる事業として「大阪市生涯学習まちづくり市民大学『いちょうカレッジ』」を挙げている。

大阪市生涯学習まちづくり市民大学「いちょうカレッジ」は、開かれた市民大学として「学んだことを地域で生かす」ことをテーマに掲げ、学びと実践の循環を実現し、魅力的な地域づくりをサポートしていこうとする取組である。

いちょうカレッジは、入門科（全2コース）、プレ本科（全2コース）、本科（全2コース）、専科（全6コース）の全12コースからなる。これらのコースは、参加者の知識や興味、課題意識といったニーズに合わせて選択できる。選択の幅を広げることで、初めての参加者への敷居を下げ、より専門的なことを学びたいという参

加者へは、継続的に学習に取り組める仕組みとなっている。それぞれのコースの学びは、単発のものではなく、系統的に学びが深められるような連続講座になっている。「プレ本科」は、これから地域と関わってみたいと思う参加者向けのコースで、地域活動の参加のきっかけづくりを目指している。プレ本科には、「まちクリエイト！実践コース」と「大阪の魅力発信コース」の二つのコースがあり、例年、この二つのコースで講座を行っている。「まちクリエイト！実践コース」は、毎週木曜日の19時からの講座で、まちづくりに興味のある比較的若い世代の受講が多い。また、「大阪の魅力発信コース」は、毎週火曜日の14時からの講座で、地域の文化に興味のある比較的高齢の方の受講が多い。プレ本科への講座受講希望は多くあるが、まちづくりや地域活動などへの興味を持つ方を増やすため、できるだけ新規の受講者が受講できるように調整している。そして、より深く学びを深めたいという方は、「本科」の講座で学ぶような学びの流れになっている。

「本科」は、実際に地域で活躍するための知識や技術を体系的に学ぶ講座内容になっている。「本科」も「プレ本科」と同様に、「まちクリエイト！実践コース」と「大阪の魅力発信コース」の二つのコースがある。どちらのコースも、学んだことを地域で活用していけるようになることを目指し、必要な技術の習得だけでなく、学んだことを生かして成果物の作成を行っている。そして、最終発表で学びを交流し合うという学習のストーリーで講座を進める中で、参加者同士の交流を深め、実際に地域で学びを生かしていこうという意欲付けを行っている。

更に専門的な知識や技術を学ぶために「専科」が設定されている。令和2年度には、「いのちを守る防災」「こどもと地域社会」「SNSを使った広報」「人とつながる魔法 コミュニケーション力」「広報 PR 実践コース～“なぜか気になるポスター”を創ろう！～」「人が集まる場づくり・ファシリテーション」という六つのコースが全3回から5回の連続講座として行われた。

また、新しい取組として地域でまちづくりを行っている方と協力して、地域課題を解決していこうという講座も令和3年度から始めていく予定である。

このように、当センターは「いちょうカレッジ」の取組を通し、生涯学習や地域に興味を持ち、まちづくりをしていこうという方の興味を広げ、必要な知識及び技能を、学習を通して伝えるとともに、参加者同士の交流を進める講座を多数用意することで、学びを通じた地域づくりを支援している。

イ 大阪市生涯学習推進員研修事業とはぐくみネットコーディネーター研修

指導者・支援者等の養成・研修の中での代表的な事業として「大阪市生涯学習推進員研修事業」がある。

大阪市では、平成元年度から、地域社会における身近な学習と交流の拠点として、市内小学校に生涯学習ルームを順次開設し、平成6年度から「大阪市生涯学習推進員」を委嘱している。現在、生涯学習ルームは大阪市内全小学校に開設されており、約1200名の生涯学習推進員が地域で活躍している。生涯学習推進員は、地域住民の学習ニーズに基づいた講習・講座の企画や学習に必要な情報の提供、学習相談への対応など、小学校区単位での生涯学習の支援を行っている。

当センターは、生涯学習推進員の「養成講座」と「3年次研修」を行っている。

「養成講座」は、地域における生涯学習を推進するコーディネーターとして必要な知識を習得するための講座である。原則として当該校区の居住者で、生涯学習活動に意欲があり、生涯学習ルーム運営委員長等の推薦を受けた方を対象者として行われる。また、「3年次研修」は、生涯学習推進員に委嘱又は再委嘱をされた方で、3年目を迎える方及び希望する生涯学習推進員を対象に行う研修である。研修を通して、市内各地域において生涯学習を推進する中心となる人材を養成し、資質向上を図っている。これらの研修は、当センターと阿倍野及び難波市民学習センターが連携しながら行っている。このような全小学校区での生涯学習ルームの設置と生涯学習推進員の配置という仕組みは、市民の生涯学習への取組を促すだけでなく、研修参加者の活動する場所と役割を保証することにつながっている。こうした活躍の場と役割が保証されている上で行う生涯学習推進員の養成と資質向上への研修は、参加者が研修後、地域での学習成果の生かし方を具体的にイメージしやすく、学びと活動の好循環につながる仕組みとなっている。また、生涯学習ルームを各小学校に設置することで、地域の方が子供たちと日常的に交流する場面を作り、生涯にわたり学び続ける姿を子供たちに見せるという教育的効果も期待できる。

更に、各小学校区で行われている生涯学習や地域づくりの取組と学校の教育活動を結び付け、より効果的に、教育コミュニティを形成していくために、「はぐくみネットコーディネーター」の制度がある。大阪市では、平成14年度より「大阪市小学校区協議会－はぐくみネット－」事業を開始し、学校・家庭・地域が連携して子供たちを育む「教育コミュニティづくり」を推進している。その際、学校・家庭・地域をつなぐ役割を果たすコーディネーターとして「はぐくみネットコーディネーター」が市から委嘱されている。現在、はぐくみネットコーディネーターは約1100名おり、平成31年4月に「はぐくみネットコーディネーター設置要綱」が改訂され、地域学校協働活動推進員に位置付けられている。当センターでは、生涯学習推進員との交流を図り、より協働的に子供たちに向けた取組が進められるよう「はぐくみネットコーディネーター研修」を行っている。

このように、当センターは、大阪市が進める地域に根差した生涯学習への取組や地域とともにある学校づくりの取組を人づくりという形で支えている。

ウ 地域学習プログラム「防災学習プログラム教材」の開発と提供

当センターでは、地域課題の解決に向けた事業として、「地域生涯学習プログラムの開発と提供～防災学習プログラム教材の提供～」を行っている。

この地域生涯学習プログラム「OSAKA防災タイムアタック！」の開発は、市民一人一人が防災意識を高め、地震や津波から自分や家族の命を守り、周りの人を助けられるような知識や技能を身に付けることで、地域の防災・減災に寄与することを目的としている。このプログラムの開発は、神戸学院大学現代社会学部社会防災学科と連携して行われたものである。プログラム開発に当たって、平成25年に神戸学院大学と連携講座を開催したことをきっかけに、平成27年に同大学と連携協定を締結した。更に、平成28年3月に生涯学習推進員を対象とした防災意識調査を実施した上で、防災学習プログラムのデザインを開始した。そして、平成29年8月より、プログラムの提供を始めた。このように、市民の防災意識を高めるという地

域課題の解決のため、大学と連携協働しながら、当センターが直接的に取組を行ったものである。取組を進めるに当たっては、大学は専門的な知識を、当センターは、どの年代にもわかりやすく学べるノウハウを出し合い、お互いの強みを生かした連携を行った。

本調査のアンケートでは、全国の生涯学習推進センター等からは、広域をカバーしているため、個別の地域課題に対応することは難しいとの回答が多く寄せられた。このことから、生涯学習推進センター等が地域課題解決に直接的に取り組む際、苦慮していることの一つが地域にとって必要かつ重要な課題を絞り込むことであることがわかる。そのような中であって、当センターは、どこの地域でも考えていく必要がある共通課題の「防災」を課題として設定し、課題解決の活動を通して地域の課題意識を高めることで、それぞれの地域の取組へとつなげようとしている。

このような他の機関との連携協働の在り方や地域課題の設定の仕方は、他の生涯学習推進センター等において地域課題解決の取り組みを進める際、大変参考になる点である。

(3) まとめ

当センターは、大阪市が策定した第3次「生涯学習大阪計画」（平成29年3月）の基本理念「ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習」を実現することを目的に様々な取組を進めている。

市民大学である「いちょうカレッジ」は本来、地域住民への学習機会の提供機能を果たすものであるが、生涯学習指導者の育成の機能も担っている。このように複数のセンター機能をつなげることで、学びをきっかけとして、地域課題に関心を持つ地域のリーダーを育成する役割を果たしている。更に、学習の場を提供することで、地域課題に関心を持つ人たちのネットワーク形成の機能も果たしている。

また、「生涯学習推進員」や「はぐくみネットコーディネーター」への研修を通して、小学校区を中心にした地域の生涯学習推進のためのシステムを支えるための人材育成を担っている。更に、防災学習プログラムの開発で、地域課題を解決するための方法を示している。

この他にも、市民グループ等の自主的・自発的活動を支援し、グループのネットワークづくりを推進することを目的に、登録団体に活動場所やミーティングスペースとして「ラボ・ブース」を提供する他、団体ロッカー等の提供、広報支援及び当センターとの共催事業の実施に関する支援を行い、生涯学習を行う方や団体のつながりをつくる場の提供をしている。

このように、人と人との出会いのきっかけをつくり、つながりをつくる、出会いと交流の場としての役割も当センターは担っている。

当センターは、大阪市が目指す生涯学習の推進のために、人づくり、つながりづくりを通じて、地域課題の解決を目指した取組を進め、大阪市の生涯学習の中核的施設としての役割を果たしている。

(湊 一徳)

第5章 まとめ

生涯学習推進センター等に
求められる
新たな役割・機能について

第5章 まとめ

生涯学習推進センター等に求められる新たな役割・機能について

この章では質問紙調査、インタビュー調査の結果を踏まえ、都道府県及び指定都市の生涯学習推進センター等（以下、「推進センター」という）の現状と課題をとらえ、今後求められる新たな役割・機能を検討する。なお、都道府県の推進センターを中心に検討を行い、必要に応じ指定都市の推進センターにも触れることとする。

1 生涯学習推進センター等の現状と課題—都道府県の推進センターを中心に—

(1) 質問紙調査から分かったこと

ア 運営主体

推進センターの運営が教育委員会から指定管理者へと変化してきている中で、配置される職員数と社会教育主事等の指導系・専門職員数には減少傾向がみられる。この問題は後にも触れるが、社会教育主事有資格者等の指導系・専門職員は、減少傾向に加えて、在籍年数が短期間で入れ替わること、それによって、必要である市町村との連携は教育委員会運営の場合と比べ十分ではなく、推進センター機能を果たす上での問題と大きくかかわる。また、指定管理者が自治体の外郭団体として作られた財団法人やNPO法人の場合もあるが、その力量を見極める必要があることや、主管部局が教育委員会以外にあることの問題など、さらに調べることは課題である。推進センター機能の発揮、事業の質などをどのように確保し、担保していくかは大きな課題である。

指定都市の推進センターでは教育委員会が運営主体である比率は都道府県と変わらないものの、指定管理者が運営する割合がやや多く、その導入施設では100%全面導入している。指定管理の主管部局の多くは教育委員会である。

イ 職員数、専門職員数

配置職員数は半数以上の推進センターで職員数15人未満と少ない一方、指定都市では15人未満は逆に少ない。指定都市では30名以上が4割を超えるが、都道府県は2割ほどである。指導系職員配置、社会教育主事有資格者配置も、指定都市の方が多く充実している。

この実態は予算と人員の削減状況を表しているが、特に都道府県の推進センターでは上記の運営主体の問題とも関わり、職員の専門性は発揮しづらい。また、配置職員数の多寡以上に社会教育主事有資格者配置人数が問題であり推進センターの機能発揮につながっている。社会教育主事有資格者同士ではネットワーク形成や連携体制構築がしやすいが、十分とはいえない状況をもたらしている。また、求められる機能の中でも重要な「地域住民の学習成果の評価・活用」や「調査・研究」への取組の弱さにつながっている。

ウ 各地の推進センターの特色と六つの機能

上記のような体制で運営されている推進センターが重点的に取り組んでいる機

能は、平成 21 年度の調査結果と変わらない。「取り組んでいない機能」として「地域住民の学習成果の評価・活用」、「調査・研究」があげられる。

推進センター全体としてみれば 6 機能はどれも果たされている。だが単独では、取り組んでいない機能・重点的に取り組んでいる機能には推進センター間で差があり、それが各推進センターの特色につながっている。また、「調査・研究」及び「地域住民の学習成果の評価・活用」の機能については、推進センター機能の中心とも考えられる。実はこの機能を果たす中で、職員の能力開発や他機関との連携関係構築を図っていくことができおり、今後さらなる取組と広がりが期待される。この二つの機能を十全に発揮するためにも、市町村等との連携や高等教育機関、全国の推進センター間のさらなる連携と「ネットワーク力」が求められると考えられる。

エ 学習情報提供と学習相談

「生涯学習情報提供・学習相談」の機能については、全ての推進センターで充実し、「学習相談」の対応も 8 割を超えている。ここで、指定都市では提供情報入力「職員」で行われる場合と「情報発信源」での場合が半々であるが、都道府県の推進センターでは「職員」による入力の割合が高い。「サービスエリア」がより広い都道府県では、提供情報入力、学習相談対応には人手の問題もあり、市町村の推進センターや公民館、民間企業等との役割分担や連携・協力がさらに必要であり、指定都市との提供情報・相談内容の違いなども検討や工夫が求められる。

オ 生涯学習システムの現状と地域課題

約半数の推進センターが「生涯学習システム」を持っており、約 9 割は「地域課題解決を目的とした講座」を実施している。また、9 割が「単位認定」を行い、評価制度を持っている。だが、生涯学習システムは必ずしも地域課題解決を主な取り組みにしておらず、「学習機会の提供」と「学習成果の評価・活用」の機能を発揮しているが、「生涯学習システム」は先進事例といえる取組も見られる一方で、事業の在り方についてはさらなる検討が必要と考えられる。

一方、指定都市は「市民カレッジ」のような名称で「生涯学習システム」の取組を行っており、都道府県よりも実施比率はやや多く、単位認定・評価制度も持っている。学習成果の活用支援としては都道府県の 6 割ほどの施設が「人材バンクへの登録」を行っており、指定都市では全ての施設で「人材バンクへの登録」が行われている。なお、指定都市では「地域課題解決」講座が実施講座数の半分以上あるところもあるが、多くは講座数の 1 割以下である。こうした状況での学習成果の活用支援を進めるためには、都道府県の推進センターや近隣市町村等との連携により、「人材バンクへの登録」以外にも活用・活躍分野の幅を広げることが求められる。

カ 当該自治体の支援及び、モデル事業（指導者・支援者等の養成等）の実施

多くの推進センターが「重点的に取り組んでいる」機能として、「指導者・支援者等の養成・研修」、「地域住民を対象とする学習機会の提供」がある。これらは都道府県による市町村支援としての人材育成支援とモデル事業提供になっている。指導者・支援者等の養成は生涯学習を推進する上では不可欠であり、都道府県と市町村との連携による充実した養成・研修事業が望まれる。

また、後者の事業の一例として、広域で利用できる「広島版『学びから始まる地

域づくりプロジェクト』支援事業」のプログラム等の提案がある。他地域でも実施の可能性が高い事業の情報交換や、実験的な事業実施等の結果報告を都道府県・市町村の推進センター間で交換することによってより大きな効果が期待できる。

指定都市では、「指導者・支援者等の養成・研修」を実施していない施設もあるが、当該自治体の「行政委嘱委員」「ボランティアを対象とした事業」等が行われている。都道府県では地域課題への対応については、その解決主体のとらえ方が指定都市との違いもみられる。これらの点を含め、都道府県の推進センターとの密接な情報交換と連携のもと有効な支援事業・モデル事業にしていくことが期待される。

キ 連携・協力先の多様化

事業企画・運営の連携相手先は当該自治体の「生涯学習・社会教育主管課」が多く、市町村、教育事務所が続く。「研修」「情報提供」「連携講座」の事業に関わることが中心であり、事業結果の評価・活用の方法や活躍の場を増やす等点でさらなる連携・協力が求められる。なお、事業企画・運営では自治体内の大学や大学研究室レベルの共催もみられる。

また、必ずしも全国的な推進センター間の連携・協力ができているわけではなく、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが主催する全国的な「推進センター協議会」が、実質的なネットワーク形成を進め、中心的な役割を果たすこと等が期待される。

一方、指定都市の推進センターでは事業企画、事業運営のどちらの面も、近隣市町村等との連携が見られない。都道府県が多様な連携相手先を持つのとは対照的である。

ク 地域課題解決に向けて

都道府県の推進センターには、「地域課題解決の主体は市町村であり、都道府県は直接の主体ではない」という考えがみられる。また、「地域課題は多様であり、把握が難しい」等の意見もある。市町村の課題解決に資することや支援事業の展開は、都道府県の役割である。地域課題は地域による差は大きいですが、課題発見の方法、課題解決への道筋の検討と取組を考え出す方法は千差万別でもない。課題設定方法や課題解決に向けた資源投入方法等々、創意工夫・創造性が必要ではあるが学習可能である。他機関との連携・協力を含めて工夫の余地があろう。中には支援事業を実施する推進センターも見られ、まずは意見交換・情報交換が必要であろう。

また、「職員の資質向上」「計画の確実な実施」「市町村支援の継続」等も課題に挙げられている。市町村支援についてはニーズに従い、推進センターとしての経営的観点から取り組んでいく必要がある。

一方、指定都市の中には、「地域の課題を見いだし、課題設定ができる市民の育成」「市民自ら地域の課題解決を図る際の総合的な支援体制」といった課題がある。都道府県の推進センターとの連携・協力で解決を図る課題であり、連携・協力は不可欠である。その他、「多様な学習方法の構築」「生涯学習ボランティアの育成及び活動支援」「地域と多様な主体との連携・協働の促進」等は、より広域に存在する諸機関・組織との連携・協力で解決すべき課題であり、今後の社会では通信技術の発達や高度化により進展すると考えられる。

(2) ヒアリング調査から分かったこと

ア 運営面での特徴と中心機能：職員数・有資格者数との関わり

今回対象となった推進センターの運営管理が教育委員会「直営」となっている施設は、秋田県、新潟県、島根県西部、広島県の5推進センターであり、茨城県水戸、兵庫県嬉野台、鳥取県、千葉市、大阪市の5施設は指定管理者制度を導入している。このうち、広島県は施設を持たず、ソフト開発に特化した事業展開をしている。

指定管理者制度を導入している場合のヒアリング調査における傾向は、全面導入の比率が高いが、同時に、職員数、社会教育主事資格所有者の配置数は少ない。指定管理者が運営主体の施設では職員数が少なく、教育委員会が運営主体の施設の方が職員数は多い傾向がある。管轄部署が教育委員会でない場合や指定管理者の運営が全面導入の場合、契約・委託業務仕様書の問題ともいえるが、教育委員会との連携や都道府県内の市町村や学校教育サイドとの連携や教育資源の活用、波及効果の確保などが必ずしも十分ではない。だが、諸機能及び事業実施を支える制度や、計画的な人員配置が可能になるような工夫や、社会教育主事資格所有者等（今後は「社会教育士」も含め）を配置する等の工夫がみられる。

また、学習機会提供、学習プログラム作成、学習情報発信の機能は十分達成できているが、調査・研究、職員の専門性向上研修等、生涯学習支援の仕組みの開発や工夫、さらには、生涯学習事業の波及効果を狙った事業や学習成果を生かすこと等は、体制面で難しい面もみられる。教育委員会以外の管轄で指定管理者が運営する場合は教育委員会との関係強化が求められよう。

少ない職員数の推進センターで特徴的な機能発揮や事業実施が行われている事例では、秋田県の「オーダーメイド型の社会教育主事派遣事業」にみられ、他にも茨城県水戸・島根県でみられる派遣社会教育主事制度の存在などの後方支援的な制度が指摘できる。

なお、ここで大きなポイントとして、生涯学習・社会教育施設が今求められている戦略的な運営・経営ができるかどうかという問題を指摘しておきたい。事業の見直しやPDCAを回すことはある程度できても、社会の変化に応じた絶え間ない事業改善等に加えて、新たな仕組みづくりや制度の創案など、今後は生涯学習の高度化への対応が求められると予想される。

イ 構築されているネットワークシステムや生涯大学システム

名称は異なるが「生涯大学システム」の仕組みを持っているのは、秋田県、新潟県、兵庫県嬉野台、鳥取県、大阪市である。大阪市を除き、各都道府県域を対象に市町村と連携を取りながらシステムが作られているが、受講生の募集が特定地区限定の場合もある。

「生涯大学」については、それぞれ特色を持ちながら、学習ニーズに対応し、学習内容・方法、領域、履修時間等々はシステム化され、多くは一定の評価制度を持ち、学びは単位化されている。実施している推進センターに限られるが、提供している学習内容・領域は広いが、地域課題解決力を持つ人材の養成・育成を目指したものが多くなってきている。

代表的なネットワークの他、地区ごとに配置される中心施設と連携を図り機能発揮や事業展開がなされている推進センターが、茨城県水戸、兵庫県嬉野台、島根県西部である。加えて、複合施設の場合や、複数の生涯学習施設を特定管理者が行う場合、指定管理施設間の異動を効果的に進めることができる施設間ネットワークがある。教育委員会管理の場合は、教育関係の施設や都道府県内・市町村内の連携・ネットワークができており、生涯学習情報の提供、学習相談や学習機会の提供を中心に、調査・研究事業、人材養成・研修事業、学習成果の活用への取り組み、若者や高校生を巻き込んだモデルプログラムの実施（茨城県水戸）など、「ネットワーク力」を生かし波及効果を狙った事業・取組が行われている。人々が学んだことを活用する上で重要なボランティアセンターも上記のネットワークに含まれることが多い。また、「生涯大学システム」の事業として、学びを広げる活動・学びをつなげる活動に単位付与（新潟県）や、「学んだことを地域で生かす」（千葉市）上でも、こうしたネットワークは欠かせない。

さらには、高等教育機関との連携が行われているがまだ部分的であることが多い（茨城県水戸、兵庫県、鳥取県、広島県）。しかし、連携事業をきっかけに、大阪市では大学と連携協定を締結している。また、マッチングを図った放課後子ども教室への大学生ボランティアを地域学校協働活動推進員などと交流したり研修会を開催したりして（広島県）、活動の充実・活性化に役立っている。

推進センターを早い時期から設置した兵庫県では、県域全体で独自の「生涯学習支援システム」を作り上げている。

ウ 調査研究と地域課題への取り組み

調査研究機能の発揮、調査研究事業の実施は推進センターの基幹機能、中心事業であることが今回の調査からみえた。調査研究活動は、「シンクタンク」の機能（新潟県）をもたらし、調査研究事業を通して、市町村への単なる情報提供ではなく、モデル事業開発と各種プログラムの提供、質の高い人材養成・研修事業開発、市町村との連携強化と後方支援、地域課題解決への支援等につながっていることが分かる。成功している推進センターはどれも、六つの機能をそれぞれ単独にとらえ事業を実施し機能を果たすのではなく、各機能をリンクさせ、機能間に相乗効果（シナジー効果）を発揮できるようにしている。その核となるのが調査研究の機能である。

専門職員の確保と調査研究機能への取組は、推進センター自身が地域課題をとらえ（新潟県）、各推進センターでは社会人の学習の継続・学び直しの推進、高齢者・障害者など、ライフステージに応じた自己実現、学校・家庭・地域の連携による教育格差対応・家庭教育支援、学校を核とした地域づくり推進を図っている。また、次の時代に向けて、メディア研修会の企画（コロナ禍における生涯学習事業を支える市町村職員の力量形成）や、社会参画の担い手になるための若者支援等々を、検討課題として取り組んでいる（新潟県）。地域課題解決への取組モデルプログラム事例を市町村に共通する課題に絞り、開発・提供している場合もある（大阪市）。

なお、地域課題解決の事業はともすれば公民館等からの押し付け的な事業になりかねない。地域の人々が主体的に取り組め、楽しさや思いの実現と達成感、自己有用感が得られる事業へと工夫されている（島根県西部）。

さらに指摘すれば、調査研究活動の実施は、職員の能力開発と専門性の向上につながっているのが分かる。

エ 学習成果の評価・活用支援

質問紙調査の結果では、都道府県は50%、指定都市では75%ほどが、「生涯大学システム」、「市民大学」を持っている。ヒアリング結果では、地方自治体により異なる部分はあるが、幅広い内容の学習機会提供だけでなく地域課題解決の学習機会をも提供し、学習成果を学習者や自治体が生かせるような対応・仕組みを持っている。中には個人に任せられている場合もある。なお、学習機会の提供の目的、内容、レベル、学習期間等々がどのような仕組み・システムで行われるかは必ずしも同様ではない。

その他、地域ボランティア養成講座などの指導者養成・支援者養成を含め、地域課題解決につながる学習プログラムは、終了後、「人材バンクへの登録」がほとんどであるが、「実際に事業を実施すること」で、学習成果を生かせる仕組みを作っているところがある。生涯大学システムを持っているところは、限定的とはいえ学習成果の評価とその成果を活用するための支援ができています。

さらには、活動の場・役割を保証する形で支援している施設もある（大阪市）。

2 期待される新たな役割・機能

最後に、今回明らかになったことを踏まえ、人口減少が進展する今後の日本社会に向けて、また、大学・短大等の生涯学習センターとの分化が進んできた状況変化から、近未来の推進センターの新たな役割と課題を考えてみたい。

(1) 平成30年の『中央教育審議会答申』等の指摘

第2章にあるとおり、『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について』は、学習成果が地域課題解決につながる学習が求められると指摘する。

「学びと活動の好循環」を作り上げ、課題ある地域の現状を変えていくため、一人ひとりの主体性を生かし、「参加」学習によって能力を開発する。これらは地域住民により身近な推進センターや公民館等が担うことが求められるであろう。

また、「選択する未来」委員会報告も、「まちづくり、しごとづくり、ひとづくりを三位一体で取り組む視点が重要である」としている。これまでも社会教育・生涯学習は、役場、地元の商店街、地場産業の担い手企業、新しいNPOなどが連携協力してまちおこし・まちづくりに取り組んできた。今後は、「しごとづくり」にもかかわる必要がある。これまでにない課題を視野に入れた、従来の延長線上ではない取組が求められる。

加えて、DX（デジタルトランスフォーメーション）は当然のこと、その他いくつかの未来予想も、教育の多様化・教育格差や「社会の分散化」の指摘（NEDO 2020年6月24日 https://www.nedo.go.jp/news/press/AA5_101323.html）、人生100年時代への対応や、始まっているSociety 5.0の時代の進展、そして、コロナ禍^{注1)}後の社会への対応は、団塊の世代が長い間マーケットを牽引してきたが故に、予想を超える人口減少の問題を考えなければならない。他行政等との連携・協力を進めるとともに、

国、都道府県・指定都市・市町村の推進センター、社会教育・生涯学習関係施設がネットワークを形成しつつ、新たな時代の課題に対応することが求められる。

(2) 6機能と見直しの視点について

センターに求められた六つの機能については、全国の推進センター全体では、六つの機能の全てが機能している。推進センターを個別に見れば機能していないものもある。では、当初指摘された六つの機能の見直しは必要であろうか。それについては、むしろ、中でも中心的機能の充実を図ること及び機能間のつながり・かかわりを点検し、重視した取り組みを進めることで、求められる推進センターの役割・機能を発揮できると考える。

また、発展に向けた見直しの視点としては、①六つの機能について、個々の推進センターに不足する機能は何か、②六つの機能のそれぞれが互いに関連を持つことによって充実できる機能は何か、③六つの機能全体をカバーし、他の関連施設等との連携・協力を進め、さらには、全国推進センター間による「ネットワーク力」として求められるものは何か、の3点が考えられる。その観点を踏まえて、今後の推進センターの発展を考えると、次ことが指摘できるであろう。

ア 学習情報提供はインターネットの普及などにより最も整備が進み機能的にも充実している。学習相談は様々な形で実施されているが、生涯大学システムの「大学院」への進学相談も学習相談に含めて考えると、学習成果の活用支援を学習相談の一環に加えることも考えられる。

イ 「学習需要の把握や学習プログラム研究」のみに限定されない調査研究機能は、推進センターの在り方に大きく関わり最も重要な機能ととらえられる。この機能と他の機能とを結びつけることによって、新たな仕組みの制度設計や事業開発等ができていく。このことは創造性発揮のポイントといえる。

ウ 関係機関との連携・協力、事業委託についての機能は職員数や専門職・社会教育主事有資格者数等と関係し、事業委託化、指定管理者制度の導入は必ずしも、連携・協力の推進や事業充実との良い関係・関連にはつながっていない面が見られ、再検討が求められる。逆に機能が充実し事業展開が活発なところは、職員数が多いことや派遣社会教育主事制度などの工夫によるバックアップ体制が取られている。

エ 社会教育関係の委員研修だけでなく、地域課題解決に向けて活躍する人びとやリーダーの人材育成・研修も求められる。地域課題把握能力の養成等には、職員だけでなく、地域住民も共同研究者として関わる「参加型学習」の活動を通して行うことなどが有効といえる。

オ 学習成果を認定、評価する方法に修了証書の発行がある。中には「学習成果を評価すること」を「学びの成果の活用支援」と捉えるところもある。「学んだことをどこで生かせるか」という事前事後の学習相談への対応は、今後ますます必要になってくると考えられる。

カ 地域の実情に応じた必要な講座主催の機能については、連携・協力関係を生かし、それぞれ工夫を凝らし新たな学習機会の創出と提供を行っている。

(3) 指定管理者制度の導入と生涯学習支援制度の設計について

平成2年の中央教育審議会の答申による推進センターに求められてきた六つの機能は、今後とも推進センターが果たしていくことができる。しかし、新しい時代への対応は、行政諸分野、関係機関との連携・協力の更なる推進、新たな仕組みづくり・制度設計等の課題に直面する。その解決には、生涯学習・社会教育の職員・専門的職員が求められるのではないかと考えられる。指定管理者制度導入の在り方は再検討する余地があると考えられる。地域課題解決学習はますます必要になり、その学習と人材養成のシステム化を図ることが求められる。地域の特色を持ちつつも、全国の推進センターにおける一定程度の人材育成の内容・方法等の検討や共通化と、学習機会提供の集約化を図り、「生涯学習システム」での学びを生かすことができ、魅力あるものに仕上げるのが重要になるのではないかと考えられる。

(4) 研究と事業を結ぶ人材の必要性

専門職員を含む研修と能力開発は基本的に On-the-job トレーニング (OJT) と考えられる。予算と職員数の減少が進む中で、推進センターに求められる機能を果たしていくことは困難とも言える。事業等を再度精選し、生涯学習・社会教育の知識・技術・能力のある人材の確保と配置が求められる。中でも、機能の中心となる調査研究と事業開発を結ぶ人材や、上記の生涯学習支援制度設計を担える人材の導入が必要と考えられる。その上で、地域課題解決の人材養成に資するため、専門家や職員による調査研究だけでなく学習者を巻き込んだ、参加型の学習として調査研究を位置付けることも重要と考えられる。

(5) 新たな生涯学習支援システムとしての「ノンフォーマル学習支援」の仕組み

上記(1)～(4)については、各センターが六つの機能とその事業改善・改良を図る中で取り組んできた事業・活動から見えてきたものであり、現状分析と課題等を示した質問紙・ヒアリング調査結果の報告、並びに、上記の(1)を参照していただきたい。また、各推進センターが持っているそれぞれの強みと不足点の検討も、これまでの機能と事業とのつながり・関係を見直すことによって、改革・充実を図ることができるであろう。

終わりに、新たな取組が求められていることについて指摘しておきたい。

社会教育士の誕生は、専門的な知識技術を持った資格取得者に、必要な生涯学習機会を提供すべき事態を生みだしている。社会教育士に研修の場が明確に用意されているわけではない。諸資格がそれぞれの生涯学習を必要としているように、社会教育士にも生涯学習支援が必要である。資格取得者が活躍する場所・自治体を考えても、地域における推進センターがその役割を持つ必要があるのではなかろうか。国立教育政策研究所社会教育実践研究センターでは社会教育主事講習とその研修機会を用意しているが、各地における社会教育士の研修は各推進センターに期待されるといえる。さらには課題を共有しつつ、社会教育士の専門性を維持するためには、全国的な推進センターのネットワーク形成が必要と考えられるが、そのネットワーク力の発揮のためにも国の機関である国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの関わりが求め

られる。

同時にまた、地域の推進センターは地域課題解決につなげる人材の養成・研修を明確にしてよいのではないだろうか。指定都市との役割分担を再検討し、都道府県圏域で行う事業を整理する。その上で、高等教育機関教育とは異なる仕組みの、「ノンフォーマル学習（教育）」支援を行う新たなシステムづくりを考えるのである。実際、各地の推進センターでは地域課題解決に向けた人材の養成が行われている。「広島版『学びから始まる地域づくりプロジェクト』支援事業」のような「地域で活用できる提案プログラム例」は幾つか見られ、「生涯大学システム」における地域課題解決の学びなどを踏まえながら、学習成果の認定と活用支援までの仕組みとその改善・改良が考えられる。その際もネットワーク形成は欠かすことができないと考えられる。

（山本 和人）

【注釈】

1) コロナ禍

2019 年末からの新型コロナウイルス感染症の流行による災難や危機的状況を指す言葉である。2021 年の政府による緊急事態宣言措置や 2022 年 3 月現在も続くまん延防止措置による厳しい制約の中で生活している状況を指す。

参 考

資料 1

令和2年度 社会教育活動の実態に関する基本調査事業

人口減少時代における生涯学習推進センター等の新たな役割に関する調査研究 調査票

人口減少時代における生涯学習推進センター等の新たな役割に関する調査研究委員会
委員長 山本 和人 (東京家政大学 学長)
国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
センター長 上田 浩士

<記入の前にお読みください>

- ・回答の基準日は、設問中に断りのない限り**令和2年10月1日**とします。
- ・回答頂いた内容は統計的に処理し、**担当者名等、個人が特定される情報は、公表しません。**
- ・都道府県別の個票については原則**公開しません。**
- ・いただいた回答について問い合わせることがあります。あらかじめ御了承ください。
- ・色付きのセルが回答欄です。セルの色については次の通りです。

…一覧から選択 …チェックを入れる …記述 …回答不要

■ はじめに、貴自治体と回答いただく方について下記の内容をお書きください。

自治体名		
センター名	都道府県立	
担当者部署		
担当者職名		
担当者氏名		
連絡先 (TEL)		
連絡先 (FAX)		
連絡先 (E-mail)		

それでは、質問を始めます。よろしくお願ひします。

■ 貴施設の運営形態等についてお伺いします。

Q1. 貴施設の運営主体について、回答欄から当てはまるものを選択してください。

	回答欄
運営主体	選択してください
	→ 【 <input type="text"/> 】
	現在の運営主体による運営開始年度 【 <input type="text"/> 】 年度
所管部署	選択してください

Q2. 現在、指定管理者制度を導入されている施設にお伺いします。回答欄から当てはまるものを選択してください。

	回答欄
導入状況	選択してください
選定方法	選択してください
相手先	選択してください
	→ 【 <input type="text"/> 】

Q3. 貴施設の建築形態についてお伺いします。

Q3-1. 建築形態について、回答欄から当てはまるものを選択してください。

	回答欄
	複合施設 (→Q3-2へ)
	→ 【 <input type="text"/> 】

※単独施設：当該施設だけで建物の全部を使用している場合（売店、食堂等も含む。）

複合施設：当該施設と他の施設・機関等が同一建物を共用している場合

Q3-2. Q3-1で「複合施設」を選択された施設にお伺いします。複合の相手施設・機関について、当てはまる欄に☑を入れてください（複数回答可）。

<input type="checkbox"/> 図書館	<input type="checkbox"/> 博物館	<input type="checkbox"/> 文化会館・文化ホール
<input type="checkbox"/> 視聴覚センター・情報センター	<input type="checkbox"/> 公民館（政令市のみ）	
<input type="checkbox"/> コミュニティセンター	<input type="checkbox"/> 青少年教育施設	<input type="checkbox"/> 女性関連施設
<input type="checkbox"/> 児童・高齢者関連施設	<input type="checkbox"/> 体育・スポーツ施設	<input type="checkbox"/> 学校（専修学校、各種学校を含む）
<input type="checkbox"/> 研修施設	<input type="checkbox"/> 商業施設	<input type="checkbox"/> 県庁舎・市役所庁舎
<input type="checkbox"/> 社会福祉施設	<input type="checkbox"/> 労働事務所・労働相談センター	
<input type="checkbox"/> その他（簡潔に御記入ください）	【 <input type="text"/> 】	

Q3-3. 貴施設と複合の相手施設・機関との連携状況についてお伺いします。現在、相手施設・機関と連携して取り組んでいることはありますか。回答欄から当てはまるものを選択してください。

	回答欄
	選択してください
	→ 【 <input type="text"/> 】

Q4. 貴施設の職員についてお伺いします。

Q4-1. 貴施設の職員の内訳について、該当欄に人数を記入してください。

	施設長	指導系職員			その他の職員	社会教育主事 有資格者数
		社会教育主事	指導主事	その他の指導系職員		
専任	人	人	人	人	人	人
兼任	人	人	人	人	人	人
非常勤	人	人	人	人	人	人
指定管理者	人	人	人	人	人	人

※専任：当該施設の常勤の職員として発令されている者。

兼任：当該施設以外の常勤の職員で、兼任発令されている者。または、当該施設の常勤の職員で、他部局や他課との兼任発令もされている者。

非常勤：非常勤の職員として発令されている者。なお、会計年度任用職員、常勤的に勤務しているパート職員及び地方公務員法第22条による臨時職員を含む。

指定管理者：指定管理者に指定された団体の職員（当該施設の業務に従事している者で、常勤・非常勤を問いません）。

※指導系職員：社会教育主事、指導主事等の職名に限らず、主として直接当該施設が行う事業の指導に当たる職員。

その他の指導系職員：社会教育主事補、社会教育指導員、生涯学習推進員等、職名に限らず、社会教育主事及び指導主事以外で、主として直接当該施設が行う事業の指導に当たる職員。

その他の職員：事務職員、技術職員、労務職員等。

Q4-2. 貴施設の「指導系職員」の在籍年数についてお伺いします。該当欄に人数を記入してください。

	指導系職員		
	社会教育主事	指導主事	その他の指導系職員
1年目	人	人	人
2～4年目	人	人	人
5～7年目	人	人	人
8年目以上	人	人	人

■ 貴施設の事業についてお伺いします。

Q5-1. 以下に挙げる生涯学習推進センター等の機能について、選択肢の中から当てはまるものを一つ選択してください。

また、現在貴施設が**最も重点的**に取り組んでいる機能を**一つ**を選択してください。

項目	選択肢
1 学習情報提供・学習相談	選択してください
2 調査・研究	選択してください
3 地域住民を対象とする学習機会の提供	選択してください
4 指導者・支援者等の養成・研修	選択してください
5 関係組織・機関の連携の推進・ネットワークの形成	選択してください
6 地域住民の学習成果の評価・活用	選択してください
7 その他（上記に当てはまらない機能があれば御記入ください）	【 】
最も重点的に取り組んでいる機能	選択してください

Q5-2. Q5-1の「最も重点的に取り組んでいる機能」について、その中で最も重点的に取り組んでいる**事業**の具体的な事業名と事業概要を御記入ください。

事業名	【 】
事業概要	

Q6. 学習情報提供・学習相談事業についてお伺いします。

以下の項目に示すような学習情報提供・学習相談を実施していますか。実施しているものは「○」を、実施していないものは「×」を選択してください。

項目	回答欄
1 ホームページによる学習情報提供	選択してください
2 情報紙（誌），広報紙の発行・配布	選択してください
3 学習情報提供システム（検索システム）の構築・活用	○
3-1 学習情報提供システムを活用した情報提供の内容として、提供しているものは「○」を、提供していないものは「×」を選択してください。	
① 学級・講座，講演会，展示会等の内容，参加方法等の情報	選択してください
② 学習活動の場となる施設の情報	選択してください
③ 学習団体・グループ・サークル等の情報	選択してください
④ 指導者，講師，ボランティア等の指導・協力内容等の情報	選択してください
⑤ 教材，教具等の種類，利用方法等に関する情報	選択してください
⑥ 社会教育活動の事例や学習プログラム等に関する情報	選択してください
⑦ ボランティア活動に関する情報	選択してください
⑧ その他（簡単に御記入ください）	【 <input type="text"/> 】
3-2 学習情報提供システムへの情報入力の方法について、回答欄から当てはまるものを選択してください。	
	選択してください
	→ 【 <input type="text"/> 】
3-3 学習情報提供システムへ情報を提供している機関・団体等について、当てはまる欄に☑を入れてください（複数回答可）。	
<input type="checkbox"/> 教育委員会事務局 <input type="checkbox"/> 首長部局の各課 <input type="checkbox"/> 市町村（※指定都市は都道府県） <input type="checkbox"/> 公民館 <input type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 博物館 <input type="checkbox"/> 青少年教育施設 <input type="checkbox"/> 体育施設 <input type="checkbox"/> 女性関連施設 <input type="checkbox"/> 大学等高等教育機関 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> その他（簡潔に御記入ください）	
4 メールマガジンの配信	選択してください
5 SNSの活用した学習情報提供	選択してください
6 学習情報コーナーの設置（チラシ，リーフレット等の配架）	選択してください
7 学習相談員等による窓口での学習相談	選択してください
8 電話やメールを活用した学習相談	選択してください
9 その他（簡潔に御記入ください）	【 <input type="text"/> 】

Q7. 生涯大学システム（県民カレッジ，市民カレッジ等）についてお伺いします。

Q7-1. 貴施設において、生涯大学システム（県民カレッジ，市民カレッジ等）を実施している場合には「○」を、実施していない場合には「×」を選択してください。

※生涯大学システム：都道府県，指定都市レベルの広域的な地域において，市町村，公民館等社会教育施設，大学等の生涯学習機関等の連携・協力により，体系的な学習機会を提供し，学習成果を生かした社会参加を支援するための総合的システム

回答欄
○

Q7-2. 生涯大学システムの登録講座数及び受講者数について、令和元年度の実績で御記入ください。

※把握していない場合は、その旨を御記入ください。

	主催講座数	連携講座数	合計
登録講座数			0
受講者数			

Q7-3. 主催講座についてお伺いします。 ※令和元年度の実績で御記入ください。

Q7-3-1. 主催講座の内、地域の課題解決を主目的とした講座の数を御記入ください。

※この調査における地域の課題解決を主目的とした講座とは、受講者が「地域コミュニティの将来像や在り方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題とその対応について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる」ことを目的に実施している講座とします。

回答欄

Q7-3-2. Q7-3-1の講座の内、代表的な講座一つについて、講座名と講座概要を御記入ください。

講座名	【		】
講座概要			

Q7-3-3. 主催講座の内、内容・方法等において特色のある講座について、講座名と講座概要を御記入ください。

講座名	【		】
講座概要			

Q7-4. 生涯大学システムにおける単位の認定についてお伺いします。

Q7-4-1. 単位の認定を実施している場合は「○」、実施していない場合は「×」を選択してください。

回答欄	1単位の単位時間		
○	【		】時間

Q7-4-2. 「奨励賞」等、取得単位数に応じて学習の成果を評価する制度がある場合には「○」を、ない場合には「×」を選択してください。

回答欄	選択してください		
→	【		】

Q7-5. 生涯大学を受講する学生等への活動支援として、貴施設が実施していることに☑を入れてください。(複数回答可)。

- 貴施設における学習講座の講師としての活動支援
- 自主活動グループの形成支援
- 既存の社会教育団体等への紹介
- 人材バンクへの登録
- 活動現場とのコーディネート
- その他(簡潔に御記入ください) 【

Q7-6. 生涯大学システムにおいて連携している機関・団体等について、当てはまる欄に☑を入れてください。(複数回答可)。また、連携機関・団体等の合計数を御記入ください。

- 教育委員会事務局
- 公民館
- 図書館
- 体育施設
- NPO法人
- その他(簡潔に御記入ください) 【
- 首長部局の各課
- 博物館
- 女性関連施設
- 民間企業
- 市町村(※指定都市は都道府県)
- 青少年教育施設
- 大学等高等教育機関

連携機関・団体等の合計	【		】
-------------	---	--	---

※合計数を把握していない場合は、「把握していない」と御記入ください。

Q8. 指導者・支援者等の養成・研修についてお伺いします。

Q8-1. 貴センターにおいて実施している指導者・支援者等の養成・研修に関する事業の**事業数**を記入してください。

※この調査における「指導者・支援者等の養成・研修」とは、受講者が学習後に、「人々の自由でかつ自発的な学習活動を直接的または間接的に援助する立場にある者として活動する」人材を養成することを目的に実施している研修等としています。

※事業数をカウントしてください。（同一の講座・研修名で複数回実施している場合は「1事業」となります。）

※該当する事業がない場合は「**該当なし**」を入力してください。

事業数	【	1	】	事業
-----	---	---	---	----

Q8-2 Q8-1の事業のうち、代表的な事業の最大三つまでについて、以下の6つの項目について、選択及び記入してください。

※専門職員：社会教育主事、公民館主事、青少年教育施設の指導主事、社会教育指導員等、**社会教育行政に関わる職員**を対象とした事業について御記入ください。

行政委嘱委員：社会教育委員、生涯学習審議会委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、博物館協議会委員等を対象とした事業について御記入ください。

<事業1>

①	事業名	【		】			
②	対象	<input type="checkbox"/> 専門職員 <input checked="" type="checkbox"/> 行政委嘱委員 <input type="checkbox"/> 地域住民、ボランティア等	※該当する対象に☑を入れてください（複数回答可）。				
③	事業・講座概要						
④	事業を通して養成する指導者・支援者等の資質・能力等	<input type="checkbox"/>	プロデューサー的資質・能力：施策・事業の立案や学習プログラムの企画・立案に関する能力				
		<input type="checkbox"/>	インストラクター的資質・能力：住民の学習を直接教授・指導するために必要な知識・技術				
		<input type="checkbox"/>	アドバイザー的資質・能力：住民の相談に乗り、課題を解決する学習機会や専門機関等を助言するための知識・技術				
		<input type="checkbox"/>	オルガナイザー的資質・能力：学習集団や社会教育関係団体等のリーダーとしての活動に求められる知識・技術				
		<input type="checkbox"/>	ネットワーク的資質・能力：指導者・支援者間のネットワークを形成するために求められる能力及びネットワークの形成				
		<input type="checkbox"/>	コーディネーター・ファシリテーター的能力：学習活動や社会教育活動を調整する能力または学習活動を支援するための知識・技術				
		※該当箇所に☑を入れてください（複数回答可）。					
⑤	事業の 企画 における連携先	<input type="checkbox"/>	貴自治体の生涯学習・社会教育主管課	<input type="checkbox"/>	貴自治体の教育事務所		
		<input type="checkbox"/>	貴自治体が設置する社会教育施設	<input type="checkbox"/>	貴自治体の首長部局		
		<input type="checkbox"/>	市町村（※指定都市は都道府県）	<input type="checkbox"/>	大学		
		<input type="checkbox"/>	学校（大学を除く）	<input type="checkbox"/>	社会教育関係団体		
		<input type="checkbox"/>	文化・芸術関係法人・団体	<input type="checkbox"/>	社会福祉法人・団体		
		<input type="checkbox"/>	NPO法人	<input type="checkbox"/>	民間事業者	<input type="checkbox"/>	過年度の受講者代表
		<input type="checkbox"/>	その他（簡潔に御記入ください）	【		】	
		※該当する箇所に☑を入れてください（複数回答可）。					

⑥	事業の運営における連携先	<input type="checkbox"/> 貴自治体の生涯学習・社会教育主管課 <input type="checkbox"/> 貴自治体の教育事務所 <input type="checkbox"/> 貴自治体が設置する社会教育施設 <input type="checkbox"/> 貴自治体の首長部局 <input type="checkbox"/> 市町村（※指定都市は都道府県） <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 学校（大学を除く） <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 文化・芸術関係法人・団体 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人・団体 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> 過年度の受講者代表 <input type="checkbox"/> その他（簡潔に御記入ください）【 <input type="text"/> 】
		※該当する箇所に☑を入れてください（複数回答可）。

<事業2>

①	事業名	【 <input type="text"/> 】
②	対象	<input type="checkbox"/> 専門職員 <input checked="" type="checkbox"/> 行政委嘱委員 <input type="checkbox"/> 地域住民, ポランティア等 ※該当する対象に☑を入れてください（複数回答可）。
③	事業・講座概要	<input type="text"/>
④	事業を通して養成する指導者・支援者等の資質・能力等	<input type="checkbox"/> プロデューサー的資質・能力：施策・事業の立案や学習プログラムの企画・立案に関する能力
		<input type="checkbox"/> インストラクター的資質・能力：住民の学習を直接教授・指導するために必要な知識・技術
		<input type="checkbox"/> アドバイザー的資質・能力：住民の相談に乗り、課題を解決する学習機会や専門機関等を助言するための知識・技術
		<input type="checkbox"/> オルガナイザー的資質・能力：学習集団や社会教育関係団体等のリーダーとしての活動に求められる知識・技術
		<input type="checkbox"/> ネットワーカース的資質・能力：指導者・支援者間のネットワークを形成するために求められる能力及びネットワークの形成
		<input type="checkbox"/> コーディネーター・ファシリテーター的能力：学習活動や社会教育活動を調整する能力または学習活動を支援するための知識・技術
※該当箇所に☑を入れてください（複数回答可）。		
⑤	事業の企画における連携先	<input type="checkbox"/> 貴自治体の生涯学習・社会教育主管課 <input type="checkbox"/> 貴自治体の教育事務所 <input type="checkbox"/> 貴自治体が設置する社会教育施設 <input type="checkbox"/> 貴自治体の首長部局 <input type="checkbox"/> 市町村（※指定都市は都道府県） <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 学校（大学を除く） <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 文化・芸術関係法人・団体 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人・団体 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> 過年度の受講者代表 <input type="checkbox"/> その他（簡潔に御記入ください）【 <input type="text"/> 】
		※該当する箇所に☑を入れてください（複数回答可）。
⑥	事業の運営における連携先	<input type="checkbox"/> 貴自治体の生涯学習・社会教育主管課 <input type="checkbox"/> 貴自治体の教育事務所 <input type="checkbox"/> 貴自治体が設置する社会教育施設 <input type="checkbox"/> 貴自治体の首長部局 <input type="checkbox"/> 市町村（※指定都市は都道府県） <input type="checkbox"/> 大学 <input type="checkbox"/> 学校（大学を除く） <input type="checkbox"/> 社会教育関係団体 <input type="checkbox"/> 文化・芸術関係法人・団体 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人・団体 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> 過年度の受講者代表 <input type="checkbox"/> その他（簡潔に御記入ください）【 <input type="text"/> 】
		※該当する箇所に☑を入れてください（複数回答可）。

<事業3>

①	事業名	【		】			
②	対象	<input type="checkbox"/> 専門職員	<input checked="" type="checkbox"/> 行政委嘱委員	<input type="checkbox"/> 地域住民, ポランティア等			
※該当する対象に☑を入れてください。(複数回答可)。							
③	事業・講座概要						
④	事業を通して養成する指導者・支援者等の資質・能力等	<input type="checkbox"/>	プロデューサー的資質・能力：施策・事業の立案や学習プログラムの企画・立案に関する能力				
		<input type="checkbox"/>	インストラクター的資質・能力：住民の学習を直接教授・指導するために必要な知識・技術				
		<input type="checkbox"/>	アドバイザー的資質・能力：住民の相談に乗り、課題を解決する学習機会や専門機関等を助言するための知識・技術				
		<input type="checkbox"/>	オルガナイザー的資質・能力：学習集団や社会教育関係団体等のリーダーとしての活動に求められる知識・技術				
		<input type="checkbox"/>	ネットワーク的資質・能力：指導者・支援者間のネットワークを形成するために求められる能力及びネットワークの形成				
		<input type="checkbox"/>	コーディネーター・ファシリテーター的能力：学習活動や社会教育活動を調整する能力または学習活動を支援するための知識・技術				
※該当箇所に☑を入れてください。(複数回答可)。							
⑤	事業の企画における連携先	<input type="checkbox"/>	貴自治体の生涯学習・社会教育主管課	<input type="checkbox"/>	貴自治体の教育事務所		
		<input type="checkbox"/>	貴自治体が設置する社会教育施設	<input type="checkbox"/>	貴自治体の首長部局		
		<input type="checkbox"/>	市町村(※指定都市は都道府県)	<input type="checkbox"/>	大学		
		<input type="checkbox"/>	学校(大学を除く)	<input type="checkbox"/>	社会教育関係団体		
		<input type="checkbox"/>	文化・芸術関係法人・団体	<input type="checkbox"/>	社会福祉法人・団体		
		<input type="checkbox"/>	NPO法人	<input type="checkbox"/>	民間事業者	<input type="checkbox"/>	過年度の受講者代表
		<input type="checkbox"/>	その他(簡潔に御記入ください) 【			】	
		※該当する箇所に☑を入れてください。(複数回答可)。					
⑥	事業の運営における連携先	<input type="checkbox"/>	貴自治体の生涯学習・社会教育主管課	<input type="checkbox"/>	貴自治体の教育事務所		
		<input type="checkbox"/>	貴自治体が設置する社会教育施設	<input type="checkbox"/>	貴自治体の首長部局		
		<input type="checkbox"/>	市町村(※指定都市は都道府県)	<input type="checkbox"/>	大学		
		<input type="checkbox"/>	学校(大学を除く)	<input type="checkbox"/>	社会教育関係団体		
		<input type="checkbox"/>	文化・芸術関係法人・団体	<input type="checkbox"/>	社会福祉法人・団体		
		<input type="checkbox"/>	NPO法人	<input type="checkbox"/>	民間事業者	<input type="checkbox"/>	過年度の受講者代表
		<input type="checkbox"/>	その他(簡潔に御記入ください) 【			】	
		※該当する箇所に☑を入れてください。(複数回答可)。					

Q8-3 指導者・支援者等の養成・研修に関する事業の修了者への活動支援として、貴施設が取り組んでいることに☑を入れてください。(複数回答可)。

<input type="checkbox"/>	スキルアップ研修やフォローアップ研修等の継続した学習機会の提供			
<input type="checkbox"/>	受講者の自主的な学習活動の支援	<input type="checkbox"/>	活動に関する専門的技術的な指導・助言	
<input type="checkbox"/>	活動に関する情報提供及び相談	<input type="checkbox"/>	行政や団体等が行う学習活動への派遣	
<input type="checkbox"/>	活動のコーディネート	<input type="checkbox"/>	自主活動グループの形成支援	
<input type="checkbox"/>	人材バンクへの登録	<input type="checkbox"/>	貴施設における学習講座の講師としての活動支援	
<input type="checkbox"/>	その他(簡潔に御記入ください) 【			】

Q9. 調査・研究についてお伺いします。

Q9-1. 貴施設では、平成30年度から令和2年度の3年間に、地域の課題解決に資する調査・研究事業を実施していますか。

※この調査における「地域の課題解決」に資する調査・研究事業とは、

- ① 解決すべき地域課題についての「実態把握」
- ② 地域課題の解決につながる「学習プログラムの開発」や「モデル事業の開発」
- ③ 地域課題の解決につながる学習プログラムや事業等を全域へ普及する等の「学習成果の評価・活用」に関する調査・研究とします。

回答欄
実施している

Q9-2. Q9-1に関する地域の課題解決に資する調査・研究事業について、事業名を一つ御記入ください。

事業名 【 】

Q9-3. 上記調査・研究事業の実施主体について、選択肢の中から当てはまるものを一つ選択してください。

回答欄
選択してください
→ 【 <input type="text"/> 】

Q9-3-2. 上記実施主体に、社会教育主事は参加していますか。

回答欄
参加している

Q9-3-3. Q9-3-2で回答した社会教育主事の所属について、当てはまる欄に☑を入れてください。(複数回答可)。

- 貴施設 貴自治体の生涯学習・社会教育主管課
- 貴自治体の教育事務所 貴自治体が設置する社会教育施設
- 市区町村教育委員会（※指定都市は都道府県教育委員会）
- その他（簡潔に御記入ください） 【 】

Q9-4. 上記調査・研究事業の研究体制についてお伺いします。

以下の組織・機関について、調査・研究事業の①企画、②実施、③分析、④結果の普及・活用において、連携・協力している場合はその全てに「○」を、していない場合は⑤該当なしに「○」を選択してください。

項目	①企画	②実施	③分析	④結果の普及・活用	⑤該当なし
1 貴自治体の生涯学習・社会教育主管課					
2 貴自治体の教育事務所					
3 貴自治体が設置する社会教育施設					
4 貴自治体の首長部局					
5 市町村（※指定都市は都道府県）					
6 大学					
7 学校（大学を除く）					
8 社会教育関係団体					
9 NPO法人					
10 民間事業者（教育関係）					
11 民間事業者（その他）					
12 社会福祉法人					
13 その他（簡潔に御記入ください） 【 <input type="text"/> 】					

Q9-1-5. 上記調査・研究事業における成果の発信・活用方法について、当てはまる欄に☑を入れてください（複数回答可）。

※事業がまだ終了していない場合は、「予定」で記入してください。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 報告書の作成 | <input type="checkbox"/> ホームページ等のウェブサイトによる公開 |
| <input type="checkbox"/> 報告会・研究交流会等の実施 | <input type="checkbox"/> 貴施設における新規事業の企画・立案 |
| <input type="checkbox"/> 貴自治体の生涯学習・社会教育主管課における新規事業の企画・立案 | |
| <input type="checkbox"/> 指導者・支援者の養成・研修の実施 | <input type="checkbox"/> 市区町村における事業の企画・立案 |
| <input type="checkbox"/> その他（簡潔に御記入ください） | 【 <input type="text"/> 】 |

Q10. 貴施設が地域の課題解決の役割や機能を果たしていく上での課題について御記入ください。

Q11. 貴施設において、独自の人員配置等、運営面において工夫していること、または特色のあることがありましたら、御記入してください。

指定都市立センター等の皆様への質問は以上で終了です。御協力誠にありがとうございました。

ここからは、都道府県立センター等のみお答えください。

Q12. 貴施設と市町村教育委員会の連携状況についてお伺いします。

Q12-1. 昨年度から今年度にかけて、貴施設が行った市町村教育委員会との連携について、該当する項目に☑を入れてください
(複数回答可)。

- 市町村の生涯学習情報提供システムへの学習情報の提供や活用を行った
- 事業等の事例に関する情報の共有を図った 講演会等の講師情報の共有を図った
- 情報誌等の相互提供をした 貴施設が行う研修事業に市町村職員が受講者として参加した
- 貴施設が行う研修事業に市町村職員が講師として派遣してもらった
- 市町村が行う研修事業に貴施設職員を講師として派遣した
- 貴施設が行う指導者・支援者等の養成・研修に関する事業へ、ボランティア等を受講者として推薦してもらった
- 市町村と連携して講座等を企画・実施した 市町村が実施する事業に貴施設職員を派遣した
- 貴施設が実施する事業に市町村職員を派遣してもらった 市町村と連携してモデル事業を行った
- 市町村が行う学習プログラムの企画・立案に協力した
- 市町村と連携して学習成果の評価を実施した 市町村と連携して学習成果の活用を図った
- 各種団体間のネットワーク構築を連携して行った 特に連携はしていない
- その他 (簡潔に御記入ください) 【 】

Q12-2. 貴施設と市町村との連携体制について、該当する箇所に☑を入れてください (複数回答可)。

- オンラインによるネットワーク体制ができている
- 貴施設が主催で、ネットワークを構築するための研修会等を実施している
- 都道府県が主催の連絡会議等の組織ができている
- 市町村との連携担当者を設置している
- 特に連携体制はない
- その他 (簡潔に御記入ください) 【 】

Q12-3. その他、市町村への取組支援として実施しているものがありましたら、御記入ください。

質問は以上で終了です。御協力誠にありがとうございました。

■ 調査票の返送について

本調査票のファイル名を以下を参考に変更し、別紙1に記載のE-mailへ御返送ください。

ファイル名・メール件名表記： (調査票) ○○センター.xlsx

業務改善シートについて

1 業務改善シート作成の経緯

人口減少時代における生涯学習推進センター等の新たな役割に関する調査研究において、

- (1) 地域の学習と活動の拠点として求められる生涯学習推進センター等の役割や機能は何か。
- (2) 「地域課題解決学習」を推進する上での生涯学習推進センター等の役割や、強化すべき機能は何か。
- (3) 生涯学習推進センター等が新たな役割を担っていく上での課題は何か。

以上3点が明らかになりました。

本調査結果及び分析結果を報告書にまとめるとともに、生涯学習推進センター等における六つのセンター機能向上に資する業務改善シートを作成しました。

2 業務改善シートの使用目的

「業務改善のためのチェックシート」に記入することにより、各カテゴリーの評価を行い、「大変できていること」、「できていること」、「しようと思っているが実施できていないこと」、「できていないこと」を整理し、所属センターの現状や実態を把握します。

その後「業務改善のためのチェックシート」を記入して明らかになった現状や実態を踏まえ、「業務改善方針シート」を個人・グループで記述・協議することにより、優先順位を決め業務を改善するためのアイデアを整理・具体化することができます。

3 ダウンロード先の紹介、及びデータの扱い

本調査研究報告書「人口減少時代における生涯学習推進センター等の新たな役割に関する調査研究」は、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターのホームページに掲載されております。

TOP > 社会教育実践研究センター > 調査研究報告書・基礎資料 > 令和3年度調査研究報告書
へ直接アクセスしてください。

こちらの資料の項目に「業務改善のためのチェックシート」「業務改善方針シート」のエクセルデータがありますので、ご自由にダウンロードしてご活用ください。

4 業務改善シートの活用方法

(1) 「業務改善のためのチェックシート」の使用方法について

◎大変できている ○できている △しようと思っているが実施していない ×できていない			
※都道府県センター等・市区町村センター等共通			
No.	カテゴリー	項目	チェック欄
1 ①	学習情報提供・学習相談方法	①ホームページによる学習情報提供	●
		②情報誌、広報紙の発行・配布	●
		③学習情報提供システム（検索システム）の構築・活用	●
		④メールマガジンの配信	●
		⑤SNSを活用した学習情報提供	●
		⑥学習情報コーナーの設置	●
		⑦学習相談員等による窓口での学習相談	●
		⑧電話やメールを活用した学習相談	●

- ・該当する項目にセルを合わせ、クリックすると●がでできますので、カーソルを●に合わせてクリックすると記入ができます。
- ・一覧で実態が確認できますので現状の把握ができます。

(2) 「業務改善方針シート」の使用方法について

- ・「業務改善方針シート」は、誰が何をどのようにすれば業務が改善できるのかを整理するシートになります。

・「業務改善のためのチェックシート」を記入した後に作成してください。

- ア 業務改善のためのチェックシートを記入して、良さや強み、課題や改善点等それぞれ気づいたことを自由に記述してください。
- イ 1に関して、より良くなりそうな点・課題を改善できそうな点についての方策を自由に記述してください。
※ここまでは個人での作業になります。
- ウ 1、2で出したアイデアをグループ等で整理してください。
その際、着手できそうな順に課題①、②、③を作成してください。
※着手できそうな順に課題①、②、③を記入することにより、直近で取り組む改善活動の優先順位を整理できます。



国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター



☆①業務改善のためのチェックシート☆

センター名：（ ）

記入者名：（ ）

◎大変できている ○できている △しようと思っているが実施していない ×できていない

※都道府県センター等・市区町村センター等共通

No.	カテゴリー	項目	チェック欄			
			◎	○	△	×
1①	学習情報提供・学習相談方法	①ホームページによる学習情報提供				
		②情報誌、広報紙の発行・配布				
		③学習情報提供システム（検索システム）の構築・活用				
		④メールマガジンの配信				
		⑤SNSを活用した学習情報提供				
		⑥学習情報コーナーの設置				
		⑦学習相談員等による窓口での学習相談				
		⑧電話やメールを活用した学習相談				
1②	学習情報提供システムを活用した情報提供内容	①学級・講座、講演会展示会等の内容、参加方法等の情報				
		②学習活動の場となる施設の情報				
		③学習団体・グループ・サークル等の情報				
		④指導者、講師、ボランティア等の指導・協力内容等の情報				
		⑤教材、教具等の種類、利用方法等に関する情報				
		⑥社会教育活動の事例や学習プログラム等に関する情報				
		⑦ボランティア活動に関する情報				
1③	学習情報提供システムへ情報を提供している機関・団体	①教育委員会事務局				
		②首長部局の各課				
		③市町村（※指定都市は都道府県）				
		④公民館				
		⑤図書館				
		⑥博物館				
		⑦青少年教育施設				
		⑧体育施設				
		⑨女性関連施設				
		⑩大学等高等教育機関				
		⑪NPO法人				
		⑫民間企業				
2①	生涯大学システム（県民カレッジ、市民カレッジ等）実施の有無	生涯大学システムの単位認定				
		生涯大学システムの修了証の発行				
2②	生涯大学を受講する学生等への活動支援内容	①施設における学習講座の講師としての活動				
		②自主活動グループの形成支援				
		③既存の社会教育団体等への紹介				
		④人材バンクへの登録				
		⑤活動現場とのコーディネート				
2③	生涯大学システムにおいて連携している機関・団体等	①自治体の生涯学習社会教育主幹課				
		②教育事務所				
		③自治体が設置する社会教育施設				
		④自治体の首長部局				
		⑤市町村（指定都市は都道府県）				
		⑥大学等高等教育機関				
		⑦社会教育関係団体				
		⑧文化・芸術関係法人・団体				
		⑨社会福祉法人・団体				
		⑩NPO法人				
		⑪民間事業者				
2④	生涯大学システムを受講する受講生への活動支援・受講生の活用	①センターにおける学習講座の講師としての活動支援				
		②自主活動グループの形成支援				
		③既存の社会教育団体等への紹介				
		④人材バンクへの登録				
		⑤活動現場とのコーディネート				
		⑥生涯大学院への進学				

No.	カテゴリー	項目	チェック欄			
			◎	○	△	×
3①	社会教育行政に関わる職員を対象とした事業を通して養成する指導者・支援者等の資質・能力	①プロデューサー的資質・能力 施策・事業の立案や学習プログラムの企画立案に関する能力				
		②インストラクター的資質・能力 住民の学習を直接教授・指導するために必要な知識・技術				
		③アドバイザー的資質・能力 住民の相談に乗り、課題を解決する学習機会や専門機関等を助言するための知識・技能				
		④オルガナイザー的資質・能力 学習集団や社会教育関係団体等のリーダーとしての活動に求められる知識・技術				
		⑤ネットワーク的資質・能力 指導者・支援者間のネットワークを形成するために求められる能力及びネットワークの形成				
		⑥コーディネーター・ファシリテーター的資質・能力 学習活動や社会教育活動を調整する能力または学習活動を支援するための知識・技術				
3②	社会教育行政に関わる職員を対象とした事業の企画における連携先	①自治体の生涯学習社会教育主幹課				
		②教育事務所				
		③自治体が設置する社会教育施設				
		④自治体の首長部局				
		⑤市町村（指定都市は都道府県）				
		⑥大学等高等教育機関				
		⑦社会教育関係団体				
		⑧文化・芸術関係法人・団体				
		⑨社会福祉法人・団体				
		⑩NPO法人				
		⑪民間事業者				
		⑫過年度の受講者代表				
3③	社会教育行政に関わる職員を対象とした事業の運営における連携先	①自治体の生涯学習社会教育主幹課				
		②教育事務所				
		③自治体が設置する社会教育施設				
		④自治体の首長部局				
		⑤市町村（指定都市は都道府県）				
		⑥大学等高等教育機関				
		⑦社会教育関係団体				
		⑧文化・芸術関係法人・団体				
		⑨社会福祉法人・団体				
		⑩NPO法人				
		⑪民間事業者				
		⑫過年度の受講者代表				
3④	指導者・支援者等の養成・研修に関する事業の修了者への活動支援	①スキルアップ研修やフォローアップ研修等の継続した学習機会の提供				
		②受講者の自主的な学習活動の支援				
		③活動に関する専門的技術的な指導助言				
		④活動に関する情報提供及び相談				
		⑤行政や団体等が行う学習活動への派遣				
		⑥活動のコーディネート				
		⑦自主活動グループの形成支援				
		⑧人材バンクへの登録				
		⑨施設における学習講座の講師としての活動支援				
3⑤	指導者・支援者等の養成・研修に関するICTを活用した事業の実施	①Web会議システムを利用した研修の実施				
		②オンデマンドの作成及び、オンデマンド配信を使用した研修の実施				
		③質問フォームやチャット等を使用した質疑応答				
		④ホワイトボードアプリを使用したオンライン上のグループワーク				
4	地域の課題解決に資する調査・研究事業における成果の発信・活用方法	①報告書の作成				
		②ホームページ等のウェブサイトによる公開				
		③報告会・研究交流会等の実施				
		④施設における新規事業の企画・立案				
		⑤自治体の生涯学習・社会教育主幹課における新規事業の企画・立案				
		⑥指導者・支援者の養成・研修の実施				
		⑦市区町村における事業の企画・立案				

※都道府県センター等対象

No.	カテゴリー	項目	チェック欄			
			◎	○	△	×
1	市町村教育委員会との連携体制	①オンラインによるネットワーク体制ができている				
		②自施設が主催でネットワークを構築するための研修会等を実施している				
		③都道府県教育委員会が主催の連絡会議等の組織ができている				
		④市町村教育委員会との連絡担当者を設置している				
2	実施した市区町村教育委員会との連携内容	①市区町村の生涯学習情報提供システムへの学習情報の提供や活用を行った				
		②事業等の事例に関する情報の共有を図った				
		③講演会等の講師情報の共有を図った				
		④情報誌等の相互提供をした				
		⑤自施設が行う研修事業に市町村職員が受講者として参加した				
		⑥自施設が行う研修事業に市町村職員が講師として派遣してもらった				
		⑦市町村が行う研修事業に貴施設職員を講師として派遣した				
		⑧自施設が行う指導者・支援者等の養成・研修に関する事業へ、ボランティア等を受講者として推薦してもらった				
		⑨市町村と連携して講座等を企画・実施した				
		⑩市町村が実施する事業に貴施設職員を派遣した				
		⑪自施設が実施する事業に市町村職員を派遣してもらった				
		⑫市町村と連携してモデル事業を行った				
		⑬市町村が行う学習プログラムの企画・立案に協力した				
		⑭市町村と連携して学習成果の評価を実施した				
		⑮市町村と連携して学習成果の活用を図った				
		⑯各種団体間のネットワーク構築を連携して行った				



センター名：（ ）

記入者名：（ ）

☆②業務改善方針シート☆

1 「①業務改善のためのチェックシート」を記入して、気づいたことを自由に記述してください。（個人記入）

良さ・強み	課題や改善点

2 1に関して、より良くなりそうな点・課題を改善できそうな点についての方策を自由に記述してください。（個人記入）

3 1、2で出したアイデアを整理してみましょう。（グループ協議）

その際、着手できそうな順に課題①、②、③を整理しましょう。

	課題①	課題②	課題③
改善する課題			
改善活動案			
実施する改善活動			
連携先とその関わり方			
センターとして 目指すべき方向性			
担当係・担当者			

令和2・3年度 社会教育活動の実態に関する基本調査事業

人口減少時代における生涯学習推進センター等の 新たな役割に関する調査研究報告書

令和4年3月



文部科学省
国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

〒110-0007 東京都台東区上野公園12番43号

TEL (03) 3823-0241

FAX (03) 3823-3008
